

長崎県地域防災計画（基本計画編）

令和6年度修正

令和6年11月

長崎県防災会議

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更など（長崎地方気象台）											
ページ	現行計画					修正計画(案)						
14	第1編 序説 第2章 長崎県の概況 第2節 長崎県の風水害 2 長崎県内気象官署の気象観測記録 (6) 日最大1時間降水量の極値・順位値 (単位: mm)					第1編 序説 第2章 長崎県の概況 第2節 長崎県の風水害 2 長崎県内気象官署の気象観測記録 (6) 日最大1時間降水量の極値・順位値 (単位: mm)						
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位
	長崎 1897/4~ 2023/10	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27	長崎 1897/4~ 2024/8	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27
	福江 1962/5~ 2023/10	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19	雲仙岳 1937/1~ 2024/8	134.5 2015/8/25	124.5 2016/6/20	103.5 1972/7/6	99.0 1964/8/23	96.8 1956/8/27
	巖原 1904/1~ 2023/10	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16	福江 1962/5~ 2024/8	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19
	佐世保 1946/11~ 2023/10	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5	巖原 1904/1~ 2024/8	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
	平戸 1940/1~ 2023/10	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15	佐世保 1946/11~ 2024/8	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
							平戸 1940/1~ 2024/8	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15
	(7) 日降水量の極値・順位値 (単位: mm)					(7) 日降水量の極値・順位値 (単位: mm)						
		1位	2位	3位	4位	5位		1位	2位	3位	4位	5位
	長崎 1878/7~ 2023/10	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28	長崎 1878/7~ 2024/8	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

福江 1962/5～ 2023/10	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18
厳原 1886/9～ 2023/10	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11～ 2023/10	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平戸 1940/1～ 2023/10	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	335.5 2023/9/15	329.5 1980/8/29

雲仙岳 1924/1～ 2024/8	482.0 1982/7/24	470.4 1964/8/23	465.2 1957/7/25	459.2 1928/6/28	456.5 2006/8/18
福江 1962/5～ 2024/8	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18
厳原 1886/9～ 2024/8	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11～ 2024/8	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平戸 1940/1～ 2024/8	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	<u>335.5</u> <u>2023/9/15</u>	<u>329.5</u> <u>1980/8/29</u>

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2023/10	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
福江 1962/5～ 2023/10	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7
厳原 1888/1～ 2023/10	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11～ 2023/10	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平戸 1940/1～ 2023/10	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

(8) 月降水量の多い方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2024/8	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
雲仙岳 1924/1～ 2024/8	1587.5 2021/8	1579.5 1982.7	1362.0 2020/7	1324.5 1987/7	1306.7 1928/6
福江 1962/5～ 2024/8	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7
厳原 1888/1～ 2024/8	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11～ 2024/8	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平戸 1940/1～ 2024/8	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値 (単位：mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ 2023/10	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
福江 1962/5～ 2023/10	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
厳原 1886/9～ 2023/10	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
佐世保 1946/11～ 2023/10	0.5 2003/10	2.0 1998/12	<u>6.0</u> <u>2021/10</u>	<u>10.5</u> <u>1974/8</u>	<u>10.5</u> <u>1971/11</u>
平戸 1940/1～ 2023/10	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向 (単位：m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ 2023/10	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
福江 1962/5～ 2023/10	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
厳原 1886/9～ 2023/10	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19
佐世保 1946/11～ 2023/10	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値 (単位：mm)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ 2024/8	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
雲仙岳 1924/1～ 2024/8	<u>3.0</u> <u>1998/12</u>	<u>3.4</u> <u>1939/12</u>	<u>3.8</u> <u>1967/9</u>	<u>9.0</u> <u>1997/10</u>	<u>13.0</u> <u>2006/10</u>
福江 1962/5～ 2024/8	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
厳原 1886/9～ 2024/8	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	2.0 1987/12	2.1 1918/1
佐世保 1946/11～ 2024/8	0.5 2003/10	2.0 1998/12	<u>6.0</u> <u>2021/10</u>	<u>10.5</u> <u>1974/8</u>	<u>10.5</u> <u>1971/11</u>
平戸 1940/1～ 2024/8	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向 (単位：m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1878/7～ 2024/8	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
雲仙岳 1924/4～ 2024/8	<u>60.0</u> <u>東南東</u> <u>1942/8/27</u>	<u>49.0</u> <u>南東</u> <u>1927/9/13</u>	<u>42.0</u> <u>南南東</u> <u>1940/9/11</u>	<u>42.0</u> <u>北東</u> <u>1939/10/16</u>	<u>41.4</u> <u>北北東</u> <u>1938/10/15</u>
福江 1962/5～ 2024/8	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
厳原 1886/9～ 2024/8	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

平戸 1940/1～ <u>2023/10</u>	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10
---------------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------

佐世保 1946/11～ <u>2024/8</u>	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21
----------------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向（単位：m/s及び16方位）

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1951/9～ <u>2023/10</u>	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
福江 1962/5～ <u>2023/10</u>	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳原 1918/10～ <u>2023/10</u>	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	46.2 南南東 2020/9/3
佐世保 1951/3～ <u>2023/10</u>	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.6 東南東 2020/9/7	41.4 北北西 2004/8/30
平戸 1940/1～ <u>2023/10</u>	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 南東 2020/9/7

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向（単位：m/s及び16方位）

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1951/9～ <u>2024/8</u>	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
雲仙岳 1938/1～ <u>2024/8</u>	63.7 北 2004/10/20	60.0 南東 1942/8/27	58.1 東南東 2006/9/17	54.8 × 1970/8/14	54.4 北東 1939/10/16
福江 1962/5～ <u>2024/8</u>	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳原 1918/10～ <u>2024/8</u>	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	46.2 南南東 2020/9/3
佐世保 1951/3～ <u>2024/8</u>	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.6 東南東 2020/9/7	41.4 北北西 2004/8/30
平戸 1940/1～ <u>2024/8</u>	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 南東 2020/9/7

]: 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

×: 欠測の場合、または欠測のために合計値や平均値等が求められない場合

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字の修正（九州電力長崎支店）			
ページ	現行計画		修正計画(案)	
40	第1編 序説 第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 所掌事務又は業務 5 指定公共機関		第1編 序説 第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 所掌事務又は業務 5 指定公共機関	
	機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項
	九州電力株式会社 (長 崎 <u>支 社</u>)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧	九州電力株式会社 (長 崎 <u>支 店</u>)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県生活衛生課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
42	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第1節 防災知識普及計画</p> <p>防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意する<u>(追記)</u>。</p> <p>また県及び市町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第1節 防災知識普及計画</p> <p>防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>また県及び市町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う追記（国土地理院九州地方測量部）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
43	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第1節 防災知識普及計画</p> <p>(略)</p> <p>3 普及にあたっては徹底を図る必要がある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>(追加)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第1節 防災知識普及計画</p> <p>(略)</p> <p>3 普及にあたっては徹底を図る必要がある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	自主防災組織の組織率の修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
49	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第5節 自主防災活動</p> <p>1. 自主防災組織の役割 (略) (3) 自主防災組織の組織化 令和5年4月現在、長崎県における自主防災組織の組織率は74.3%にとどまっている。県は、市町に対して、組織化促進に向けて強力に働きかけていくものとする。</p> <p>組織化に関しては、全市町に対して目標値を設定し、県全体として令和7年度には80%台の組織率となることを目途として推進していく。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定するものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第5節 自主防災活動</p> <p>1. 自主防災組織の役割 (略) (3) 自主防災組織の組織化 令和6年4月現在、長崎県における自主防災組織の組織率は74.8%にとどまっている。県は、市町に対して、組織化促進に向けて強力に働きかけていくものとする。</p> <p>組織化に関しては、全市町に対して目標値を設定し、県全体として令和7年度には80%台の組織率となることを目途として推進していく。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定するものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県地域づくり推進課、防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
52	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第5節 自主防災活動</p> <p>2 県、市町の指導・助成</p> <p>県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、<u>(追加)</u> 自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 地域防災体制の確立 第5節 自主防災活動</p> <p>2 県、市町の指導・助成</p> <p>県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、<u>全国の奏功事例を踏まえた指導・助言に努める。また、</u> 自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。</p> <p><u>(3) 地域コミュニティ対策</u></p> <p><u>地域コミュニティの維持、活性化に向けて、市町などの求めに応じて集落対策や地域運営組織の設立に関するアドバイザーを派遣するとともに、県内先進事例について、ホームページでの発信に努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しに係る追記（県防災企画課、福祉保健課、地域保健推進課、道路維持課） 防災基本計画の記載事項の追記	
ページ	現行計画	修正計画(案)
54		<p><u>第2編 災害予防計画</u> <u>第1章 地域防災体制の確立</u> <u>第7節 防災体制の課題への備え</u></p> <p><u>1 連携と協力</u> <u>(1) 連携と協力</u> <u>平常時から、県、市町は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u> <u>さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチンなどの活用に係る連携についても、県、市町が連携して取り組むよう努める。</u></p> <p><u>(2) 防災行動計画（タイムライン）の策定</u> <u>県、市町は、他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p>(3) <u>道路管理者とインフラ事業者との連携推進</u> <u>県、市町の道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めるものとする。</u></p> <p>2 情報の収集について</p> <p>(1) <u>情報収集のIT化</u> <u>県、市町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>多様な情報の活用</u> <u>県は、情報の共有化を図るため、国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）に接続し、共有した防災情報を活用して、災害対応に努める</u></p> <p>(3) <u>体制の整備</u> <u>県は、機動的な情報収集活動を行うため、関係防災機関と連携して、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶等の多様な情報集手段を活用できる体制の構築を図るとともに、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るよう努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u></p> <p>(4) <u>通信手段の確保</u> <u>県、市町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的な実施に努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p>3 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。</p> <p>(2) 応援・受援計画の策定</p> <p>県、市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。また、派遣される職員が、被災地で自活できる資機材や装備品の充実を図るよう努める。</p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>県、市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>その際、感染症対策のため、適当な空間の確保にも配慮するものとする。</u></p> <p>4 物資の調達、供給活動関係</p> <p><u>ア 県、市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。また、海路による物資輸送に係る連携の拡大にも努める。</u></p> <p><u>ウ 県、市町は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>エ 県、市町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>オ 県、市町の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p>5 災害対策の活動拠点の機能の確保</p> <p><u>県、市町は、庁舎や避難所、備蓄倉庫など、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の耐震化などの防災拠点の耐震化に向けた整備に努める。</u></p> <p>6 避難所環境の整備</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p><u>平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p>(2) 感染症対策</p> <p><u>市町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 状況把握の体制整備</p> <p><u>ア 市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受けとが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害時確保する飼料の種類・量等の見直し（県畜産課）																																																																																														
ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																																													
63	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害備蓄物資並びに災害対策基金等の確保 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画</p> <p>3 種子、飼料等の確保 (2) 飼料 (略) イ 飼料品目および基準所要量</p> <table border="1" data-bbox="273 660 1171 1131"> <thead> <tr> <th>飼料別</th> <th>家畜別</th> <th colspan="2">1日1頭(羽)当たり所要量(kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">配合飼料</td> <td>乳牛</td> <td>経産牛</td> <td>10.00</td> </tr> <tr> <td>肉用牛(肥育)</td> <td>和牛肥育</td> <td>7.71</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>乳雄肥育</td> <td>8.66</td> </tr> <tr> <td>〃(繁殖)</td> <td>経産牛</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>肥育豚</td> <td>2.44</td> </tr> <tr> <td>採卵鶏</td> <td>成鶏</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>ブロイラー</td> <td>仕上げ期</td> <td>0.23</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乾草</td> <td>乳牛</td> <td>経産牛</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>肉用牛(肥育)</td> <td>和牛肥育</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>乳雄肥育</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>〃(繁殖)</td> <td>経産牛</td> <td>4.38</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 算出根拠：長崎県農林基準技術、日本飼養標準等</p>	飼料別	家畜別	1日1頭(羽)当たり所要量(kg)		配合飼料	乳牛	経産牛	10.00	肉用牛(肥育)	和牛肥育	7.71	〃	乳雄肥育	8.66	〃(繁殖)	経産牛	1.00	豚	肥育豚	2.44	採卵鶏	成鶏	0.11	ブロイラー	仕上げ期	0.23	乾草	乳牛	経産牛	9.4	肉用牛(肥育)	和牛肥育	1.29	〃	乳雄肥育	1.29	〃(繁殖)	経産牛	4.38	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害備蓄物資並びに災害対策基金等の確保 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画</p> <p>3 種子、飼料等の確保 (2) 飼料 (略) イ 飼料品目および基準所要量</p> <table border="1" data-bbox="1198 660 2096 1326"> <thead> <tr> <th>飼料別</th> <th>家畜別</th> <th colspan="2">1日1頭(羽)当たり所要量(kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配合飼料</td> <td>乳用牛</td> <td>経産牛</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>肉用牛(肥育)</td> <td>肥育牛(前期)</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃(中後期)</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>〃(繁殖)</td> <td>経産牛</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>子牛(育成)</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃(人工乳)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>種豚</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>肥育豚(30kg～)</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>子豚(～30kg)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>採卵鶏</td> <td>成鶏</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ブロイラー</td> <td>肥育期</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乾草</td> <td>乳用牛</td> <td>経産牛</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>肉用牛(肥育)</td> <td>肥育牛(前期)</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>〃(繁殖)</td> <td>経産牛</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>子牛(育成)</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 算出根拠：長崎県農林基準技術、日本飼養標準等</p>	飼料別	家畜別	1日1頭(羽)当たり所要量(kg)		配合飼料	乳用牛	経産牛	11.0	肉用牛(肥育)	肥育牛(前期)	4.3	〃	〃(中後期)	8.5	〃(繁殖)	経産牛	0.8	〃	子牛(育成)	3.7	〃	〃(人工乳)	0.5	豚	種豚	2.5	〃	肥育豚(30kg～)	2.5	〃	子豚(～30kg)	0.6	採卵鶏	成鶏	0.10	ブロイラー	肥育期	0.17	乾草	乳用牛	経産牛	12.8	肉用牛(肥育)	肥育牛(前期)	3.9	〃	(削除)	(削除)	〃(繁殖)	経産牛	4.7	〃	子牛(育成)	1.3
	飼料別	家畜別	1日1頭(羽)当たり所要量(kg)																																																																																												
	配合飼料	乳牛	経産牛	10.00																																																																																											
		肉用牛(肥育)	和牛肥育	7.71																																																																																											
〃		乳雄肥育	8.66																																																																																												
〃(繁殖)		経産牛	1.00																																																																																												
豚		肥育豚	2.44																																																																																												
採卵鶏		成鶏	0.11																																																																																												
ブロイラー		仕上げ期	0.23																																																																																												
乾草	乳牛	経産牛	9.4																																																																																												
	肉用牛(肥育)	和牛肥育	1.29																																																																																												
	〃	乳雄肥育	1.29																																																																																												
	〃(繁殖)	経産牛	4.38																																																																																												
飼料別	家畜別	1日1頭(羽)当たり所要量(kg)																																																																																													
配合飼料	乳用牛	経産牛	11.0																																																																																												
	肉用牛(肥育)	肥育牛(前期)	4.3																																																																																												
	〃	〃(中後期)	8.5																																																																																												
	〃(繁殖)	経産牛	0.8																																																																																												
	〃	子牛(育成)	3.7																																																																																												
	〃	〃(人工乳)	0.5																																																																																												
	豚	種豚	2.5																																																																																												
	〃	肥育豚(30kg～)	2.5																																																																																												
	〃	子豚(～30kg)	0.6																																																																																												
	採卵鶏	成鶏	0.10																																																																																												
ブロイラー	肥育期	0.17																																																																																													
	乾草	乳用牛	経産牛	12.8																																																																																											
		肉用牛(肥育)	肥育牛(前期)	3.9																																																																																											
		〃	(削除)	(削除)																																																																																											
〃(繁殖)		経産牛	4.7																																																																																												
〃	子牛(育成)	1.3																																																																																													

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の事業体系変更に伴う改正及び森林整備保全計画の見直しによる改正（県森林整備室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
65	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画 1 治山事業</p> <p>(略)</p> <p>(1) 主な治山事業 ア 一般治山事業 ア) 山地治山事業</p> <p>(略)</p> <p><u>④ 地域防災対策総合治山事業</u> <u>荒廃山地、荒廃危険山地等が存する一定地域における山地災害の未然防止や、荒廃地等の緊急的な復旧整備を実施する。</u> (追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画 1 治山事業</p> <p>(略)</p> <p>(1) 主な治山事業 ア 一般治山事業 ア) 山地治山事業</p> <p>(略)</p> <p><u>④ 山地災害重点地域総合対策</u> <u>リモートセンシング技術を活用して調査し、計画を策定した危険個所の復旧整備や崩壊等を未然に防止する。</u></p> <p><u>⑤ 林地荒廃防止</u> <u>激甚災害法に基づき指定された災害により被災した地域において、風倒木・流木などに起因する山地災害を未然に防止する。</u></p> <p>(略)</p>
66	<p><u>(ウ) 水源地域等保安林整備事業</u> <u>① 水源地域整備</u> <u>水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域において水源の確保と国土の保全に資するため荒廃地の復旧整備、荒廃森林の整備を総合的に実施する。</u></p>	<p><u>(ウ) 流域保全総合治山事業</u> <u>流域保全総合治山</u> <u>流域保全上重要な水系の上流森林等において、筋工・柵工などの簡易構造物の設置や組み合わせにより、森林における雨水の浸透・保水機能の向上や流木に起因する災害を未然に防止する。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>②共生保安林整備統合補助（生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然景観保全治山） 快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図るため、防災機能発揮が必要とされる地域における森林の総合的整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 治山事業実施計画 令和<u>元</u>年度を初年度とする森林整備保全事業計画（令和<u>元</u>年度～<u>5</u>年度）に基づき実施する。</p>	<p>②（削除）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 治山事業実施計画 令和<u>6</u>年度を初年度とする森林整備保全事業計画（令和<u>6</u>年度～<u>10</u>年度）に基づき実施する。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県砂防課） 表現・誤字の訂正、防災対策の見直し等（県港湾課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
67	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県土保全対策計画</p> <p>3 砂防事業 (略)</p> <p>今後も強力にハード面の施設による土砂災害防止対策を実施するとともに、本県の情報基盤緊急整備計画により整備される降雨等の情報収集処理システムとして長崎県河川砂防情報システムの構築や土砂災害の発生するおそれがある土砂災害警戒区域等の指定など、地域住民の自主避難や市町村が持つ警戒・避難体制の確立等に役立つ情報として、土砂災害に関する警戒情報の提供・伝達（<u>追加</u>）を実施するなど、県民を土砂災害から守るためハード・ソフト両面から安全・安心対策を実施している。</p> <p>5 海岸保全施設整備事業（国土交通省港湾局所管） (略)</p> <p>(1) <u>高潮対策</u> 高潮、波浪、津波等の海水による災害を防除するため、海岸保全施設の<u>施設</u>または改良を行う。</p> <p>(2) <u>侵食対策</u> (略)</p> <p>(3) <u>老朽化対策</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県土保全対策計画</p> <p>3 砂防事業 (略)</p> <p>今後も強力にハード面の施設による土砂災害防止対策を実施するとともに、本県の情報基盤緊急整備計画により整備される降雨等の情報収集処理システムとして長崎県河川砂防情報システムの構築や土砂災害の発生するおそれがある土砂災害警戒区域等の指定など、地域住民の自主避難や市町村が持つ警戒・避難体制の確立等に役立つ情報として、土砂災害に関する警戒情報の提供・伝達、<u>市町のハザードマップ作成支援</u>を実施するなど、県民を土砂災害から守るためハード・ソフト両面から安全・安心対策を実施している。</p> <p>5 海岸保全施設整備事業（国土交通省港湾局所管）、<u>港湾事業及び空港事業</u> (略)</p> <p>(1) <u>高潮対策事業</u> 高潮、波浪、津波等の海水による災害を防除するため、海岸保全施設の<u>新設</u>または改良を行う。</p> <p>(2) <u>侵食対策事業</u> (略)</p> <p>(3) <u>老朽化対策事業</u> (略)</p> <p><u>(5) 港湾事業</u> <u>台風による港内施設への高潮・高波被害を防止するため、防波堤の機能強化を行う。</u></p> <p><u>(6) 空港事業</u> <u>航空機による人員、緊急物資等の緊急輸送体制の構築を図るため、滑走路端安全区域などの整備を行う。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	県営漁港数の記載削除（県漁港漁場課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
70	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 漁港海岸保全施設整備事業及び水産基盤整備事業 ～ (略) ～長崎漁港等県営50漁港において～ (略)</p> <p>9～10 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 漁港海岸保全施設整備事業及び水産基盤整備事業 ～ (略) ～長崎漁港等県営漁港 <u>削除</u> において～ (略) ～</p> <p>9～10 (略)</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画修正に伴う修正（県盛土対策室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
71	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>9 盛土対策</p> <p>県及び市町は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 県土保全対策計画</p> <p>9 盛土対策</p> <p>県は市町と連携し、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について<u>安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする</u>。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県道路維持課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
89	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第6節 道路災害予防計画</p> <p>1 道路整備事業</p> <p>(2)基本対策</p> <p>エ 災害危険箇所の解消に努める。 (資料編8 道路災害予防計画)。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防対策 第6節 道路災害予防計画</p> <p>1 道路整備事業</p> <p>(2)基本対策</p> <p>エ 災害危険箇所の解消に努める。 (資料編8 道路災害予防計画) <u>このうち、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直しに係る修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
91	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防画 第9節 (追加)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 形態別災害予防画 第9節 <u>孤立集落対策</u></p> <p><u>1. 孤立集落への迅速な初動対応</u> <u>(1) 孤立の可能性のある集落の情報について、市町と連携し把握に努め、関係機関において、共有する。</u> <u>(2) 県総合防災情報システムの地図上に、道路通行止め、ヘリポート、ヘリコプター離発着適地、防災拠点港、空港などの参考情報を入力し、関係機関で共有するとともに、災害対策本部における進入対策の検討における活用に努める。</u> <u>(3) 孤立集落が発生した場合の対応についての図上訓練やシミュレーションに努める。</u></p> <p><u>2. ヘリコプター、船舶の活用</u> <u>(1) 県は、市町の協力により、ヘリコプター離発着適地の確保や離発着可能な機材の把握に努め、災害時のヘリコプターの円滑な活用に努める。</u> <u>(2) 県は、市町と連携し、進入対策に活用できる港湾・漁港の情報を関係機関と共有する。</u></p> <p><u>3. ドローン(無人飛行機)の活用のための備え</u> <u>県、市町は、捜索や情報収集、物資の運搬などのため、ドローン(無人飛行機)の活用促進のため、配備や民間団体等との連携の強化に努める。</u></p> <p><u>4. 通信手段の確保</u> <u>県と市町間について、衛星通信等を使用したインターネット機器などによる通信手段を確保するための検討を進める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県障害福祉課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
94	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>3. 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>避難行動支援に係る共助力の向上</u> 市町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。</p> <p>⑩ (追加)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>3. 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>障害者の緊急通報（新設）</u> 市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>⑩ <u>避難行動支援に係る共助力の向上</u> 市町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県福祉保健課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
95	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>3 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3)</u> 観光客・旅行者等の安全確保</p> <p><u>(4)</u> 外国人の安全確保</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>3 地域における避難行動要支援者対策の強化</p> <p><u>(3) 福祉避難所等における福祉支援確保</u> <u>県は、福祉避難所等における福祉支援確保のため、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の派遣の体制づくりに努める。</u> <u>①DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員の登録推進を図る。</u> <u>②平時から連絡体制の確認や派遣時のルールづくりなど、災害時に速やかに支援活動につながる体制づくりに努める。</u></p> <p><u>(4)</u> 観光客・旅行者等の安全確保</p> <p><u>(5)</u> 外国人の安全確保</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県県民生活環境課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
95	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>(2) 県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県、市町及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。 (県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生活環境部県民生活環境課)</p> <p>① 県災害ボランティア本部の設置・運営（県社会福祉協議会） ② 災害時のボランティアの窓口となる(追加)災害ボランティアセンターの設置・運営（市町社会福祉協議会）</p> <p>市町社会福祉協議会と市町は、協議のうえ、(追加)災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備</p> <p>(2) 県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。</p> <p><u>また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。</u></p> <p>(4) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県、市町及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。 (県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生活環境部県民生活環境課)</p> <p>① 県災害ボランティア本部の設置・運営（県社会福祉協議会） ② 災害時のボランティアの窓口となる市町災害ボランティアセンターの設置・運営（市町社会福祉協議会）</p> <p>市町社会福祉協議会と市町は、協議のうえ、市町災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	表現・誤字の訂正、最新の情報への更新に伴う修正（長崎地方気象台）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
114	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <p>※ <u>地面現象</u>注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、<u>地面現象</u>警報はその警報事項を気象警報に、<u>地面現象</u>特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</p> <p><u>地面現象</u>特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p>2 特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <p>※ <u>土砂崩れ</u>注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、<u>土砂崩れ</u>警報はその警報事項を気象警報に、<u>土砂崩れ</u>特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</p> <p><u>土砂崩れ</u>特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p>
116	<p>【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】 （4）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p>	<p>【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】 （4）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。<u>ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</u></p>
120	<p>別表4 <u>高潮警報・注意報発表基準</u> 平成24年5月29日現在 <u>【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】</u> <u>（1）～（10）（略）</u></p>	<p>別表4 <u>高潮警報・注意報基準</u> 平成24年5月29日現在 <u>（削除）※P116に記載済み。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	表現・誤字の訂正、最新の情報への更新に伴う修正（長崎地方気象台）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ページ	現行計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
115	<p>警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>(福岡管区気象台管内)</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月8日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">発表対象</th> <th colspan="10" style="text-align: center;">長崎地方気象台</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">所屬予報区</th> <th colspan="10" style="text-align: center;">長崎県</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">一次区分区域</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">南部</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">北部</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">西岐・対馬</th> <th colspan="1" style="text-align: center;">五島</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">市町村等をまとめた地域</th> <th style="text-align: center;">島原半島</th> <th style="text-align: center;">島嶼地区</th> <th style="text-align: center;">諫早・大村地区</th> <th style="text-align: center;">西彼半島</th> <th style="text-align: center;">平戸・松浦地区</th> <th style="text-align: center;">佐世保・東彼地区</th> <th style="text-align: center;">西岐</th> <th style="text-align: center;">上対馬</th> <th style="text-align: center;">下対馬</th> <th style="text-align: center;">上五島</th> <th style="text-align: center;">下五島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警</td> <td>大雨</td> <td colspan="11">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="11">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td>陸上 20m/s^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td colspan="5"></td> <td>陸上 20m/s 海上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風警(平均風速)</td> <td>陸上 20m/s^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 警を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 警を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う</td> <td colspan="5"></td> <td>陸上 20m/s 海上 20m/s 警を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="11">平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">報</td> <td>波浪(有義波高)</td> <td>外海 6.0m 有明海 2.5m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td>外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td>6.0m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td colspan="5"></td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>暴雨</td> <td colspan="11">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="11">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="11">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td>陸上 10m/s^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td colspan="5"></td> <td>陸上 12m/s 海上 12m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注</td> <td>風警(平均風速)</td> <td>陸上 10m/s^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 警を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 警を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う</td> <td colspan="5"></td> <td>陸上 12m/s 海上 12m/s 警を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="11">平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td>外海 2.5m 有明海 1.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td>外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td>2.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td colspan="5"></td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>暴雨</td> <td colspan="11">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雹</td> <td colspan="11">雹警等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">常</td> <td>濃霧</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td>陸上 100m 外海 500m 有明海 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 海上 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td colspan="5"></td> <td>陸上 100m 海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="11">①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="11">積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雪 3 降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="11">夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が9日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">備</td> <td>霜</td> <td colspan="11">11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="11">11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜氷・着雪</td> <td colspan="11">大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃ 湿度90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">110mm</p> <p>^{*1} 豊後特別地域気象観測所の観測値は、25m/sを目安とする。 ^{*2} 豊後特別地域気象観測所の観測値は、17m/sを目安とする。</p>											発表対象		長崎地方気象台										所屬予報区		長崎県										一次区分区域		南部				北部			西岐・対馬		五島	市町村等をまとめた地域		島原半島	島嶼地区	諫早・大村地区	西彼半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区	西岐	上対馬	下対馬	上五島	下五島	警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合											洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合											暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s						陸上 20m/s 海上 20m/s	暴風警(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う						陸上 20m/s 海上 20m/s 警を伴う	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm											報	波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m						6.0m	暴雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合											大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合											洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合											強風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s						陸上 12m/s 海上 12m/s	注	風警(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う						陸上 12m/s 海上 12m/s 警を伴う	大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm											波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m						2.5m	暴雨	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合											雹	雹警等により被害が予想される場合											常	濃霧												濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m						陸上 100m 海上 500m	乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%											なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雪 3 降雪の深さ30cm以上											低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が9日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下											備	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下											霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下											霜氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃ 湿度90%以上										
発表対象		長崎地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
所屬予報区		長崎県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一次区分区域		南部				北部			西岐・対馬		五島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村等をまとめた地域		島原半島	島嶼地区	諫早・大村地区	西彼半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区	西岐	上対馬	下対馬	上五島	下五島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s						陸上 20m/s 海上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	暴風警(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 警を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 警を伴う						陸上 20m/s 海上 20m/s 警を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
報	波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m						6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	暴雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	強風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s						陸上 12m/s 海上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
注	風警(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 警を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 警を伴う						陸上 12m/s 海上 12m/s 警を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m						2.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	暴雨	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	雹	雹警等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
常	濃霧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m						陸上 100m 海上 500m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雪 3 降雪の深さ30cm以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が9日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
備	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	霜氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃ 湿度90%以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

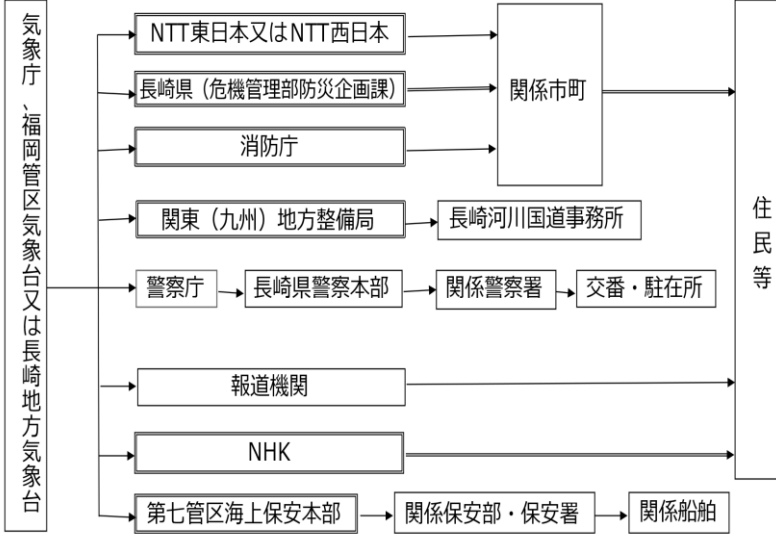
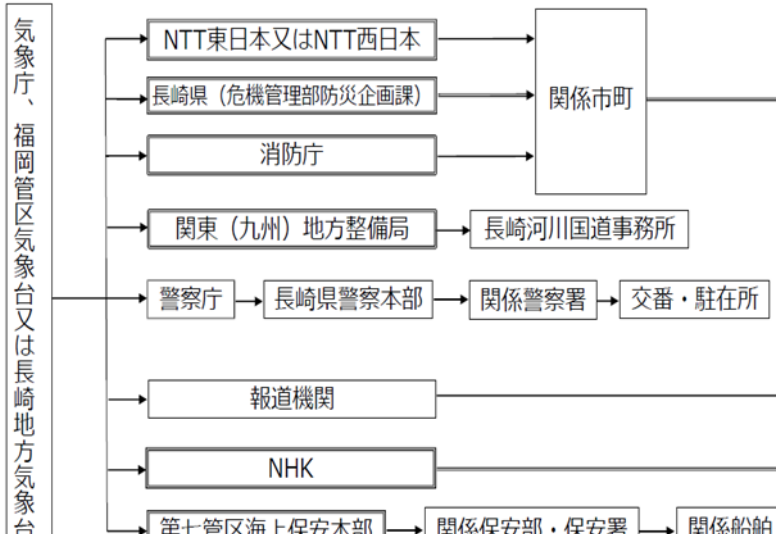
改正理由 (機関)	表現・誤字の訂正、最新の情報への更新に伴う修正（長崎地方気象台）																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ページ	修正計画(案)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
115	<p>警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>(福岡管区気象台管内) 長崎地方気象台 令和6年5月23日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="10">長崎地方気象台</th> </tr> <tr> <th colspan="4">南部</th> <th colspan="3">北部</th> <th colspan="2">西部・対馬</th> <th colspan="2">五島</th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>島原半島</th> <th>長崎地区</th> <th>諫早・大村地区</th> <th>西彼半島</th> <th>平戸・松浦地区</th> <th>佐世保・東彼地区</th> <th>香焼</th> <th>上対馬</th> <th>下対馬</th> <th>上五島</th> <th>下五島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td>陸上 20m/s^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 20m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td>陸上 20m/s^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="10">平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm 12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td>外海 6.0m 有明海 2.5m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td>外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td>6.0m</td> <td>外海 6.0m 大村湾 2.5m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6.0m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td>陸上 10m/s^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 12m/s 海上 12m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td>陸上 10m/s^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="10">平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm 12時間降雪の深さ3cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td>外海 2.5m 有明海 1.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td>外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td>2.5m</td> <td>外海 2.5m 大村湾 1.5m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.5m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="10">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="10">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>濃霧(視程)</td> <td>陸上 100m 外海 500m 有明海 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 海上 500m</td> <td>陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 100m 海上 500m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="5">①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%</td> <td colspan="3">最小湿度40%で、実効湿度60%</td> <td colspan="2">最小湿度50%で、実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="10">積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の晴天 2 低気圧等による降雪 3 積雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="5">夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下</td> <td colspan="3">夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下</td> <td colspan="2">夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="5">11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> <td colspan="3">11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> <td colspan="2">11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>著氷・著雪</td> <td colspan="5">大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="10">110mm</td> </tr> </tbody> </table>										発表基準	長崎地方気象台										南部				北部			西部・対馬		五島		市町村等をまとめた地域	島原半島	長崎地区	諫早・大村地区	西彼半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区	香焼	上対馬	下対馬	上五島	下五島	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s				陸上 20m/s 海上 20m/s		暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う				陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う		大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm 12時間降雪の深さ10cm										波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m				6.0m		高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合										大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										強風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s				陸上 12m/s 海上 12m/s		風雪(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う				陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う		大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm 12時間降雪の深さ3cm										波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m				2.5m		高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合										雷	落雷等により被害が予想される場合										融雪											濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m				陸上 100m 海上 500m		乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%					最小湿度40%で、実効湿度60%			最小湿度50%で、実効湿度65%		なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の晴天 2 低気圧等による降雪 3 積雪の深さ30cm以上										低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下					夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下			夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下		霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下					11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下			11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下		著氷・著雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上								大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上		記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	110mm									
発表基準	長崎地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	南部				北部			西部・対馬		五島																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
市町村等をまとめた地域	島原半島	長崎地区	諫早・大村地区	西彼半島	平戸・松浦地区	佐世保・東彼地区	香焼	上対馬	下対馬	上五島	下五島																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s				陸上 20m/s 海上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 有明海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s 雪を伴う				陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm 12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
波浪(有義波高)	外海 6.0m 有明海 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 有明海 2.5m 大村湾 2.5m	外海 6.0m 大村湾 2.5m	6.0m	外海 6.0m 大村湾 2.5m				6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
強風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s				陸上 12m/s 海上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
風雪(平均風速)	陸上 10m/s ^{*2} 外海 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 有明海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s 雪を伴う				陸上 12m/s 海上 12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm 12時間降雪の深さ3cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
波浪(有義波高)	外海 2.5m 有明海 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 有明海 1.5m 大村湾 1.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m	2.5m	外海 2.5m 大村湾 1.5m				2.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
融雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
濃霧(視程)	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 有明海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m	陸上 100m 外海 500m 海上 500m	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m				陸上 100m 海上 500m																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%					最小湿度40%で、実効湿度60%			最小湿度50%で、実効湿度65%																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の晴天 2 低気圧等による降雪 3 積雪の深さ30cm以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下					夏期: 平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-4℃以下			夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下					11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下			11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
著氷・著雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上								大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	110mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

*1 豊後岳特別地域気象観測所の観測値は、25m/sを目安とする。
*2 豊後岳特別地域気象観測所の観測値は、17m/sを目安とする。

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
123	<p>6 長崎県気象情報 <u>「大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。」</u> <u>「大雨による災害発生の危険度が（略）」</u></p>	<p>6 長崎県気象情報 <u>（削除）</u> 大雨特別警報・・・「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」・・・に発表される。<u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 大雨による災害発生の危険度が（略）</p>
124	<p>9 記録的短時間大雨情報 長崎県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。（略）</p>	<p>9 記録的短時間大雨情報 長崎県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。（略）</p>
125	<p>15 火山現象に関する警報等 福岡管区気象台が「雲仙岳」及び「<u>福江火山郡</u>」に関する（略）</p>	<p>15 火山現象に関する警報等 福岡管区気象台が「雲仙岳」及び「<u>福江火山群</u>」に関する（略）</p>
126	<p>17 気象情報の伝達系統 気象警報等に伝達系統図 注1) 二重枠・・・気象業務法施行令<u>第8条第1号</u> 注2) 二重線の経路は、・・・<u>伝達経路</u> 注3) 気象警報等を・・・各関係機関へ<u>提供</u></p>	<p>17 気象情報の伝達系統 気象警報等に伝達系統図 注1) 二重枠・・・気象業務法施行令<u>第8条第1号</u> 注2) 二重線の経路は、・・・<u>伝達経路</u> 注3) 気象警報等を・・・各関係機関へ<u>提供</u>。</p>
390	<p>長崎地方気象台に関わる噴火予報・警報等の伝達系統図 (注) 1行目・・・規定に基づく<u>法定伝達先</u> (注) 2行目・・・気象業務法<u>第15条の2</u> (注) 3行目・・・火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。<u>□□□</u>） (注) 4行目・・・(略)活動火山対策特別措置法<u>第12条</u>によって、通報又は要請が義務づけられている<u>伝達経路</u></p>	<p>長崎地方気象台に関わる噴火予報・警報等の伝達系統図 (注) 1行目・・・規定に基づく<u>法定伝達先</u> (注) 2行目・・・気象業務法<u>第15条の2</u> (注) 3行目・・・火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。） (注) 4行目・・・(略)活動火山対策特別措置法<u>第12条</u>によって、通報又は要請が義務づけられている<u>伝達経路</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字等の修正（長崎地方気象台）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
126	<p>17 気象情報の伝達系統</p> <p style="text-align: center;">気象警報等の伝達系統図</p>  <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条 第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法 第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。</p>	<p>17 気象情報の伝達系統</p> <p style="text-align: center;">気象警報等の伝達系統図</p>  <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字等の修正（長崎地方気象台）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
390	<p style="text-align: center;">長崎地方気象台に関わる噴火予報・警報等の伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定 伝達先 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達 経路</p>	<p style="text-align: center;">噴火予報・警報の伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	統計値、期間の変更など（長崎地方気象台）					
ページ	現行計画			改正計画		
117	別表1 大雨警報・注意報発表基準 令和5年6月8日現在			別表1 大雨警報・注意報基準 令和6年5月23日現在		
	市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	島原半島	島原市	25	203	15	119
		雲仙市	20	194	13	114
		南島原市	22	178	12	105
	長崎地区	長崎市	29	164	19	96
		長与町	29	181	19	106
		時津町	29	167	18	98
	諫早・大村地区	諫早市	21	188	13	110
		大村市	28	176	18	103
	西彼杵半島	西海市(江島平 島除)	30	201	20	118
	平戸・松浦地区	平戸市	27	170	13	100
		松浦市	23	207	13	122
	佐世保・東彼地 区	佐世保市(大 地除)	23	155	15	91
		東彼杵町	22	205	15	120
		川棚町	22	208	17	122
		波佐見町	21	213	14	125
	島原半島	島原市	25	198	15	114
		雲仙市	20	189	13	109
		南島原市	22	173	12	100
	長崎地区	長崎市	29	160	19	92
		長与町	29	176	19	102
		時津町	29	163	18	94
	諫早・大村地区	諫早市	21	184	13	106
		大村市	28	172	18	99
	西彼杵半島	西海市(江島平 島除)	30	196	20	113
	平戸・松浦地区	平戸市	27	165	13	95
		松浦市	23	202	13	117
	佐世保・東彼地 区	佐世保市(大 地除)	23	151	15	87
		東彼杵町	22	200	15	116
		川棚町	22	203	17	117
		波佐見町	21	207	14	120

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	佐々町	22	209	15	123
老岐	老岐市	25	168	15	99
上対馬	上対馬	19	197	10	116
下対馬	下対馬	14	179	9	105
上五島	佐世保市(宇久地域)	27	183	16	107
	西海市(江島・平島)	27	192	16	113
	小値賀町	27	187	16	110
	新上五島町	27	187	13	110
下五島	五島市	30	196	20	115

	佐々町	22	204	15	118
老岐	老岐市	25	164	15	95
上対馬	上対馬	19	192	10	111
下対馬	下対馬	24	175	14	101
上五島	佐世保市(宇久地域)	27	179	16	103
	西海市(江島・平島)	27	188	16	109
	小値賀町	27	182	16	105
	新上五島町	27	183	13	106
下五島	五島市	30	191	20	110

別表2 洪水警報発表基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯川 流域11.6, 西川 流域9.2, 大手 流域5.7 水無 流域11.8	—	—
	雲仙市	湯田 流域7 山田 流域8.5 西郷 流域9.3 神代 流域10.4, 多比良 流域3.1 土黒 流域11.9, 千々石 流域18 壩 流域9.4	多比良 流域 (0, 3.1)	—
	南島原市	深川 流域11, 有家 流域15.1, 大手 流域5.1, 有馬 流域9.7, 壩 流域10.4	—	—
長崎地区	長崎市	戸根 流域11, 神甫 流域15.3, 出津 流域8.4 浦上 流域18.3 中島 流域13.7, 鹿野 流域13.1, 大井 流域10.7, 八郎 流域17.1, 大井手 流域7.5	—	—
	長与町	長与 流域15.2	—	—
	時津町	時津 流域7.4	—	—

別表2 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯川 流域11.6, 西川 流域9.2, 大手 流域5.7 水無 流域11.8	—	—
	雲仙市	湯田 流域7 山田 流域8.5 西郷 流域9.3 神代 流域10.4, 多比良 流域3.1 土黒 流域11.9, 千々石 流域18 壩 流域9.4	多比良 流域 (0, 3.1)	—
	南島原市	深川 流域11, 有家 流域15.1, 大手 流域5.1, 有馬 流域9.7, 壩 流域10.4	—	—
長崎地区	長崎市	戸根 流域11, 神甫 流域15.3, 出津 流域8.4 浦上 流域18.3 中島 流域13.7, 鹿野 流域13.1, 大井 流域10.7, 八郎 流域17.1, 大井手 流域7.5	—	—
	長与町	長与 流域15.2	—	—
	時津町	時津 流域7.4	—	—

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

117	諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.6, 仁反田川流域=5, 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.2, 江ノ浦川流域=12.2, <u>半造川流域=17.3</u>	福田川流域 = (12, 5.2), 仁反田川流域 = (16, 3.2), 東大川流域 = (10, 13.9), 江ノ浦川流域 = (10, 10.9), 本明川流域 = (18, 11.3) <u>半造川流域 = (10, 13.2)</u>	本明川 [裏山]	諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.6, 仁反田川流域=5, 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.2, 江ノ浦川流域=12.2, <u>半造川流域=16.7</u>	福田川流域 = (10, 5.2), 仁反田川流域 = (16, 3.2), 東大川流域 = (10, 13.9), 江ノ浦川流域 = (10, 10.9), 本明川流域 = (18, 11.3) <u>半造川流域 = (10, 12.8)</u>	本明川 [裏山]
		大村市	郡川流域=18.8, 大上戸川流域=10.1, 内田川流域=6.6, 鈴田川流域=8.7	大上戸川流域= (14.9) 鈴田川流域= (14.7, 8)	—		大村市	郡川流域=18.8, 大上戸川流域=10.1, 内田川流域=6.6, 鈴田川流域=8.7	大上戸川流域= (14.9) 鈴田川流域= (14.7, 8)	—
	西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=12.4, 木場川流域=8.8, 多以良川流域=10, 雪浦川流域=20.4	—	—	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=12.4, 木場川流域=8.8, 多以良川流域=10, 雪浦川流域=20.4	—	—	
	平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神尊根川流域=11, 鏡川流域=6.4	—	—	平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神尊根川流域=11, 鏡川流域=6.4	—	—
		松浦市	今留川流域=9.3, 調川流域=8.7, 志左川流域=16.6, 竜尾川流域=11.2	志左川流域 (10, 14.9)	—		松浦市	今留川流域=9.3, 調川流域=8.7, 志左川流域=16.6, 竜尾川流域=11.2	志左川流域 (10, 14.9)	—
	佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=16.5, 鹿野川流域=11.6, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日守川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮中川流域=10.4, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9	—	—	佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=16.5, 鹿野川流域=11.6, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日守川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮中川流域=10.4, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9	—	—
	東彼杵町	東彼杵町	彼中川流域=13.3, 千綿川流域=12.1	—	—	東彼杵町	東彼杵町	彼中川流域=13.3, 千綿川流域=12.1	—	—
		川棚町	川棚川流域=22.7	—	—		川棚町	川棚川流域=22.7	—	—
		波佐見町	川棚川流域=15	—	—		波佐見町	川棚川流域=15	—	—
		佐々町	佐々川流域=24.9, 木場川流域=10.2	—	—		佐々町	佐々川流域=24.9, 木場川流域=10.2	—	—
	壱岐	壱岐市	幡鉾川流域=16.7, 永田川流域=6.5, 谷江川流域=15.1	—	—	壱岐	壱岐市	幡鉾川流域=16.7, 永田川流域=6.5, 谷江川流域=15.1	—	—
	上対馬	上対馬	舟志川流域=12.6, 三根川流域=14.6, 仁田川流域=16, 佐護川流域=19.7, 飼形川流域=14.1	佐護川流域 (8, 19.7) 飼形川流域 (8, 12.6)	—	上対馬	舟志川流域=12.6, 三根川流域=14.6, 仁田川流域=16, 佐護川流域=19.7, 飼形川流域=14.1	佐護川流域 (8, 19.7) 飼形川流域 (8, 12.6)	—	
	下対馬	下対馬	仁辺川流域=10.8, 比知川流域=6.9, 瀬川流域=12.8, 久根川流域=8.7, 佐須川流域=16.7, 加志川流域=7.7, 巖原川流域=3.2	け知川流域= (7, 6.5),	—	下対馬	仁辺川流域=10.8, 比知川流域=6.9, 瀬川流域=12.8, 久根川流域=8.7, 佐須川流域=16.7, 加志川流域=7.7, 巖原川流域=3.2	け知川流域= (7, 6.5),	—	
	上五島	佐世保市 (宇久地域)	—	—	—	上五島	佐世保市 (宇久地域)	—	—	—
		西海市 (江島・平島)	—	—	—		西海市 (江島・平島)	—	—	—

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道 流域=9.8 佐野原 流域=10.4	—	—
下五島	五島市	一の川 流域=14.3, 鰐 流域=13.7, 中須 流域=11.4, 福江 流域=14.5	—	—

別表3 [洪水注意報発表基準](#)

令和5年6月8日現在

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湊川 流域=9.2, 西川 流域=7.3, 大井川 流域=4.6 水無 流域=9.4	—	—
	雲仙市	湯田川 流域=5.6, 山田川 流域=6.8, 西郷川 流域=7.4, 神谷川 流域=8.3, 多比良川 流域=2.5 土黒川 流域=9.5, 千々石川 流域=14.4, 堀川 流域=7.5,	湯田川流域= (6, 5.6), 多比良川流域= (10, 2.4)	—
	南島原市	深川 流域=8.8, 有家川 流域=12, 大井川 流域=4.1, 有馬川 流域=7.7, 堀川 流域=8.3	大井川流域= (10, 4) 有馬川流域= (6, 9)	—
長崎地区	長崎市	戸良川 流域=8.8, 神浦川 流域=12.2, 出津川 流域=6.7, 浦上川 流域=14.6, 中島川 流域=10.9, 鹿尾川 流域=10.4, 大川 流域=8.5, 八郎川 流域=13.6, 大井川 流域=6	浦上川流域= (9, 14.6) 鹿尾川流域= (15, 8.2)	—
	長与町	長与川 流域=12.1	—	—
	時津町	時津川 流域=5.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川 流域=8.4, 福田川 流域=5.8, 長里川 流域=8.2, 境川 流域=8.9, 小江川 流域=8.4, 仁反田川 流域=4, 東大川 流域=12.4, 喜々津川 流域=9.7, 江ノ浦川 流域=9.7, 半造川流域=13.8	長田川流域= (8, 7.3), 福田川流域= (6, 4.7), 境川流域= (10, 7.1), 仁反田川流域= (6, 2.9), 東大川流域= (6, 12.4), 江ノ浦川流域= (6, 9.7), 本明川流域= (6, 10.2) 半造川流域= (6, 11.9)	本明川[裏山]

	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道 流域=9.8 佐野原 流域=10.4	—	—
下五島	五島市	一の川 流域=14.3, 鰐 流域=13.7, 中須 流域=11.4, 福江 流域=14.5	—	—

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 [洪水注意報基準](#)

令和6年5月23日現在

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湊川 流域=9.2, 西川 流域=7.3, 大井川 流域=4.6 水無 流域=9.4	—	—
	雲仙市	湯田川 流域=5.6, 山田川 流域=6.8, 西郷川 流域=7.4, 神谷川 流域=8.3, 多比良川 流域=2.5 土黒川 流域=9.5, 千々石川 流域=14.4, 堀川 流域=7.5,	湯田川流域= (6, 5.6), 多比良川流域= (10, 2.4)	—
	南島原市	深川 流域=8.8, 有家川 流域=12, 大井川 流域=4.1, 有馬川 流域=7.7, 堀川 流域=8.3	大井川流域= (10, 4) 有馬川流域= (6, 9)	—
長崎地区	長崎市	戸良川 流域=8.8, 神浦川 流域=12.2, 出津川 流域=6.7, 浦上川 流域=14.6, 中島川 流域=10.9, 鹿尾川 流域=10.4, 大川 流域=8.5, 八郎川 流域=13.6, 大井川 流域=6	浦上川流域= (9, 14.6) 鹿尾川流域= (15, 8.2)	—
	長与町	長与川 流域=12.1	—	—
	時津町	時津川 流域=5.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川 流域=8.4, 福田川 流域=5.8, 長里川 流域=8.2, 境川 流域=8.9, 小江川 流域=8.4, 仁反田川 流域=4, 東大川 流域=12.4, 喜々津川 流域=9.7, 江ノ浦川 流域=9.7, 半造川流域=13.3	長田川流域= (8, 7.3), 福田川流域= (6, 4.7), 境川流域= (10, 7.1), 仁反田川流域= (6, 2.9), 東大川流域= (6, 12.4), 江ノ浦川流域= (6, 9.7), 本明川流域= (6, 10.2) 半造川流域= (6, 11.5)	本明川[裏山]

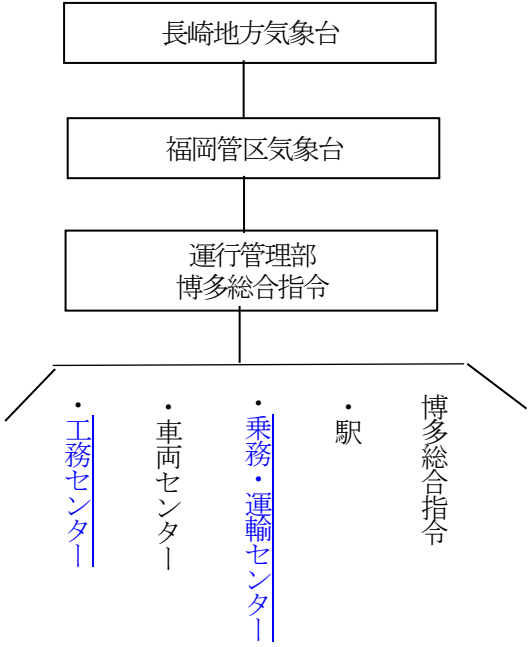
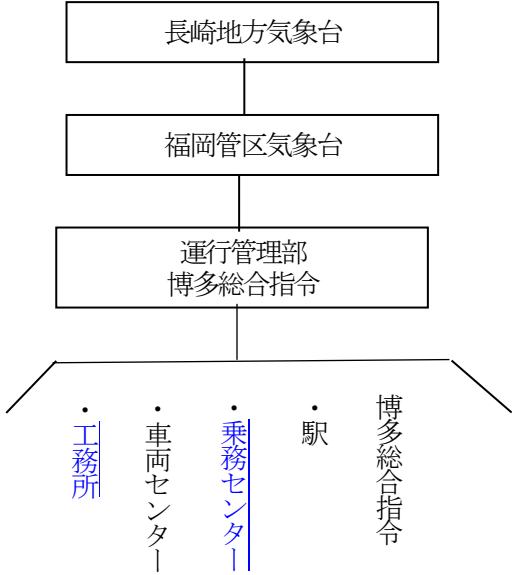
令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

		大村市	郡 流域15、大上戸 流域8、内田 流域5.2、 銚田 流域6.9	大上戸 流域=(9.8) 銚田 流域=(14.5.5)	—					大村市	郡 流域15、大上戸 流域8、内田 流域5.2、 銚田 流域6.9	大上戸 流域=(9.8) 銚田 流域=(14.5.5)	—		
西彼杵半島	西海市（江島・平島を除く）	大明寺 流域9.9、木場 流域7、多以良 流域8、 雪崩 流域16.3	—	—	—				西彼杵半島	西海市（江島・平島を除く）	大明寺 流域9.9、木場 流域7、多以良 流域8、 雪崩 流域16.3	—	—		
平戸・松浦地区	平戸市	釜田 流域6.6、中津良 流域7、 神倉根 流域8.8 鏡 流域5.1	釜田川流域=(6.6.6)	—					平戸市	釜田 流域6.6、中津良 流域7、 神倉根 流域8.8 鏡 流域5.1	釜田川流域=(6.6.6)	—			
	松浦市	今留 流域7.4、調川 流域6.9、志右 流域13.2、 竜尾 流域8.9	志佐川流域=(10、 13.2)	—					松浦市	今留 流域7.4、調川 流域6.9、志右 流域13.2、 竜尾 流域8.9	志佐川流域=(10、 13.2)	—			
佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久地域を除く）	江迎 流域9.1、鹿野川 流域9.2、佐々川 流域17、 相瀬 流域18.9、佐世保 流域8.8、日守 流域 =9.7、小森 流域11.6、金田 流域7.3、宮本川 流 域8.3、小川内 流域6.9、牟田 流域5.9、早岐 川 流域7.1	江迎川流域=(7.9.1)	—					佐世保市（宇久地域を除く）	江迎 流域9.1、鹿野川 流域9.2、佐々川 流域17、 相瀬 流域18.9、佐世保 流域8.8、日守 流域 =9.7、小森 流域11.6、金田 流域7.3、宮本川 流 域8.3、小川内 流域6.9、牟田 流域5.9、早岐 川 流域7.1	江迎川流域=(7.9.1)	—			
	東彼杵町	徳中 流域10.6、千綿 流域9.6	—	—					東彼杵町	徳中 流域10.6、千綿 流域9.6	—	—			
	川棚町	川棚 流域18.1	—	—					川棚町	川棚 流域18.1	—	—			
	波佐見町	川棚 流域12	—	—					波佐見町	川棚 流域12	—	—			
	佐々町	佐々川 流域19.9、木場 流域8.1	—	—					佐々町	佐々川 流域19.9、木場 流域8.1	—	—			
老岐	老岐市	幡守 流域13.3、永田 流域5.2 谷口 流域12	—	—					老岐市	幡守 流域13.3、永田 流域5.2 谷口 流域12	—	—			
上対馬	上対馬	舟志 流域10、三根 流域11.6、仁田 流域12.8、 佐藤 流域12.1、飼羽 流域11.2	仁田川流域=(5、 8.2)、 佐藤川流域=(7、11) 飼所川流域=(5.11.2)	—					上対馬	舟志 流域10、三根 流域11.6、仁田 流域12.8、 佐藤 流域12.1、飼羽 流域11.2	仁田川流域=(5、 8.2)、 佐藤川流域=(7、11) 飼所川流域=(5.11.2)	—			
下対馬	下対馬	仁辺 流域8.6、けち川 流域5.5、久根 流域6.9、 佐須 流域13.3、巖原本川 流域2.5、加志川 流域 =6.1、瀬 流域10.2	けち川流域=(5.5.2) 巖原本川流域=(11、 1.6) 加志川流域=(5.6.1) 瀬 流域=(5.10.2) 久根川流域=(5.6.9)	—					下対馬	仁辺 流域8.6、けち川 流域5.5、久根 流域6.9、 佐須 流域13.3、巖原本川 流域2.5、加志川 流域 =6.1、瀬 流域10.2	けち川流域=(5.5.2) 巖原本川流域=(11、 1.6) 加志川流域=(5.6.1) 瀬 流域=(5.10.2) 久根川流域=(5.6.9)	—			
上五島	佐世保市（宇久地域）	—	—	—					佐世保市（宇久地域）	—	—	—			
	西海市（江島・平島）	—	—	—					西海市（江島・平島）	—	—	—			
	小値賀町	—	—	—					小値賀町	—	—	—			
	新上五島町	釣道 流域=7.8 佐野原 流域8.3	釣道川流域=(6.7.5)	—					新上五島町	釣道 流域=7.8 佐野原 流域8.3	釣道川流域=(6.7.5)	—			
下五島	五島市	一の川 流域11.4、鱈 流域10.9、中須 流域9.1、 福江 流域11.6	一の川流域=(13.11.2)	—				下五島	五島市	一の川 流域11.4、鱈 流域10.9、中須 流域9.1、 福江 流域11.6	一の川流域=(13.11.2)	—			

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織・体制の変更に伴う修正（九州電力長崎支店）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
136	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第2節 通信施設利用計画</p> <p>3 九州電力・九州電力送配電</p> <p style="text-align: center;">非常災害対策指令系統 非常災害対策本部設置後の指令系統</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第2節 通信施設利用計画</p> <p>3 九州電力・九州電力送配電</p> <p style="text-align: center;">非常災害対策指令系統 非常災害対策本部設置後の指令系統</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による組織名の修正（JR九州）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
138	<p>第2編 災害予防計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 通信施設利用計画</p> <p>5 JR九州</p> <p>別表1 JR九州関係鉄道気象通報伝達系統</p> 	<p>第2編 災害予防計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 通信施設利用計画</p> <p>5 JR九州</p> <p>別表1 JR九州関係鉄道気象通報伝達系統</p> 

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>別表2 JR九州関係鉄道津波警報伝達系統</p> <pre> graph TD A[気象庁] --> B[運行管理部 博多総合指令] B --> C[博多総合指令] B --> D[駅] B --> E[乗務・運輸センター] B --> F[車両センター] B --> G[工務センター] style G stroke:#0000FF,stroke-width:2px </pre>	<p>別表2 JR九州関係鉄道津波警報伝達系統</p> <pre> graph TD A[気象庁] --> B[運行管理部 博多総合指令] B --> C[博多総合指令] B --> D[駅] B --> E[乗務センター] B --> F[車両センター] B --> G[工務所] style G stroke:#0000FF,stroke-width:2px </pre>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	実態に合わせた修正（県水環境対策課）																																																	
ページ	現行計画	修正計画(案)																																																
156	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県主管課</th> <th>経由機関</th> <th>報告大別</th> <th>報告事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業別被害報告</td> <td>水環境対策課</td> <td>〃</td> <td>水道</td> <td>水道施設被害報告 (被害・断減水状況)</td> <td>厚生労働省通知</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業別被害報告	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p>別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県主管課</th> <th>経由機関</th> <th>報告大別</th> <th>報告事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業別被害報告</td> <td>水環境対策課</td> <td>直接</td> <td>水道</td> <td>水道施設被害報告 (被害・断減水状況)</td> <td>公共土木国庫負担法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業別被害報告	水環境対策課	直接	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	公共土木国庫負担法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
事業別被害報告	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
事業別被害報告	水環境対策課	直接	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	公共土木国庫負担法																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
157	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告時期</th> <th>報告内容</th> <th>主管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>速報・確定</td> <td>水道関係施設</td> <td>厚生労働省健康局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告時期	報告内容	主管官庁	(略)	(略)	(略)	速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告時期</th> <th>報告内容</th> <th>主管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>速報・確定</td> <td>水道関係施設</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告時期	報告内容	主管官庁	(略)	(略)	(略)	速報・確定	水道関係施設	国土交通省水管理・国土保全局	(略)	(略)	(略)																								
報告時期	報告内容	主管官庁																																																
(略)	(略)	(略)																																																
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局																																																
(略)	(略)	(略)																																																
報告時期	報告内容	主管官庁																																																
(略)	(略)	(略)																																																
速報・確定	水道関係施設	国土交通省水管理・国土保全局																																																
(略)	(略)	(略)																																																
158	<p>別表2 被害報告処理系統図(市町→県) (略)</p> <p>水道主管課—保健所—県民生活環境部 (略)</p>	<p>別表2 被害報告処理系統図(市町→県) (略)</p> <p>水道主管課—県民生活環境部 ※保健所を削除 (略)</p>																																																

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による所属名修正（県地域保健推進課）					
ページ	現行計画			修正計画(案)		
156	第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）			第3編 災害応急対策計画 第2章 通信及び情報収集伝達計画 別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）		
	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	事業別被害報告	感染症対策室	(略)	(略)	(略)	(略)
	区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	事業別被害報告	(削除) 地域保健推進課	(略)	(略)	(略)	(略)
270	第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画 (防災企画課：福祉保健課： 追加)：医療政策課：観光振興課： 男女参画・女性活躍推進室：教育庁：県警察本部：海上保安部)			第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画 防災企画課：福祉保健課： 地域保健推進課 ：医療政策課：観光振興課： 男女参画・女性活躍推進室：教育庁：県警察本部：海上保安部)		
300	第3編 災害応急対策 第11章 保健衛生計画 第2節 防疫計画 (医療政策課： 感染症対策室)			第3編 災害応急対策 第11章 保健衛生計画 第2節 防疫計画 (地域保健推進課 ：医療政策課： (削除))		

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	通達の改正による修正等（県警察本部警備課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
161	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 公安警備計画 第2節 災害に備えての措置</p> <p>1 警備体制の整備 (1) 職員の招集・参集体制の整備 県警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めることとともに、随時見直しを図るものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 公安警備計画 第2節 災害に備えての措置</p> <p>1 警備体制の整備 (1) 職員の招集・参集体制の整備 県警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途中での情報収集・連絡手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めることとともに、随時見直しを図るものとする。</p>
162	<p>(6) 災害警備用物資の備蓄等 県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他必要な物資の調達及び備蓄に努めるものとする。特に警察災害派遣隊即応部隊については、自活用食料(3～5日分)及び飲料水等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。</p> <p>2 情報収集・連絡体制の整備 (1) 情報収集の手段及び方法 ・県警察は、大規模災害発生時に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、警察本部等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。 ・ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等の画像情報を収集する資機材の平素からの積極的な活用を図るものとする。</p>	<p>(6) 災害警備用物資の備蓄等 県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他必要な物資の調達及び備蓄に努めるものとする。特に警察災害派遣隊即応部隊については、自活用食料(おおむね1週間)及び飲料水等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。</p> <p>2 情報収集・連絡体制の整備 (1) 情報収集の手段及び方法 ・県警察は、大規模災害発生時に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、警察本部等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。 ・ヘリコプターテレビ(削除)システム、交通監視カメラ等の画像情報を収集する資機材の平素からの積極的な活用を図るものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正（チーム制導入）に伴う修正（県漁港漁場課）																															
ページ	現行計画		修正計画(案)																													
176	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第2節 水防組織</p> <p>1 県の水防組織（長崎県水防本部） （3）水防本部の構成及び分担事務</p> <table border="1" data-bbox="302 624 1128 868"> <thead> <tr> <th>班名 [班 長]</th> <th>係名 [係 長 等]</th> <th>係員</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td rowspan="2">左記係員</td> <td rowspan="2">漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]</td> <td>漁港海岸防災係 [漁港漁村防災班班長]</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		班名 [班 長]	係名 [係 長 等]	係員	業 務	(略)		左記係員	漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整	漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁港海岸防災係 [漁港漁村防災班班長]	(略)				<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第2節 水防組織</p> <p>1 県の水防組織（長崎県水防本部） （3）水防本部の構成及び分担事務</p> <table border="1" data-bbox="1211 624 2074 868"> <thead> <tr> <th>班名 [班 長]</th> <th>係名 [係 長 等]</th> <th>係員</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td rowspan="2">左記係員</td> <td rowspan="2">漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]</td> <td>漁港海岸防災係 [漁港漁村防災担当班長]</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		班名 [班 長]	係名 [係 長 等]	係員	業 務	(略)		左記係員	漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整	漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁港海岸防災係 [漁港漁村防災担当班長]	(略)			
班名 [班 長]	係名 [係 長 等]	係員	業 務																													
(略)		左記係員	漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整																													
漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁港海岸防災係 [漁港漁村防災班班長]																															
(略)																																
班名 [班 長]	係名 [係 長 等]	係員	業 務																													
(略)		左記係員	漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整																													
漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁港海岸防災係 [漁港漁村防災担当班長]																															
(略)																																

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	表現の適正化及び時点修正などによる修正（県河川課）																																																																	
ページ	現行計画			修正計画(案)																																																														
177	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第2節 水防組織 1 県の水防組織（長崎県水防本部） （略） （3）水防本部の構成及び分担事務 （略） ※土石流、地すべり、がけ崩れなど土砂災害の防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務の処理を行うこととし、詳細については、土砂災害防止計画に掲載。 （水防本部連絡先） 所在地：長崎市尾上町3番1号（県庁河川課内）電話代表：095-824-111</p> <table border="1" data-bbox="203 815 1131 1179"> <thead> <tr> <th></th> <th>県庁内線</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川課</td> <td>3081～3086</td> <td>(095) 822-0397</td> <td>(095) 824-7175</td> </tr> <tr> <td>水環境対策課</td> <td>2664～2665</td> <td>(095) 895-2664</td> <td>(095) 895-2568</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場課</td> <td>2858</td> <td>(095) 895-2858</td> <td>(095) 895-2586</td> </tr> <tr> <td>農村整備課</td> <td>2961～2969</td> <td>(095) 895-2967</td> <td>(095) 895-2594</td> </tr> <tr> <td>道路維持課</td> <td>5510～5516</td> <td>(095) 894-3144</td> <td>(095) 820-0683</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>3052～3057</td> <td>(095) 824-3625</td> <td>(095) 821-9246</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>3075～3076 5564～5567</td> <td>(095) 820-4788</td> <td>(095) 824-7175</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 重要水防区域と重要水防箇所</p>		県庁内線	TEL	FAX	河川課	3081～3086	(095) 822-0397	(095) 824-7175	水環境対策課	2664～2665	(095) 895-2664	(095) 895-2568	漁港漁場課	2858	(095) 895-2858	(095) 895-2586	農村整備課	2961～2969	(095) 895-2967	(095) 895-2594	道路維持課	5510～5516	(095) 894-3144	(095) 820-0683	港湾課	3052～3057	(095) 824-3625	(095) 821-9246	砂防課	3075～3076 5564～5567	(095) 820-4788	(095) 824-7175	<p>第3編 災害応急対策計画 第6章 水防計画 第2節 水防組織 1 県の水防組織（長崎県水防本部） （略） （3）水防本部の構成及び分担事務 （略） ※土石流、地すべり、がけ崩れなど土砂災害の防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務の処理を行うこととし、詳細については、土砂災害防止計画書に掲載。 （水防本部連絡先） 所在地：長崎市尾上町3番1号（県庁河川課内）電話代表：095-824-111</p> <table border="1" data-bbox="1173 815 2101 1179"> <thead> <tr> <th></th> <th>県庁内線</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川課</td> <td>3081～3086</td> <td>(095) 822-0397</td> <td>(095) 824-7175</td> </tr> <tr> <td>水環境対策課</td> <td>2664～2665</td> <td>(095) 895-2664</td> <td>(095) 895-2568</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場課</td> <td>2858</td> <td>(095) 895-2858</td> <td>(095) 895-2586</td> </tr> <tr> <td>農村整備課</td> <td>2961～2969</td> <td>(095) 895-2967</td> <td>(095) 895-2594</td> </tr> <tr> <td>道路維持課</td> <td>5510～5516</td> <td>(095) 894-3144</td> <td>(095) 820-0683</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>3052～3057</td> <td>(095) 894-3055</td> <td>(095) 821-9246</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>3075～3076 5564～5567</td> <td>(095) 820-4788</td> <td>(095) 824-7175</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 重要水防区域と重要水防箇所</p>		県庁内線	TEL	FAX	河川課	3081～3086	(095) 822-0397	(095) 824-7175	水環境対策課	2664～2665	(095) 895-2664	(095) 895-2568	漁港漁場課	2858	(095) 895-2858	(095) 895-2586	農村整備課	2961～2969	(095) 895-2967	(095) 895-2594	道路維持課	5510～5516	(095) 894-3144	(095) 820-0683	港湾課	3052～3057	(095) 894-3055	(095) 821-9246	砂防課	3075～3076 5564～5567	(095) 820-4788	(095) 824-7175
	県庁内線	TEL	FAX																																																															
河川課	3081～3086	(095) 822-0397	(095) 824-7175																																																															
水環境対策課	2664～2665	(095) 895-2664	(095) 895-2568																																																															
漁港漁場課	2858	(095) 895-2858	(095) 895-2586																																																															
農村整備課	2961～2969	(095) 895-2967	(095) 895-2594																																																															
道路維持課	5510～5516	(095) 894-3144	(095) 820-0683																																																															
港湾課	3052～3057	(095) 824-3625	(095) 821-9246																																																															
砂防課	3075～3076 5564～5567	(095) 820-4788	(095) 824-7175																																																															
	県庁内線	TEL	FAX																																																															
河川課	3081～3086	(095) 822-0397	(095) 824-7175																																																															
水環境対策課	2664～2665	(095) 895-2664	(095) 895-2568																																																															
漁港漁場課	2858	(095) 895-2858	(095) 895-2586																																																															
農村整備課	2961～2969	(095) 895-2967	(095) 895-2594																																																															
道路維持課	5510～5516	(095) 894-3144	(095) 820-0683																																																															
港湾課	3052～3057	(095) 894-3055	(095) 821-9246																																																															
砂防課	3075～3076 5564～5567	(095) 820-4788	(095) 824-7175																																																															

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

180

(略)

1 重要水防区域（河川）

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計	
河川法上の河川	一級河川(直轄)	箇所数		32								32箇所	
	延長		8,482									8,482 m	
	一級河川(県管理)	箇所数		28	8							36箇所	
	延長		103,794	36,792								140,586 m	
	二級河川	箇所数	51	31	57	67	25	15	23	9	16	45	339箇所
	延長	192,919	159,350	270,994	381,314	112,258	72,260	130,154	31,468	64,336	216,010	1,631,053 m	
	準用河川	箇所数	26	35	7	10		1	1		1		81箇所
	延長	29,590	70,974	26,000	17,478		880	1,540		3,198			149,660 m
	小計	箇所数	77	126	72	77	25	16	24	9	17	45	488箇所
	延長	222,509	342,600	333,776	398,792	112,258	73,140	131,694	31,468	67,534	216,010	1,929,781 m	
河川法上の適用を受けない河川	箇所数	109		21	31			1	13			175箇所	
	延長	103,160		44,817	34,190			1,100	11,530			194,797 m	
総計	箇所数	186	126	93	108	25	16	25	22	17	45	663箇所	
延長	325,669	342,600	378,593	432,982	112,258	73,140	132,794	42,998	67,534	216,010		2,124,578 m	

2 重要水防区域（海岸）

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計	
海岸保全区域	国土交通省新発橋-国土保水局管	箇所数	23	10	29	7	12	12	15	2	14	136箇所	
	延長	19,971	8,418	30,736	4,329	4,210	15,100	6,991	7,215	373	14,475	111,818 m	
	国土交通省港湾局所管	箇所数	9	3	15	10	5	4	17	2	2	19	86箇所
	延長	6,343	4,108	18,663	46,703	4,485	3,054	1,976	441	2,380	17,078	105,231 m	
	水産庁所管	箇所数	14		7	8	2		6		7	5	49箇所
	延長	12,008		5,169	1,997	420		2,192		2,906	9,142	33,834 m	
	農村振興局所管	箇所数	11	6	6	11	27	7	5	1	12	15	101箇所
	延長	16,830	4,769	8,055	9,084	23,360	3,342	8,280	1,050	7,290	3,587		85,647 m
	小計	箇所数	57	19	57	36	46	23	40	18	23	53	372箇所
	延長	55,152	17,295	62,623	62,113	32,475	21,496	19,439	8,706	12,949	44,282		336,530 m
海岸保全区域以外の海岸	箇所数	6	2			4				1		13箇所	
	延長	9,550	2,749			1,380				70		13,749 m	
総計	箇所数	63	21	57	36	50	23	40	18	24	53	385箇所	
延長	64,702	20,044	62,623	62,113	33,855	21,496	19,439	8,706	13,019	44,282		350,279 m	

3 重要水防箇所

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計
水門等			9	9	11		2			1	2	34箇所
農業用ダム及び老朽溜池		41	81	176	406	213	27	38		60	1	1,043箇所

4 土砂災害警戒区域（土石流）

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計
土砂災害警戒区域		1,009	468	200	931	171	133	502	670	35	757	4,876箇所

(略)

1 重要水防区域（河川）

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計	
河川法上の河川	一級河川(直轄)	箇所数		33								33箇所	
	延長		8,483									8,483 m	
	一級河川(県管理)	箇所数		28	8							36箇所	
	延長		103,794	36,792								140,586 m	
	二級河川	箇所数	51	31	57	67	25	15	23	9	16	45	339箇所
	延長	192,919	159,350	270,994	381,314	112,258	72,260	130,154	31,468	64,336	216,010	1,631,053 m	
	準用河川	箇所数	26	35	7	10		1	1		1		81箇所
	延長	29,590	70,974	26,000	17,478		880	1,540		3,198			149,660 m
	小計	箇所数	77	127	72	77	25	16	24	9	17	45	489箇所
	延長	222,509	342,601	333,776	398,792	112,258	73,140	131,694	31,468	67,534	216,010	1,929,782 m	
河川法上の適用を受けない河川	箇所数	109		21	32			1	13			176箇所	
	延長	103,160		44,817	34,820			1,100	11,530			195,427 m	
総計	箇所数	186	127	93	109	25	16	25	22	17	45	665箇所	
延長	325,669	342,601	378,593	433,612	112,258	73,140	132,794	42,998	67,534	216,010		2,125,209 m	

2 重要水防区域（海岸）

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計	
海岸保全区域	国土交通省水管理-国土保水局管	箇所数	23	9	29	7	12	12	15	2	14	135箇所	
	延長	19,971	8,278	30,736	4,329	4,210	15,100	6,991	7,215	373	14,475	111,878 m	
	国土交通省港湾局所管	箇所数	9	3	15	10	5	4	17	2	2	19	86箇所
	延長	6,343	4,108	18,663	46,703	4,485	3,054	1,976	441	2,380	17,078	105,231 m	
	水産庁所管	箇所数	14		7	8	2		6		7	5	49箇所
	延長	12,008		5,169	1,997	420		2,192		2,906	9,142	33,834 m	
	農村振興局所管	箇所数	11	6	6	11	27	7	5	1	12	15	101箇所
	延長	16,830	4,769	8,055	9,084	23,360	3,342	8,280	1,050	7,290	3,587		85,647 m
	小計	箇所数	57	18	57	36	46	23	40	18	23	53	371箇所
	延長	55,152	17,155	62,623	62,113	32,475	21,496	19,439	8,706	12,949	44,282		336,390 m
海岸保全区域以外の海岸	箇所数	6	2			4				1		13箇所	
	延長	9,550	2,749			1,380				70		13,749 m	
総計	箇所数	63	20	57	36	50	23	40	18	24	53	384箇所	
延長	64,702	19,904	62,623	62,113	33,855	21,496	19,439	8,706	13,019	44,282		350,139 m	

3 重要水防箇所

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計
水門等			9	9	11		2			1	2	34箇所
農業用ダム及び老朽溜池		41	81	176	406	213	26	38		60	1	1,042箇所

4 土砂災害警戒区域（土石流）

区分	管内	長崎	県央	島原	県北	県北(田平)	県北(大瀬戸)	五島	上五島	老岐	対馬	計
土砂災害警戒区域		1,061	468	206	1,004	209	183	542	670	35	937	5,315箇所

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

181

第4節 予報及び警報

（長崎河川国道事務所：長崎地方气象台：河川課）

1 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

(略)

種類	標題	発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、<u>更</u>に水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の<u>状況</u>が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、<u>更</u>に水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える<u>状況</u>が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
洪水警報	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位<u>以上</u>の<u>状況</u>が継続しているとき ・<u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位<u>以上</u>の<u>状況</u>が継続しているとき ・<u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>
	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき

第4節 予報及び警報

（長崎河川国道事務所：長崎地方气象台：河川課）

1 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

(略)

洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	標題	発表基準
<u>「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</u>	<u>「氾濫発生情報」</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	<u>「氾濫危険情報」</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を<u>超える状態</u>が継続しているとき
	<u>「氾濫警戒情報」</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、<u>さらに</u>水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、<u>氾濫危険水位を下回ったとき</u> (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える<u>状態</u>が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
<u>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</u>	<u>「氾濫注意情報」</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、<u>さらに</u>水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の<u>状態</u>が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込ま

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

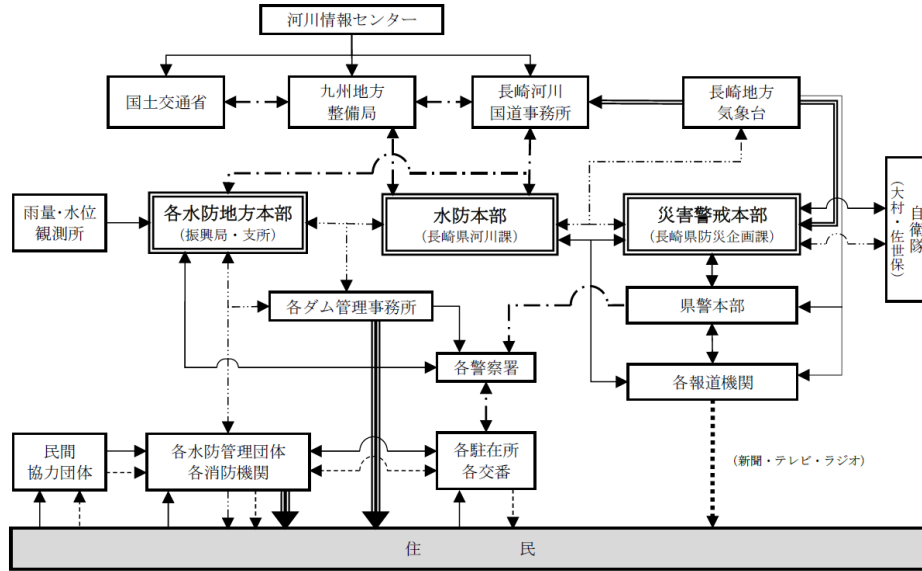
	<p>・氾濫が継続しているとき</p>			<p>ないとき</p>
		<p><u>「洪水注意報（警報解除）」</u></p>	<p><u>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</u></p>	<p>・<u>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</u></p> <p>・<u>氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</u></p>
<p>注1：（略） <u>注2：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。</u> <u>注3：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け待ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。</u> <u>注4：「洪水警報（氾濫発生情報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。</u></p>		<p><u>「洪水注意報解除」</u></p>	<p><u>「氾濫注意情報解除」</u></p>	<p>・<u>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</u></p> <p>注1：（略） <u>注2：削除</u> <u>注3：削除</u> <u>注4：削除</u></p>

第7節 通信連絡

(略)

195 1 水防伝達系統図

(略)



第9節 水防活動

199 1 水防配備

(1) 長崎県水防本部・水防地方本部の非常配備

- ・水防本部は水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

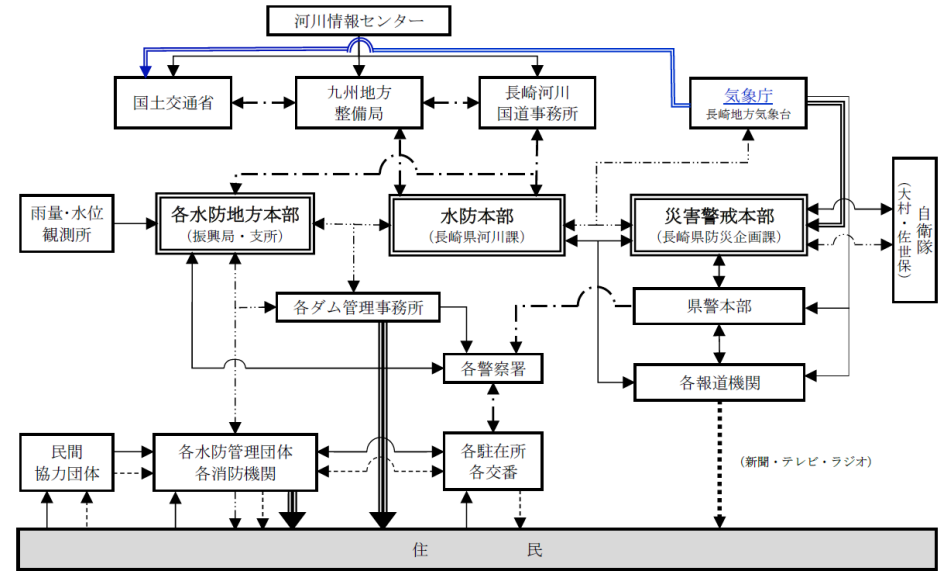
(略)

第7節 通信連絡

(略)

1 水防伝達系統図

(略)



第9節 水防活動

1 水防配備

(1) 長崎県水防本部・水防地方本部の非常配備

- ・水防本部は水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

(略)

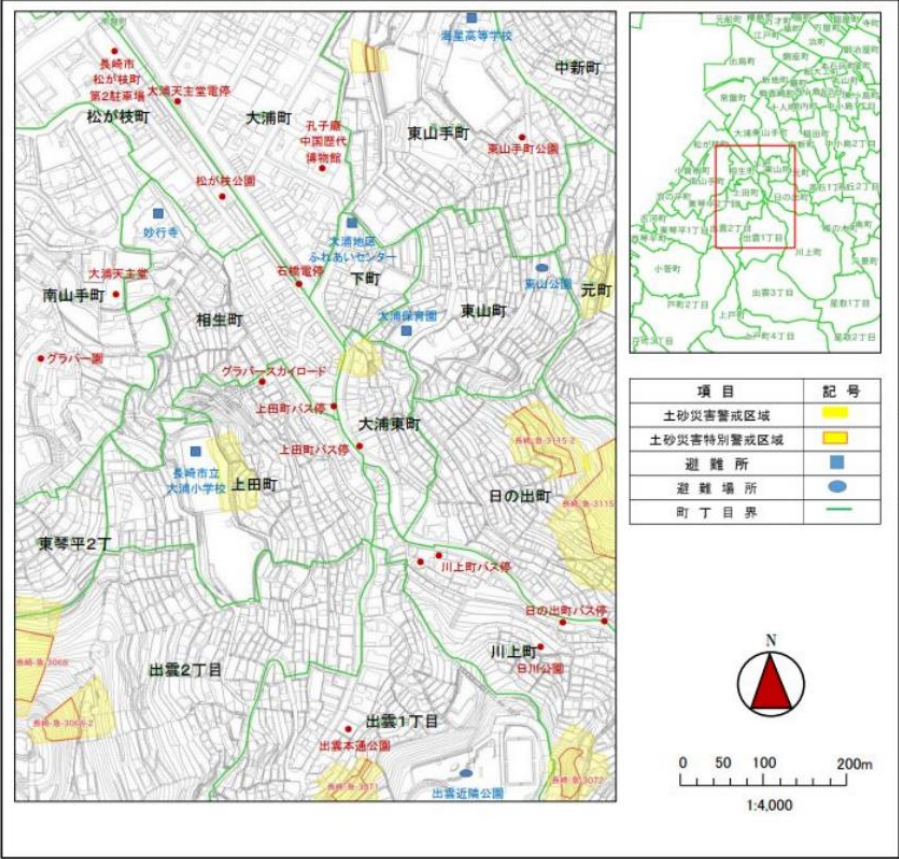
令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	周知に関する追記の修正（県森林整備室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
237	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>1-1 一般住民を対象とした防災知識の普及 市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が発行する広報紙や印刷物（ハザードマップ、チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。（ハザードマップの作成例を以降に示す）。 ・市町による講演会、講習会、見学会等の開催。 ・有線放送の利用。 ・市町による広報車の巡回。 <p>(追加)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>1-1 一般住民を対象とした防災知識の普及 市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が発行する広報紙や印刷物（ハザードマップ、チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。（ハザードマップの作成例を以降に示す）。 ・市町による講演会、講習会、見学会等の開催。 ・有線放送の利用。 ・市町による広報車の巡回。 <p>URL:https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	ハザードマップの差替えなどに伴う修正（長崎市）
ページ	現行計画
240	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> <p>土砂災害警戒区域等が指定されている区域の土砂災害ハザードマップ（長崎市の場合）</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl;"> <p>第7章 土砂災害防止計画</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> https://www.city.nagasaki.jp/boonai/210004/210005/p039988.htm </p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	ハザードマップの差替えなどに伴う修正（長崎市）										
ページ	修正計画（案）										
240	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施</p> <h2 style="text-align: center;">相生町地区 土砂災害ハザードマップ</h2>  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="1328 499 1776 874" style="width: 45%;"> <p>◆問い合わせ先</p> <p>長崎県土木部砂防課 電話 820-4788 長崎振興局砂防課 電話 844-2181 ホームページ 長崎県河川砂防情報システム http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/</p> <p>長崎市防災危機管理室 電話 822-0480 消防局 電話 822-0119 災害に備える総合ページ(旧「防災ガイドながさき」) ※市ホームページのトップページで「災害に備える」で検索 防災無線が聞き取れない時は 電話 050-5530-9908</p> <p>長崎市役所(代表) 電話 822-8888 ホームページ http://www.city.nagasaki.lg.jp/ 土木部土木防災課 電話 824-1424</p> <p>または、お近くの総合事務所へお問い合わせ下さい。</p> <p>中央総合事務所地域整備1課 電話 829-1164 中央総合事務所地域整備2課 電話 829-1184 東総合事務所地域整備課 電話 894-1248 南総合事務所地域整備課 電話 892-1114 北総合事務所地域整備課 電話 814-3410</p> </div> <div data-bbox="1328 882 1776 962" style="width: 45%;"> <p>◆土砂災害に備えて</p> <p>①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！ ②雨が強くなったら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう！ ③避難勧告などの連絡があったら、直ちに避難しましょう！</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1328 970 1776 1098" style="width: 45%;"> <p>◆関係者、避難連絡表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>自治会長</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>地区長</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>防災担当</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>近所の連絡先</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1328 1106 1776 1313" style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 黄色で塗りつぶした範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。 ○ 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損傷が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域」です。 ○ 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時は警戒避難が必要となりますので、注意してください。 ○ 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周囲の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。 </div> </div>	自治会長	電話	地区長	電話	防災担当	電話	近所の連絡先	電話	避難所	
自治会長	電話										
地区長	電話										
防災担当	電話										
近所の連絡先	電話										
避難所											

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点修正（県砂防課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
242	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課）</p> <p>この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中で著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規則に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成12年5月8日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和4年度末までに33,140箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。</p> <p>なお、基礎調査にあたっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど計画的な調査の実施に努める。また、基礎調査を実施するにあたっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町の関係部局との連携・協力体制を強化する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>1-6 土砂災害防止法の推進（砂防課）</p> <p>この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中で著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規則に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成12年5月8日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和5度末までに37,023箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。</p> <p>なお、基礎調査にあたっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど計画的な調査の実施に努める。また、基礎調査を実施するにあたっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町の関係部局との連携・協力体制を強化する。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の事業体系変更に伴う改正及び森林整備保全計画の見直しによる修正（県森林整備室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
244	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害事業の事務処理 2-1 砂防事業・治山事業</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害事業の事務処理 2-1 砂防事業・治山事業</p> <p>(略)</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画			修正計画(案)			
	主な治山事業			主な治山事業			
	一般治山事業	事業		事業内容	事業		事業内容
		山地治山事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			水土保全治山	山土災害危険地の集中した地域や水土保全機能に高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を総合的に実施する	山地災害重点地域総合対策	リモートセンシング技術を活用して調査し、計画を策定した危険個所の復旧整備や崩壊等を未然に防止する	
		防災林整備事業	(略)	(略)	林地荒廃防止	激甚災害法に基づき指定された災害により被災した地域において、風倒木・流木などに起因する山地災害を未然に防止する	
			(略)	(略)			
			(略)	(略)			
		水源地域等保安林整備事業	水源地域整備	水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域において水源の確保と国土の保全に資するため荒廃地の復旧整備、荒廃森林の整備を総合的に実施する	防災林整備事業	(略)	
			共生保安林整備統合補助（生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然景観保全治山）	快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図るため、防災機能発揮が必要とされる地域における森林の総合的整備を実施する		(略)	(略)
		災害関連緊急治山当事業 (災害関連緊急治山、災害関連緊急地滑り防止)			災害関連緊急治山当事業 (災害関連緊急治山、災害関連緊急地滑り防止)	(略)	
		林地崩壊防止事業			林地崩壊防止事業	(略)	

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	時点修正 (県砂防課)	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
254	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害警戒区域の指定状況 以下、土砂災害警戒区域等の指定状況を示す。 ① 令和3年度までの土砂災害警戒区域等指定状況</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 土砂災害防止計画 第10節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害警戒区域の指定状況 以下、土砂災害警戒区域等の指定状況を示す。 ① 令和5年度までの土砂災害警戒区域等指定状況</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)						
	告示 年月日 (略)	市町名	種別			合計	告示 年月日 (略)	市町名	種別			合計
			土石流	がけ崩れ	地滑り				土石流	がけ崩れ	地滑り	
	R4. 10. 14	長崎市		50(40)		50(40)	R4. 10. 14	長崎市		50(40)		50(40)
	R4. 12. 20	新上五島町	37(37)	58(57)		95(94)	R4. 12. 20	新上五島町	37(37)	58(57)		95(94)
	R5. 3. 3	壱岐市		425(425)		425(425)	R5. 3. 3	壱岐市		425(425)		425(425)
	R5. 3. 28	西海市	14(14)	380(379)		394(393)	R5. 3. 28	西海市	14(14)	380(379)		394(393)
							<u>R5. 6. 16</u>	<u>西海市</u>	<u>40(38)</u>	<u>408(408)</u>		<u>448(446)</u>
	<u>合計</u>		<u>4,878</u> <u>(4,512)</u>	<u>27,062</u> <u>(26,287)</u>	<u>1,202</u> <u>(0)</u>	<u>33,140</u> <u>(30,799)</u>	<u>R5. 5. 23</u>	<u>佐世保市</u>		<u>-2(-2)</u>		<u>-2(-2)</u>
							<u>R5. 7. 7</u>	<u>西海市</u>	<u>10(10)</u>	<u>455(455)</u>		<u>465(465)</u>
							<u>R5. 7. 7</u>	<u>佐世保市</u>	<u>35(30)</u>	<u>252(252)</u>		<u>287(282)</u>
							<u>R5. 7. 21</u>	<u>長崎市</u>	<u>25(20)</u>	<u>162(162)</u>		<u>187(182)</u>
							<u>R5. 8. 4</u>	<u>五島市</u>	<u>40(40)</u>	<u>170(170)</u>		<u>210(210)</u>
							<u>R5. 8. 29</u>	<u>長崎市</u>	<u>27(23)</u>	<u>468(464)</u>		<u>495(487)</u>
							<u>R5. 9. 12</u>	<u>雲仙市</u>	<u>6(3)</u>	<u>331(331)</u>		<u>337(334)</u>
							<u>R5. 10. 3</u>	<u>対馬市</u>	<u>180(154)</u>	<u>267(267)</u>		<u>447(421)</u>
							<u>R5. 11. 10</u>	<u>佐世保市</u>	<u>38(38)</u>	<u>328(328)</u>		<u>366(366)</u>
							<u>R6. 1. 30</u>	<u>松浦市</u>		<u>1(0)</u>		<u>1(0)</u>
							<u>R6. 1. 30</u>	<u>松浦市</u>		<u>-1(-1)</u>		<u>-1(-1)</u>
							<u>R6. 1. 30</u>	<u>佐世保市</u>		<u>-1(-1)</u>		<u>-1(-1)</u>
							<u>R6. 2. 27</u>	<u>平戸市</u>	<u>38(37)</u>	<u>432(432)</u>		<u>470(469)</u>
							<u>R6. 3. 26</u>	<u>五島市</u>	<u>53(52)</u>	<u>121(121)</u>		<u>174(173)</u>
							<u>合計</u>		<u>5,368</u> <u>(4,957)</u>	<u>30,453</u> <u>(29,673)</u>	<u>1,202</u> <u>(0)</u>	<u>37,023</u> <u>(34,630)</u>
							※()は土砂災害特別警戒区域					

1

※()は土砂災害特別警戒区域

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画の修正に伴う修正（県地域保健推進課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
272	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>7 避難誘導及び移送等 (1) 避難誘導 避難立退きの誘導に当たっては、老幼婦女子、病人、障害者を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜の指導をする。</p> <p>また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。<u>(追加)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>7 避難誘導及び移送等 (1) 避難誘導 避難立退きの誘導に当たっては、老幼婦女子、病人、障害者を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜の指導をする。</p> <p>また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。</p> <p><u>県、保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震の課題を踏まえた防災対策の見直しに伴う修正（県防災企画課、福祉保健課、地域保健推進課、生活衛生課） 防災基本計画の修正等に伴う修正	
ページ	現行計画	修正計画(案)
274	<p>第3編 総則 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所 (2) 指定避難所の指定及び周知 ア 市町は、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る避難所について、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、その管理者の同意を得た上で、指定避難所としてあらかじめ定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。<u>(追加)</u>。</p> <p>。</p> <p>(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 イ 市町は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、<u>住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u> 必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる<u>など、</u>多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3編 総則 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>11 避難場所及び避難所 (2) 指定避難所の指定及び周知 ア 市町は、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る避難所について、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、その管理者の同意を得た上で、指定避難所としてあらかじめ定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。<u>また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 イ 市町は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、<u>要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u> 必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ、<u>トレーラーハウスの活用など、</u>多様な避難所の確保に努めるものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	(追加)	<p><u>オ 地方公共団体は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>
	(追加)	<p><u>カ 市町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</u></p>
	(追加)	<p><u>キ 市町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p>
	(追加)	<p><u>ク 市町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>(7) 避難所の運営管理等</p> <p>ア 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。また、市町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 市町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>なお、飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、県は、避難所を設置する市町に対して衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする（削除）。</u></p>	<p>(7) 避難所の運営管理等</p> <p>ア 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した、<u>NPOやボランティアなどの</u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。また、市町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 市町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>そのため、避難所の状況に応じて、<u>避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置等を検討するとともに、</u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> 市町は、車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。<u>(追記)</u></p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>エ</u> 市町は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。<u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> 市町は、車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。<u>また、そのため、県は、平時から、災害時の保健活動に関する研修会を行うよう努める。</u></p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><u>コ</u> 市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u> <u>また、県は、保健所や市町の職員等に対して、災害時の保健活動に関する研修会を開催するよう努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>1 4. 物資の調達・供給活動</u></p> <p><u>(1) ニーズに応じた支援支援</u></p> <p><u>ア 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p> <p><u>イ 市町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県、市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 物資輸送拠点</u></p> <p><u>県は、広域物資輸送拠点を、市町は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。県、市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するものとする。</u></p> <p><u>(3) 国への要請</u></p> <p><u>県、市町は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請するものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（県福祉保健課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
278	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>13 救助法による避難所の設置 (略) イ 国庫負担限度額 避難所設置費 1人1日当たり <u>340円以内</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 避難計画</p> <p>13 救助法による避難所の設置 (略) イ 国庫負担限度額 避難所設置費 1人1日当たり <u>350円以内</u></p>
283	<p>第4節 死体搜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 救助法による実施基準 (略) イ 死体の処理 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり <u>3,500円以内</u> (イ) 死体の一時保存 ○既存の建物が利用できない場合—1体当たり <u>5,500円以内</u> ウ 死体の埋葬 (ア) 大人(満12才以上) 1体当たり <u>219,100円以内</u> (イ) 小人(満12才未満) 1体当たり <u>175,200円以内</u></p>	<p>第4節 死体搜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 救助法による実施基準 (略) イ 死体の処理 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり <u>3,600円以内</u> (イ) 死体の一時保存 ○既存の建物が利用できない場合—1体当たり <u>5,700円以内</u> ウ 死体の埋葬 (ア) 大人(満12才以上) 1体当たり <u>226,100円以内</u> (イ) 小人(満12才未満) 1体当たり <u>180,800円以内</u></p>
285	<p>第5節 食糧供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧 (略) (4) 災害救助法による食糧供給 (略)</p>	<p>第5節 食糧供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧 (略) (4) 災害救助法による食糧供給 (略)</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																												
290	<p>エ 食品の給与のための費用 (略) (イ) 国庫負担限度額 1人1日当り <u>1,230円以内</u>とする。</p> <p>第6節 衣料品及び生活必需品供給計画</p> <p>5 国庫負担限度額</p> <table border="1" data-bbox="277 624 1176 906"> <thead> <tr> <th>世帯構成員</th> <th>季節</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全流失</td> <td>夏</td> <td>円以内 <u>19,200</u></td> <td>円以内 <u>24,600</u></td> <td>円以内 <u>36,500</u></td> <td>円以内 <u>43,600</u></td> <td>円以内 <u>55,200</u></td> <td>円以内 <u>8,000</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>31,800</u></td> <td><u>41,100</u></td> <td><u>57,200</u></td> <td><u>66,900</u></td> <td><u>84,300</u></td> <td><u>11,600</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半床上浸水</td> <td>夏</td> <td><u>6,300</u></td> <td><u>8,400</u></td> <td><u>12,600</u></td> <td><u>15,400</u></td> <td><u>19,400</u></td> <td><u>2,700</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>10,100</u></td> <td><u>13,200</u></td> <td><u>18,800</u></td> <td><u>22,300</u></td> <td><u>28,100</u></td> <td><u>3,700</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全流失	夏	円以内 <u>19,200</u>	円以内 <u>24,600</u>	円以内 <u>36,500</u>	円以内 <u>43,600</u>	円以内 <u>55,200</u>	円以内 <u>8,000</u>	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>	半壊半床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>	<p>エ 食品の給与のための費用 (略) (イ) 国庫負担限度額 1人1日当り <u>1,330円以内</u>とする。</p> <p>第6節 衣料品及び生活必需品供給計画</p> <p>5 国庫負担限度額</p> <table border="1" data-bbox="1202 624 2101 906"> <thead> <tr> <th>世帯構成員</th> <th>季節</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全流失</td> <td>夏</td> <td>円以内 <u>19,800</u></td> <td>円以内 <u>25,400</u></td> <td>円以内 <u>37,700</u></td> <td>円以内 <u>45,000</u></td> <td>円以内 <u>57,000</u></td> <td>円以内 <u>8,300</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>32,800</u></td> <td><u>42,400</u></td> <td><u>59,000</u></td> <td><u>69,000</u></td> <td><u>87,000</u></td> <td><u>12,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半床上浸水</td> <td>夏</td> <td><u>6,500</u></td> <td><u>8,700</u></td> <td><u>13,000</u></td> <td><u>15,900</u></td> <td><u>20,000</u></td> <td><u>2,800</u></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td><u>10,400</u></td> <td><u>13,600</u></td> <td><u>19,400</u></td> <td><u>23,000</u></td> <td><u>29,000</u></td> <td><u>3,800</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全流失	夏	円以内 <u>19,800</u>	円以内 <u>25,400</u>	円以内 <u>37,700</u>	円以内 <u>45,000</u>	円以内 <u>57,000</u>	円以内 <u>8,300</u>	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>	半壊半床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>
世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																							
全壊全流失	夏	円以内 <u>19,200</u>	円以内 <u>24,600</u>	円以内 <u>36,500</u>	円以内 <u>43,600</u>	円以内 <u>55,200</u>	円以内 <u>8,000</u>																																																																							
	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>																																																																							
半壊半床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>																																																																							
	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>																																																																							
世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																							
全壊全流失	夏	円以内 <u>19,800</u>	円以内 <u>25,400</u>	円以内 <u>37,700</u>	円以内 <u>45,000</u>	円以内 <u>57,000</u>	円以内 <u>8,300</u>																																																																							
	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>																																																																							
半壊半床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>																																																																							
	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>																																																																							
293	<p>第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置 (略) (3) 供与の方法 (略) ア 建設型応急住宅 (略) (イ) 国庫負担限度額 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円以内</u>とする。</p>	<p>第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置 (略) (3) 供与の方法 (略) ア 建設型応急住宅 (略) (イ) 国庫負担限度額 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,883,000円以内</u>とする。</p>																																																																												

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
295	<p>(略)</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 費用</p> <p>国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</p> <p>第9節 障害物の除去計画</p> <p>3 災害救助法による障害物の除去計画</p> <p>(略)</p> <p>(4) 除去のための費用</p> <p>(略)</p> <p>イ 国庫負担限度額</p> <p>1世帯につき 138,700円以内</p>	<p>(略)</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(5) 費用</p> <p>国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 717,000円</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円</p> <p>第9節 障害物の除去計画</p> <p>3 災害救助法による障害物の除去計画</p> <p>(略)</p> <p>(4) 除去のための費用</p> <p>(略)</p> <p>イ 国庫負担限度額</p> <p>1世帯につき 140,000円以内</p>
	326	<p>第14章 文教応急対策計画</p> <p>9 災害救助法による学用品の給与</p> <p>(略)</p> <p>(4) 費用</p> <p>(略)</p> <p>イ 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,800円</p> <p>中学校生徒 1人当たり 5,100円</p> <p>高等学校等生徒 1人当たり 5,600円</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領の改正が行われたため（九州農政局長崎県拠点）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
287	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第5節 食糧供給計画</p> <p>2 応急食糧確保対策</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋） （平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知） （最終改正 令和5年12月8日付け5農産第3331号農産局長通知）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第5節 食糧供給計画</p> <p>2 応急食糧確保対策</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋） （平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知） （最終改正 令和6年3月29日付け5農産第4952号農産局長通知）</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県住宅課、福祉保健課、防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
293	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設用地として被災市町内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、他の市町有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。</p> <p>建設用地については、市町と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定し、<u>(追加)</u>可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。</p> <p>また、必要に応じて、市町と連携して、公営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第10章 救助計画 第2節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設用地として被災市町内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、他の市町有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。</p> <p>建設用地については、市町と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定し、<u>リスト化するとともに</u>、可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。</p> <p>また、必要に応じて、市町と連携して、公営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。</p> <p><u>さらに、災害連携協定締結団体との最新供給体制の共有と情報交換を行うとともに、建設型応急住宅の供給にあたっての、関係部局、市町、災害連携協定先との共同机上訓練に努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	厚生労働省防災業務計画に基づく修正(県医療政策課、地域保健推進課)	
ページ	現行計画	修正計画(案)
298	<p>第3章 災害応急対策計画 第11章 保健衛生計画 第1節 医療助産計画 <u>(医療政策課：日本赤十字社長崎県支部)</u></p> <p><u>本計画は、災害のため医療機関が壊滅又は混乱し、救助法が適用された市町で、り災地の住民が医療並びに助産の方途を失ったような場合、医療機関が整備されるまで、応急的に医療助産を適切に行いり災地住民の保護を図るために必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>1 医療</u> <u>(1) 実施責任者</u> <u>救助法が適用された場合は、公立病院からの派遣、救助法第16条の規定による知事の委託に基づく日本赤十字社長崎県支部の救護班及び法第7条の規定により従事命令を受けた救護班又は、長崎DMATの派遣に関する協定、JMAT長崎の派遣に関する協定、歯科医療救護班の派遣に関する協定、災害時における薬剤師の派遣に関する協定もしくは災害発生時等における医療救護活動に関する協定に基づき、知事の要請を請けて派遣された長崎DMAT、JMAT長崎（県医師会が派遣する医療救護班）、県歯科医師会の歯科医療救護班、県薬剤会が派遣する薬剤師または、県看護協会が派遣する看護班が医療にあたる。</u> <u>ただし、救護班で処理出来ない場合は病院又は診療所等へ移送する。</u></p> <p><u>(2) 医療の対象者</u> <u>災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者</u></p> <p><u>(3) 医療の範囲</u> <u>ア 診察</u> <u>イ 薬剤又は治療材料の支給</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第11章 保健衛生計画 第1節 保健医療に係る対策 <u>(生活衛生課：地域保健推進課：医療政策課：薬務行政室：障害福祉課)</u></p> <p><u>1 被災地の状況把握</u> <u>非常災害時に迅速かつ適切な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、県及び被災地保健所は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用する等により、以下の事項について情報収集を行う。</u></p> <p><u>(1) 被災地の衛生行政機能の被災状況</u> <u>(2) 施設・設備の被害状況</u> <u>(3) 診療（施設）機能の稼働状況</u> <u>(4) 職員の被災状況、稼働状況</u> <u>(5) 医療品等及び医療用資器材の受給状況</u> <u>(6) 施設への交通状況 等</u></p> <p><u>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施</u> <u>県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付け科発0722第2号、医政発0722第1号、健発0722第1号、薬生発0722第1号、社援発0722第1号、老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害福祉保健部長、老健局長通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号）に基づき、市町と連携して、以下の措置を講ずる。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>ウ 処置、手術、その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 医療のための費用</p> <p>ア 救助法適用の場合</p> <p>国庫負担限度額</p> <p>(ア) 救助法適用による救護班が使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費</p> <p>(イ) 一般病院診療所国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>(ウ) 施術者当該地域における協定料金の額以内</p> <p>イ 災害時の医療救護に関する協定に基づく医療救護班派遣の場合</p> <p>県費負担限度額</p> <p>(ア) 医療救護班使用した医薬品等の実費</p> <p>(5) 医療の期間</p> <p>災害発生の日から14日以内とするが、必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。</p> <p>また、DMAT活動の終了以降においても、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る必要があることから、必要に応じて医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に実施するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 災害時における医療施設の診療状況等の把握</p> <p>ア 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムへの登録を行い、操作等の技能維持に努めるものとする。</p> <p>イ 県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>(1) 長崎県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、福祉保健部長は福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置し、以下の措置を講じる。また、災害が発生した地域を管轄する保健所長は、保健所内に地域保健医療福祉調整班を設置すること。</p> <p>(2) 保健医療福祉調整班及び地域保健医療福祉調整班において、県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会(災害支援ナース)日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、保健師等(以下この項において「保健医療活動チーム」という。)並びに災害派遣福祉チーム(DWAT)等の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携(保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。)並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。</p> <p>(3) 保健医療調整班は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認める時は、被災県以外の都道府県等に対し、保健医療福祉調整班における業務を補助するための人的支援等を求めること。</p> <p>(4) 保健医療福祉調整班に県災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)統括、県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターを配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p><u>(7) 災害医療コーディネータの参画・活用</u> <u>ア 県は、必要に応じて、統括DMAT等災害対応の調整業務を行える者を医療保健班の業務に参画させるものとする。</u> <u>イ 県は、関係機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。</u></p> <p><u>(8) 県は、災害リハビリテーションなどの支援関連団体との連携により、災害関連死等の予防に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 助産</u> <u>(1) 実施責任者</u> <u>救助法が適用された場合は、県又は救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、日本赤十字社長崎県支部が救護班を編成し、助産にあたる。</u> <u>ただし、急を要し救護班による助産のいとまがない場合は、助産師等により行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 助産の対象者</u> <u>災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんしたものであって助産の途を失った者</u></p> <p><u>(3) 助産の範囲</u> <u>ア 分べんの介助</u> <u>イ 分べん前後の処置</u> <u>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料</u></p> <p><u>(4) 助産の期間</u> <u>分べんした日から7日以内とする必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。</u></p> <p><u>(5) 助産のための費用</u> <u>国庫負担限度額</u> <u>ア 救護班、産院その他医療機関による場合</u> <u>使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）等の実費</u></p>	<p><u>3 被災地における指揮調整機能の維持</u> <u>(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</u> <u>県は、災害が発生し、保健医療福祉調整班が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要になるなど、県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請をする。</u> <u>県は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき被災県以外の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の活動</u> <u>被災地に応援派遣された健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、災害時保健医療福祉対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、県保健医療福祉調整班及び被災地の保健所を支援する。</u></p> <p><u>4 保健医療活動従事者の確保</u> <u>(1) 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣</u> <u>①県は、被災地の被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、長崎DMAT指定病院に長崎DMATの派遣を要請する。</u> <u>②県は、被災市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災市町以外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣す</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>イ 助産師による場合 <u>慣行料金の8割以内の額</u></p>	<p>る。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</p> <p>③県は、状況により、被災地において精神保健医療活動の支援を行うため、<u>専門的な研修を・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。また、県に必要なに応じて、被災県以外の都道府県に、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。</u></p> <p>④日本赤十字社長崎県支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき、<u>自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により医療救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</u></p> <p><u>医療救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする</u></p> <p>(2) 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保</p> <p>①県は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、<u>緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。</u></p> <p>②県は、医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、<u>緊急輸送関係機関に要請する。</u></p> <p>5 被災地における医療・保健の確保</p> <p>(1) 医療施設への電気、ガス、水道の確保</p> <p>①被災地内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、<u>電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。</u></p> <p>②県及び被災市町は、<u>医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>③県及び被災市町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>④県は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。</u></p> <p>(2) <u>救護所及び避難所救護センターの設置</u></p> <p><u>①被災地保健所及び被災市町は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所及び避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</u></p> <p><u>②避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>設置にあたっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧場を勘案すること。</u></p> <p><u>避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行うこと。</u></p> <p><u>必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>医療機器の修理及び交換</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等支援を行う。</u></p> <p>(4) <u>医療施設の入院患者等に対する安全対策</u></p> <p><u>①医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。</u></p> <p><u>②入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市町はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。この場合、県は必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請する。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>6 公衆衛生医師、保健師・管理栄養士等による健康管理</u></p> <p><u>(1) 健康管理に必要な情報の収集・共有化</u> <u>県及び被災市町は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状況など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康・生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。</u></p> <p><u>(2) 被災者への健康管理活動</u> <u>県及び被災市町は、以下により被災者の健康管理を行う。</u></p> <p><u>① 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。</u></p> <p><u>② 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。</u></p> <p><u>③ 保健所等において、被災県及び市町以外の都道府県及び市町村から被災県及び市町に派遣されて支援にあたる救護班当の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。</u></p> <p><u>④ 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、県内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。</u></p> <p><u>⑤ 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。</u></p> <p><u>⑥ 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>計画的な対応を行うこと。</u></p> <p><u>⑦避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。</u></p> <p><u>(3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣受入</u></p> <p><u>①県及び被災市町は、被災者の健康管理に関し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17、災害対策基本法第30条第2項及び第74条の規定等により、その他の都道府県市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。</u></p> <p><u>②県・被災市町は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる（2）①への対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康・生活衛生局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。</u></p> <p><u>7 医薬品等の供給</u></p> <p><u>(1) 被災地の状況把握</u> <u>県は、医師会、薬剤師会、医薬品卸業組合等を通じ、被災地内の医薬品の在庫、需給状況を把握する。</u></p> <p><u>(2) 医薬品等の確保及び供給</u></p> <p><u>①県は、被災市町から医薬品の調達について要請があったときは、災害用の備蓄医薬品等の活用や長崎県医薬品卸業組合等への供給要請を行う。</u></p> <p><u>②県は被災市町から血液の供給の要請があったときは、長崎県赤十字血液センター、長崎県赤十字血液センター佐世保出張所に協力を要請する。</u></p> <p><u>(3) 医薬品の仕分け及び管理</u> <u>県及び被災市町は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。</u></p> <p><u>8 防疫対策</u> <u>県及び被災市町は、必要に応じ、以下の家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。</u></p> <p><u>①県及び被災市町は、「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知)により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。</u></p> <p><u>②県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、被災市町に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。</u></p> <p><u>③県は、被災市町から要請があったときは、防疫に必要な器具機材等の調達・要請を行うこと。</u></p> <p><u>④夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状況の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具器材が不足することも想定されるため、県は、必要に応じ、九州・山口各県に対して速やかな応援要請を行うこと。</u></p> <p><u>⑤冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザ等が避難所において流行することが考えられるため、県及び被災市町は手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。</u></p> <p><u>⑥避難所は、臨時に多数の避難所を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、被災市町は、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。</u></p> <p><u>⑦被災市町を管轄する保健所は、避難所等における衛生環境を維持するた</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>め、必要に応じ、県へ感染対策チーム（DICT）の派遣を要請すること。県は日本環境感染学会等と連携し対応を調整する。</u></p> <p><u>⑧県及び被災市町は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるように努めること。</u></p> <p><u>⑨県及び被災市町は、迅速に、避難所における衛生状況、防疫対策の実施状況等を把握し、保健医療に係る災害応急対応を実施している本部等に情報を集約させるよう努めること。</u></p> <p><u>9 個別疾患対策</u></p> <p><u>(1) 人工透析</u></p> <p><u>①県及び被災市町は、公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報誌、報道機関を通じて、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。</u></p> <p><u>②県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保に関する情報に基づき、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 難病等</u></p> <p><u>①県は、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握するとともに、広報誌、報道機関等を通じて的確な情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。</u></p> <p><u>②県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) アレルギー疾患</u></p> <p><u>①厚生労働省健康・生活衛生局は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイト</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>やパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。</u></p> <p><u>②県及び市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p><u>10 食品による健康被害防止対策</u> <u>県は、被災者等の食品による健康被害防止対策として、食中毒予防についての周知を図るとともに以下の対策を行う。</u></p> <p><u>(1) 保健所等による、ボランティア等の食事提供者及び被災者に対する食中毒防止に対する指導・助言</u></p> <p><u>11 動物対策</u> <u>(1) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策</u> <u>県及び被災市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。</u></p> <p><u>①県</u> <u>長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。</u> <u>被災市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。</u> <u>必要に応じて、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。</u></p> <p><u>②被災市町</u> <u>愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p><u>管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県警察本部交通規制課、県交通政策課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
313	<p>第3編 災害応急対策計画 第13章 輸送及び交通対策計画 第2節 交通応急対策計画</p> <p>4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付 (2) 災害発生前における緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務という。」）等 <u>(追加)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第13章 輸送及び交通対策計画 第2節 交通応急対策計画</p> <p>4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付 (2) 災害発生前における緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務という。」）等 <u>キ 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	緊急通行車両の確認等に係る事務手続き変更に伴う修正（県警察本部交通部交通規制課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
163	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 公安警備計画 第2節 災害に備えての措置</p> <p>4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 (略) (3) 緊急通行車両の<u>事前届出制度</u>の周知 県警察は、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、都道府県公安委員会が実施する交通規制の際に、通行可能な緊急通行車両にかかる災害発生前における標章及び確認証明書の交付<u>制度</u>の周知を図る。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 公安警備計画 第2節 災害に備えての計画</p> <p>4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 (略) (3) 緊急通行車両の<u>確認、標章及び確認証明書の交付事務</u>の周知 県警察は、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、都道府県公安委員会が実施する交通規制の際に、通行可能な緊急通行車両にかかる災害発生前における標章及び確認証明書の交付<u>事務</u>の周知を図る。</p>
319	<p>第3編 災害応急対策計画 第13章 輸送及び交通対策計画 第2節 交通応急対策計画</p> <p>6 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い (略) (3) 規制除外車両の事前届出 (略) イ 届出については、疎明資料を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の<u>事前届出</u>を準用する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第13章 輸送及び交通対策計画 第2節 交通応急対策計画</p> <p>6 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い (略) (3) 規制除外車両の事前届出 (略) イ 届出については、疎明資料を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の<u>確認等の事務</u>を準用する。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																		
321	<p>別記様式第3</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">災害 応急対策用 原子力災害</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国民保護措置用</td> <td>国民保護措置用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規制除外車両事前届出書</td> <td>規制除外車両事前届出済証</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年月日</td> <td>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎県公安委員会 殿</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出者住所 (電話) 氏名</td> <td>長崎県公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示 されている番号</td> <td></td> <td>(注) 1 <u>大規模地震対策特別措置法</u>、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。</td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td></td> <td>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（<u>警察署等</u>経由）に届け出て再交付を受けてください。</td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>住所 () 局 番 氏名</td> <td>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>出発地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td> </tr> </table>	災害 応急対策用 原子力災害		第 号	国民保護措置用		国民保護措置用	規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証	年月日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する	長崎県公安委員会 殿		年月日	届出者住所 (電話) 氏名		長崎県公安委員会 印	番号標に表示 されている番号		(注) 1 <u>大規模地震対策特別措置法</u> 、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。	車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（ <u>警察署等</u> 経由）に届け出て再交付を受けてください。	使用者	住所 () 局 番 氏名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	出発地			(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			<p>別記様式第3</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">災害 応急対策用 原子力災害</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国民保護措置用</td> <td>国民保護措置用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規制除外車両事前届出書</td> <td>規制除外車両事前届出済証</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年月日</td> <td>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎県公安委員会 殿</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出者住所 (電話) 氏名</td> <td>長崎県公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示 されている番号</td> <td></td> <td>(注) 1 <u>(削除)</u> 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの<u>都道府県</u>警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。</td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td></td> <td>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（<u>警察本部</u>経由）に届け出て再交付を受けてください。</td> </tr> <tr> <td>車両の使用者</td> <td>住所 () 局 番 氏名又は名称</td> <td>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両<u>(削除)</u>に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両<u>(削除)</u>が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両<u>(削除)</u>としての必要性がなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td> </tr> </table>	災害 応急対策用 原子力災害		第 号	国民保護措置用		国民保護措置用	規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証	年月日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する	長崎県公安委員会 殿		年月日	届出者住所 (電話) 氏名		長崎県公安委員会 印	番号標に表示 されている番号		(注) 1 <u>(削除)</u> 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの <u>都道府県</u> 警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。	車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（ <u>警察本部</u> 経由）に届け出て再交付を受けてください。	車両の使用者	住所 () 局 番 氏名又は名称	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両 <u>(削除)</u> に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両 <u>(削除)</u> が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両 <u>(削除)</u> としての必要性がなくなったとき。	活動地域			(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
災害 応急対策用 原子力災害		第 号																																																																		
国民保護措置用		国民保護措置用																																																																		
規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証																																																																		
年月日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する																																																																		
長崎県公安委員会 殿		年月日																																																																		
届出者住所 (電話) 氏名		長崎県公安委員会 印																																																																		
番号標に表示 されている番号		(注) 1 <u>大規模地震対策特別措置法</u> 、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。																																																																		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（ <u>警察署等</u> 経由）に届け出て再交付を受けてください。																																																																		
使用者	住所 () 局 番 氏名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。																																																																		
出発地																																																																				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。																																																																				
災害 応急対策用 原子力災害		第 号																																																																		
国民保護措置用		国民保護措置用																																																																		
規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証																																																																		
年月日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する																																																																		
長崎県公安委員会 殿		年月日																																																																		
届出者住所 (電話) 氏名		長崎県公安委員会 印																																																																		
番号標に表示 されている番号		(注) 1 <u>(削除)</u> 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの <u>都道府県</u> 警察本部、警察署、交通検閲所等に提出して所要の手続きを受けてください。																																																																		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（ <u>警察本部</u> 経由）に届け出て再交付を受けてください。																																																																		
車両の使用者	住所 () 局 番 氏名又は名称	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両 <u>(削除)</u> に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両 <u>(削除)</u> が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両 <u>(削除)</u> としての必要性がなくなったとき。																																																																		
活動地域																																																																				
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。																																																																				
	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。																																																																		

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	佐世保地区佐世保工場のガス製造設備の基数変更（西部ガス株式会社）					
ページ	現行計画			修正計画(案)		
330	第3編 災害応急対策計画 第15章 公益事業施設災害応急対策計画 第2節 ガス施設災害応急対策計画防災知識普及計画			第3編 災害応急対策計画 第15章 公益事業施設災害応急対策計画 第2節 ガス施設災害応急対策計画防災知識普及計画		
	○ 西部ガス株式会社※ 1 施設 (3) 佐世保地区			○ 西部ガス株式会社※ 1 施設 (3) 佐世保地区		
	区 分		(イ) 佐世保工場	区 分		(イ) 佐世保工場
	製造 設備	13Aガス (46M J)	90,000m ³ /D <u>2</u> 基	製造 設備	13Aガス (46M J)	90,000m ³ /D <u>3</u> 基
			ガス ホル ダー			球形
	L P G 貯 槽		500 t 1基 (H27年1月より休止) 900 t 1基	L P G 貯 槽		500 t 1基 (H27年1月より休止) 900 t 1基
	L N G 貯 槽	地 上 式	1,000KL 1基	L N G 貯 槽	地 上 式	1,000KL 1基
縦置円筒 型		100KL 1基	縦置円筒 型		100KL 1基	
			(ロ) 干尽供給所			

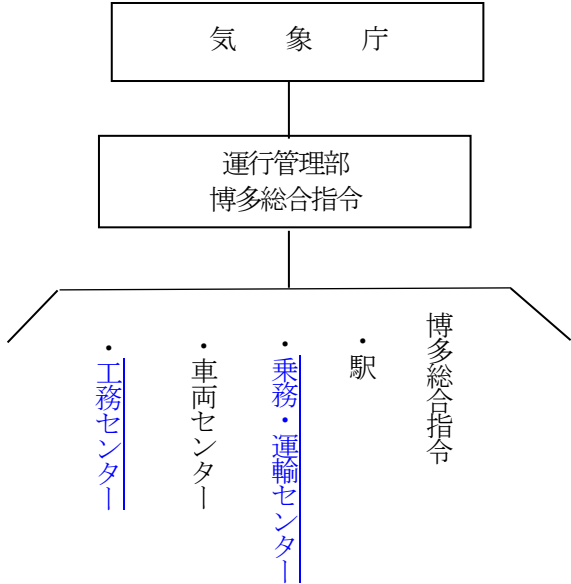
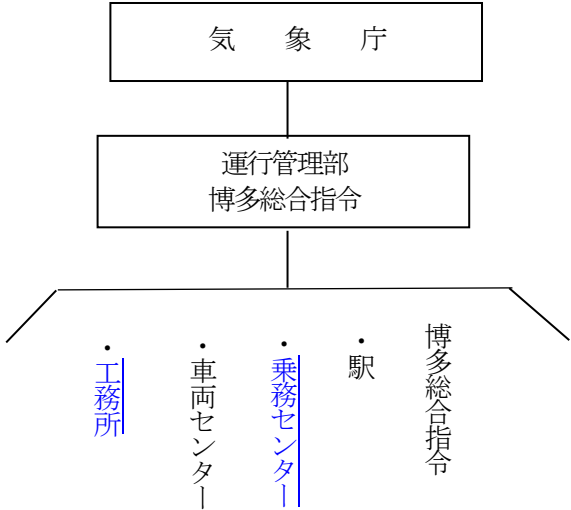
令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県水環境対策課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
339	<p>第3編 災害応急対策計画 第15章 公益事業施設災害応急対策計画 第3節 水道施設災害応急対策計画</p> <p>4 応急措置 (1) 上水道施設 <u>キ (追加)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第15章 公益事業施設災害応急対策計画 第3節 水道施設災害応急対策計画</p> <p>4 応急措置 (1) 上水道施設 <u>キ 給水車の被災地への派遣を円滑に進めるため、要請状況と対応状況を市町とともに、共有し、連携の強化を図る。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による組織名の修正（JR九州）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
344	<p>第3編 災害応急対策対策計画 第15章 公益事業施設災害応急対策計画 第5節 鉄道施設災害応急対策計画</p> <p>別表1 JR九州関係鉄道気象通報伝達系統</p> <pre> graph TD A[長崎地方気象台] --> B[福岡管区気象台] B --> C[運行管理部 博多総合指令] C --- D[・工務センター] C --- E[・車両センター] C --- F[・乗務・運輸センター] C --- G[・駅] C --- H[博多総合指令] </pre>	<p>第3編 災害応急対策対策計画 第15章 公益事業施設災害応急対策計画 第5節 鉄道施設災害応急対策計画</p> <p>別表1 JR九州関係鉄道気象通報伝達系統</p> <pre> graph TD A[長崎地方気象台] --> B[福岡管区気象台] B --> C[運行管理部 博多総合指令] C --- D[・工務所] C --- E[・車両センター] C --- F[・乗務センター] C --- G[・駅] C --- H[博多総合指令] </pre>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>別表2 JR九州関係鉄道津波警報伝達系統</p>  <pre> graph TD A[気象庁] --> B[運行管理部 博多総合指令] B --> C[・工務センター] B --> D[・車両センター] B --> E[・乗務・運輸センター] B --> F[・駅] G[博多総合指令] </pre>	<p>別表2 JR九州関係鉄道津波警報伝達系統</p>  <pre> graph TD A[気象庁] --> B[運行管理部 博多総合指令] B --> C[・工務所] B --> D[・車両センター] B --> E[・乗務センター] B --> F[・駅] G[博多総合指令] </pre>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤記の修正（県農業イノベーション推進室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
355	<p>第3編 災害応急対策計画 第18章 農林水産物災害応急対策計画 第4節 ばれいしょ</p> <p>(略)</p> <p>4 寒害技術対策 (1) 冬作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、マルチ作業もやや遅めに行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第18章 農林水産物災害応急対策計画 第4節 ばれいしょ</p> <p>(略)</p> <p>4 寒害技術対策 (1) 春作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、マルチ作業もやや遅めに行う。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害応急対策計画（第7節 畜産）担当部署の変更（県畜産課、県農業イノベーション推進室）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
359	<p>第3編 災害応急対策計画 第18章 農林水産物災害応急対策計画 第7節 畜産 <u>(畜産課)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第18章 農林水産物災害応急対策計画 第7節 畜産 <u>(農業イノベーション推進室)</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字の修正（九州電力長崎支店）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
368	<p>第3編 災害応急対策計画 第20章 空港災害対策計画</p> <p>1 長崎空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づき、次の機関で構成する。 ル 九州電力株式会社 事故処理に必要な業務</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第20章 空港災害対策計画</p> <p>1 長崎空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づき、次の機関で構成する。 ル 九州電力送配電株式会社 事故処理に必要な業務</p>
369	<p>2 福江空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 セ 九州電力株式会社 事故処理に必要な業務</p>	<p>2 福江空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 セ 九州電力送配電株式会社 事故処理に必要な業務</p>
371	<p>3 杵岐空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 セ 九州電力株式会社 事故処理に必要な業務</p> <p>5 上五島空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 シ 九州電力株式会社 事故処理に必要な業務</p>	<p>3 杵岐空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 セ 九州電力送配電株式会社 事故処理に必要な業務</p> <p>5 上五島空港 (3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 シ 九州電力送配電株式会社 事故処理に必要な業務</p>
	<p>6 小値賀空港</p>	<p>6 小値賀空港</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)
	<p>(3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 ス 九州電力株式会社 事故処理に必要な業務</p>	<p>(3) 関係機関の業務分担 関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。 ス 九州電力送配電株式会社 事故処理に必要な業務</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	監視・観測機器の更新等に伴う修正（九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター）					
ページ	現行計画			修正計画(案)		
394	第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第2章 各種情報の収集連絡等 第2節 その他の火山関係情報 3 観測体制 (1) 観測機器及び監視装置			第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第2章 各種情報の収集連絡等 第2節 その他の火山関係情報 3 観測体制 (1) 観測機器及び監視装置		
	令和5年4月1日現在			令和6年10月1日現在		
	観測機関	略	九大地震火山 観測研究セン ター	略		計
	機器・装置					
	地震計		9			17
	傾斜計					10
	遠望監視装置					2
	熱映像装置					1
	空振計					1
	水温計		1			2
	水圧式水位計					
	地下水位計		1			2
	地震・傾斜・温度計		4			4
	水位計					
	雨量計					7
	伸縮計					
	歪計					
	加速度計					
	観測機関	略	九大地震火山 観測研究セン ター	略	防災科 学技術 研究所	国土 地理 院
	機器・装置					
	地震計		7			15
	傾斜計					10
	遠望監視装置					2
	熱映像装置					1
	空振計					1
	水温計		-			1
	水圧式水位計					
	地下水位計					1
	地震・傾斜・温度計		3		3	6
	水位計					
	雨量計					7
	伸縮計					
	歪計					
	加速度計					

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画						修正計画(案)					
394	レーダー雨量計	略		略			レーダー雨量計	略		略		
	流速計						流速計					
	ワイヤーセンサー					8	ワイヤーセンサー					8
	投下型センサー						投下型センサー					
	監視カメラ					12	監視カメラ					12
	超高感度カメラ					3	超高感度カメラ					3
	土石流予警報装置						土石流予警報装置					
	震動センサー					8	震動センサー					8
	赤外線カメラ						赤外線カメラ					
	外気温度計					1	外気温度計					1
	湧水量計						湧水量計					
	GNSS観測装置					7	GNSS観測装置			<u>3</u>	<u>5</u>	<u>15</u>
	地温計					1	地温計					1
	計		<u>15</u>			<u>86</u>	計	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>92</u>	

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	適正な記載への修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
395	<p>第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第2章 各種情報の収集連絡等 第2節 その他の火山関係情報</p> <p>(2) <u>協力体制</u> ア <u>大学機関合同観測班</u> <u>北海道大・東北大・茨城大・宇都宮大・群馬大・東京大・東京工業大・名古屋大・京都大・神戸大・島根大・九州大・熊本大・鹿児島大等の各大学陣により随時交替で観測</u> イ <u>国の機関</u> <u>文部科学省（空中から地表面の温度を測定）</u> <u>海上保安庁（有明海の海底調査）</u> <u>経済産業省（光波による地形の変動等の観測）</u> <u>国土地理院（人工衛星を利用した空中からの地形観測）</u> <u>国土交通省〔大野木場監視所〕（溶岩ドーム、ガリーの監視所、無人化施工の操作室、資機材の備蓄庫、避難所）</u></p>	<p>第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第2章 各種情報の収集連絡等 第2節 その他の火山関係情報</p> <p>(2) <u>協力体制</u> <u>(削除) ※普賢岳噴火災害時のものにつき。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	防災基本計画の修正に伴う修正（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
402	<p>第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第6章 防災知識の普及 第1節 防災知識の普及</p> <p>県、関係市町及び防災関係機関は、<u>活動火山雲仙岳に係る防災知識の普及に努めるものとする。</u></p>	<p>第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画 第6章 防災知識の普及 第1節 防災知識の普及</p> <p>県、関係市町及び防災関係機関は、<u>防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、火山のハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。(削除)</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	金融制度の金利改定等に伴う修正（県農業経営課、水産経営課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
422	<p>第5編 災害復旧計画 第3章 金融その他の資金対策 第1節 農林水産業に関する金融の確保</p> <p>2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法） (利率は令和5年10月1日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金） (日本政策金融公庫資金)</p> <p>(略)</p> <p>○ 貸付条件等 利率 年0.45～1.000%</p> <p>(略)</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第3章 金融その他の資金対策 第1節 農林水産業に関する金融の確保</p> <p>2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法） (利率は令和6年10月1日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金） (日本政策金融公庫資金)</p> <p>(略)</p> <p>○ 貸付条件等 利率 年0.65～1.30%</p> <p>(略)</p>
423	<p>(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） (略)</p> <p>○ 貸付条件</p> <p>ア 貸付利率 年0.45～0.85%</p> <p>イ 貸付限度額 (略)</p> <p>ウ 償還期限 15年以内（内据置期間3年以内） (略)</p>	<p>(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） (略)</p> <p>○ 貸付条件</p> <p>ア 貸付利率 年0.65～1.30%</p> <p>イ 貸付限度額 (略)</p> <p>ウ 償還期限 15年以内（内据置期間3年以内） (略)</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																																																						
425	<p>3 その他の災害資金 以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。 (1) 日本政策金融公庫資金 (令和5年10月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="264 427 1169 890"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>0.17～ 0.50%</td> <td>25年以内</td> <td>うち10年以内</td> <td>農業者1人当り要負担額</td> </tr> <tr> <td>林業基盤整備資金(樹苗養成施設)</td> <td>0.17～ 0.50%</td> <td>15年以内</td> <td>うち5年以内</td> <td>貸付けを受ける者の負担する額の80%</td> </tr> <tr> <td>林業基盤整備資金(林道)</td> <td>0.17～ 0.50%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>漁業基盤整備資金</td> <td>0.45～ 1.00%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農協系統資金 (平成31年3月20日現在)</p> <table border="1" data-bbox="264 1010 1169 1241"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>0.20%</td> <td>15年以内</td> <td>7年以内</td> <td>個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業基盤整備資金	0.17 ～ 0.50 %	25年以内	うち10年以内	農業者1人当り要負担額	林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	0.17 ～ 0.50 %	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%	林業基盤整備資金(林道)	0.17 ～ 0.50 %	20年以内	うち3年以内	同上	漁業基盤整備資金	0.45 ～ 1.00 %	20年以内	うち3年以内	事業費の80%	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業近代化資金	0.20 %	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内	<p>3 その他の災害資金 以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。 (1) 日本政策金融公庫資金 (令和6年10月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1200 427 2096 890"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>0.65～ 1.30%</td> <td>25年以内</td> <td>うち10年以内</td> <td>農業者1人当り要負担額</td> </tr> <tr> <td>林業基盤整備資金(樹苗養成施設)</td> <td>0.65～ 1.30%</td> <td>15年以内</td> <td>うち5年以内</td> <td>貸付けを受ける者の負担する額の80%</td> </tr> <tr> <td>林業基盤整備資金(林道)</td> <td>0.65～ 1.30%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>漁業基盤整備資金</td> <td>0.65～ 1.30%</td> <td>20年以内</td> <td>うち3年以内</td> <td>事業費の80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農協系統資金 (令和6年10月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1200 1010 2096 1241"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>利率(年)</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>貸付の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>1.30%</td> <td>15年以内</td> <td>7年以内</td> <td>個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業基盤整備資金	0.65 ～ 1.30 %	25年以内	うち10年以内	農業者1人当り要負担額	林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	0.65 ～ 1.30 %	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%	林業基盤整備資金(林道)	0.65 ～ 1.30 %	20年以内	うち3年以内	同上	漁業基盤整備資金	0.65 ～ 1.30 %	20年以内	うち3年以内	事業費の80%	資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額	農業近代化資金	1.30 %	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																				
農業基盤整備資金	0.17 ～ 0.50 %	25年以内	うち10年以内	農業者1人当り要負担額																																																																				
林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	0.17 ～ 0.50 %	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%																																																																				
林業基盤整備資金(林道)	0.17 ～ 0.50 %	20年以内	うち3年以内	同上																																																																				
漁業基盤整備資金	0.45 ～ 1.00 %	20年以内	うち3年以内	事業費の80%																																																																				
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																				
農業近代化資金	0.20 %	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内																																																																				
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																				
農業基盤整備資金	0.65 ～ 1.30 %	25年以内	うち10年以内	農業者1人当り要負担額																																																																				
林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	0.65 ～ 1.30 %	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%																																																																				
林業基盤整備資金(林道)	0.65 ～ 1.30 %	20年以内	うち3年以内	同上																																																																				
漁業基盤整備資金	0.65 ～ 1.30 %	20年以内	うち3年以内	事業費の80%																																																																				
資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額																																																																				
農業近代化資金	1.30 %	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内																																																																				

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画(案)																																														
425	<p>4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金</p> <p>県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和5年10月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="264 504 1169 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="3">貸付条件</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金</td> <td>500万円</td> <td>1,500万円</td> <td>年<u>0.30%</u></td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>年<u>1.00%</u></td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	貸付限度額		貸付条件			個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間	農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年 <u>0.30%</u>	10年以内	2年以内	漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年 <u>1.00%</u>	10年以内	2年以内	<p>4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金</p> <p>県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和6年10月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1200 504 2101 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金の種類</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="3">貸付条件</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金</td> <td>500万円</td> <td>1,500万円</td> <td>年<u>1.30%</u></td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>年<u>1.30%</u></td> <td>10年以内</td> <td>2年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	貸付限度額		貸付条件			個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間	農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年 <u>1.30%</u>	10年以内	2年以内	漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年 <u>1.30%</u>	10年以内	2年以内
資金の種類	貸付限度額		貸付条件																																													
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間																																											
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年 <u>0.30%</u>	10年以内	2年以内																																											
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年 <u>1.00%</u>	10年以内	2年以内																																											
資金の種類	貸付限度額		貸付条件																																													
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間																																											
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年 <u>1.30%</u>	10年以内	2年以内																																											
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年 <u>1.30%</u>	10年以内	2年以内																																											

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の貸付限度額の変更に伴う修正（県子ども家庭課）											
ページ	現行計画				修正計画(案)							
433	第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第4節 生業資金の確保に関する計画				第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第4節 生業資金の確保に関する計画							
	2 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金 (4) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一 覧表（災害関連分）				2 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金 (4) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一 覧表（災害関連分）							
	資金名		貸付金額の限度		据置期間	償還期間	資金名		貸付金額の限度		据置期間	償還期間
	事業開始資金		個人貸付 3,030,000 円		1年	7年以内	事業開始資金		個人貸付 3,470,000 円		1年	7年以内
			団体貸付 4,560,000 円		1年	7年以内			団体貸付 5,220,000 円		1年	7年以内
	事業継続資金		個人貸付 1,520,000 円		6か月	7年以内	事業継続資金		個人貸付 1,740,000 円		6か月	7年以内
		団体貸付 1,520,000 円		6か月	7年以内			団体貸付 1,740,000 円		6か月	7年以内	
住宅資金		1,500,000 円 (但し、災害老朽化等による 増改築の場合 2,000,000 円)				住宅資金		1,500,000 円 (但し、災害老朽化等による 増改築の場合 2,000,000 円)				

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	児童救済基金給付規定の改正に伴う修正（県こども未来課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
<p>436 437</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第4節 生業資金の確保に関する計画</p> <p>6 児童救済金 (略) (2) 救済金の種類と額</p> <p>学資金 保護者をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付。</p> <p><u>主たる生計者である</u>保護者の死亡 小・中学生 年 66,000 円 高校生 年 <u>264,000</u> 円 大学生等 年 <u>371,000</u> 円</p> <p><u>主たる生計者ではない</u>保護者の死亡 小・中学生 年 <u>33,000</u> 円 高校生 年 <u>132,000</u> 円 大学生等 年 <u>186,000</u> 円</p> <p>被服文具費 住家を失ったときに給付 小・中・高校生 50,000 円 <u>3歳～6歳までの幼稚園等</u>に通う未就学児 35,000 円</p> <p>修学旅行資金 被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときは、その翌年度まで）</p> <p>小学生 上限 40,000 円 中学生 上限 70,000 円 高校生 上限 110,000 円</p> <p>就職支度金 <u>中・高校</u>を卒業して就職するとき給付 <u>50,000</u> 円 (住家を失ったときは、その翌年度まで)</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第4章 被災者の生活確保に関する計画 第4節 生業資金の確保に関する計画</p> <p>6 児童救済金 (略) (2) 救済金の種類と額</p> <p>学資金 保護者をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付。</p> <p><u>被災による</u>保護者の死亡 小・中学生 年 66,000 円 高校生 年 <u>290,000</u> 円 大学生等 年 <u>408,000</u> 円</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>被服文具費 住家を失ったときに給付 小・中・高校生 50,000 円 <u>幼稚園・保育園等</u>に通う未就学児 35,000 円</p> <p>修学旅行資金 被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときは、その翌年度まで）</p> <p>小学生 上限 40,000 円 中学生 上限 70,000 円 高校生 上限 110,000 円</p> <p>就職支度金 <u>中・高校・大学等</u>を卒業して就職するとき給付 <u>100,000</u> 円 (住家を失ったときは、その翌年度まで)</p> <p><u>就学支度金 中・高校を卒業して就学するとき給付 100,000 円</u> <u>(住家を失ったときは、その翌年度まで)</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（基本計画編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県税務課）	
ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
442	<p>第5編 災害復旧計画 第5章 被災者の生活再建等の支援</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。(追記)</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第5章 被災者の生活再建等の支援</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施する。</p>

長崎県地域防災計画（震災対策編）

令和6年度修正

令和6年11月

長崎県防災会議

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	データ更新（長崎地方気象台、県防災企画課）																						
ページ	現行計画										修正計画(案)												
10	第1章 総則 第2節 長崎県における地震の想定										第1章 総則 第2節 長崎県における地震の想定												
	過去10年間の震度別地震回数（長崎県 2013年～2022年 ）										過去10年間の震度別地震回数（長崎県 2014年～2023年 ）												
	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	
	2013年	11	1	0	0	0	0	0	0	0	12	2014年	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0	11
	2014年	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11	2015年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	0	21
	2015年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	21	2016年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	0	364
	2016年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	364	2017年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	0	40
	2017年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	40	2018年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	2018年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	30	2019年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	0	23
	2019年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	23	2020年	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	21
2020年	18	3	0	0	0	0	0	0	0	21	2021年	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	23	
2021年	17	6	0	0	0	0	0	0	0	23	2022年	19	8	2	0	0	0	0	0	0	0	29	
2022年	19	8	2	0	0	0	0	0	0	29	2023年	13	7	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
合計	403	130	33	6	1	1	0	0	0	574	合計	405	136	33	6	1	1	0	0	0	0	582	

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字修正（九州電力長崎支店）			
ページ	現行計画		修正計画(案)	
139	第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱		第1章 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	
	2. 処理すべき事務または業務の大綱 (5) 指定地方公共機関		2. 処理すべき事務または業務の大綱 (5) 指定地方公共機関	
	機関の名称	事務または業務の大綱	機関の名称	事務または業務の大綱
	(略)		(略)	
	〔九州電力(株)長崎支社〕	1 災害時の電力供給 2 被災施設の調査と災害復旧 3 電力施設の災害予防措置	〔九州電力(株)長崎支店〕	1 災害時の電力供給 2 被災施設の調査と災害復旧 3 電力施設の災害予防措置

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	自主防位組織の組織率の修正に伴う修正（防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
144	<p>第1章 総則 第2節 自主防災活動</p> <p>1. 自主防災組織の役割 (3) 自主防災組織の組織化 <u>令和4年4月現在</u>、長崎県における自主防災組織の組織率は73.8%にとどまっている。県は、全市町に対して目標値を設定し、組織化促進に向けて強気に働きかけていく。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定する。(資料編6 長崎県内の自主防災組織の状況 参照)</p>	<p>第1章 総則 第2節 自主防災活動</p> <p>1. 自主防災組織の役割 (3) 自主防災組織の組織化 <u>令和6年4月現在</u>、長崎県における自主防災組織の組織率は74.8%にとどまっている。県は、全市町に対して目標値を設定し、組織化促進に向けて強気に働きかけていく。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定する。(資料編6 長崎県内の自主防災組織の状況 参照)</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正による所属名の修正（県地域保健推進課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
170	<p>第2章 地震災害予防計画 第13節 医療・保健に係る災害予防対策 (医療政策課：薬務行政室：感染症対策室)</p>	<p>第2章 地震災害予防計画 第13節 医療・保健に係る災害予防対策 (地域保健推進課：医療政策課：薬務行政室 (削除))</p>
173	<p>第2章 地震災害予防計画 第14節 応急救助等における防災体制の整備 (防災企画課：福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：感染症対策室 ：農産園芸課：住宅課：農林水産省)</p>	<p>第2章 地震災害予防計画 第14節 応急救助等における防災体制の整備 (防災企画課：福祉保健課：地域保健推進課：医療政策課：薬務行政室 (削除)：農産園芸課：住宅課：農林水産省)</p>
254	<p>第3章 地震災害応急対策 第9節 避難活動 (防災企画課：観光振興課：福祉保健課：医療政策課：感染症対策室 ：国保・健康増進課：産業政策課：県警察本部)</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第9節 避難活動 (防災企画課：観光振興課：福祉保健課：地域保健推進課：医療政策課 (削除)：国保・健康増進課：産業政策課：県警察本部)</p>
257	<p>第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策 (福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：国保・健康増進課：生活衛生課)</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策 (福祉保健課：地域保健推進課：医療政策課：薬務行政室 ：国保・健康増進課：生活衛生課)</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し（県民生活環境課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
177	<p>第2章 地震災害予防計画 第15節 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備 (2) 県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。 (追加)</p>	<p>第2章 地震災害予防計画 第15節 生活福祉に係る災害予防計画</p> <p>4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備 (2) 県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。 <u>また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	誤字の修正（九州電力長崎支店）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
179	<p>第2章 地震災害予防計画 第16節 公共公益種瀬（ライフライン等施設）の災害予防計画</p> <p>公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図る。</p> <p>4 電力施設（九州電力・九州電力送配電） 九州電力(株)は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努める。</p>	<p>第2章 地震災害予防計画 第16節 公共公益種瀬（ライフライン等施設）の災害予防計画</p> <p>公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図る。</p> <p>4 電力施設（九州電力・九州電力送配電） 九州電力等は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努める。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	最新の情報に更新（長崎地方気象台）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
<p>198</p> <p>199</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 応急 第2節 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(3) 地震情報の種類、発表基準と内容 推計震度分布図の発表基準 <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u></p> <p>推計震度分布図の内容 <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</u></p> <p>長周期地震動に関する観測情報の発表基準 <u>・震度3以上</u></p> <p>長周期地震動に関する観測情報の内容 <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載。）</u></p> <p>(4) 地震活動に関する解説情報等 地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）の内容 <u>上から5行目の「、」が赤色記載となっている</u></p>	<p>第3章 地震災害応急対策 応急 第2節 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(3) 地震情報の種類、発表基準と内容 推計震度分布図の発表基準 <u>震度5弱以上</u></p> <p>推計震度分布図の内容 <u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u></p> <p>長周期地震動に関する観測情報の発表基準 <u>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u></p> <p>長周期地震動に関する観測情報の内容 <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）</u></p> <p>(4) 地震活動に関する解説情報等 地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）の内容 <u>上から5行目の「、」を黒色記載に修正</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	実態に合わせた修正。(県水環境対策課)																																									
ページ	現行計画	修正計画(案)																																								
228	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 情報活動</p> <p>別表1 災害報告事務の状況一覧(報告者 市町長)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経由機関</th> <th>報告大別</th> <th>報告事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水環境対策課</td> <td><u>〃</u></td> <td>水道</td> <td>水道施設被害報告 (被害・断減水状況)</td> <td>厚生労働省通知</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	水環境対策課	<u>〃</u>	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3章 地震災害応急対策 第2節 情報活動</p> <p>別表1 災害報告事務の状況一覧(報告者 市町長)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経由機関</th> <th>報告大別</th> <th>報告事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水環境対策課</td> <td>直接</td> <td>水道</td> <td>水道施設被害報告 (被害・断減水状況)</td> <td>公共土木国庫負担法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	水環境対策課	直接	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	公共土木国庫負担法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	区分	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																						
水環境対策課	<u>〃</u>	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																						
区分	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																						
水環境対策課	直接	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	公共土木国庫負担法																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																						
229	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告時期</th> <th>報告内容</th> <th>主管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>速報・確定</td> <td>水道関係施設</td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告時期	報告内容	主管官庁	(略)	(略)	(略)	速報・確定	水道関係施設	<u>〃</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告時期</th> <th>報告内容</th> <th>主管官庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>速報・確定</td> <td>水道関係施設</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告時期	報告内容	主管官庁	(略)	(略)	(略)	速報・確定	水道関係施設	国土交通省水管理・国土保全局	(略)	(略)	(略)																
報告時期	報告内容	主管官庁																																								
(略)	(略)	(略)																																								
速報・確定	水道関係施設	<u>〃</u>																																								
(略)	(略)	(略)																																								
報告時期	報告内容	主管官庁																																								
(略)	(略)	(略)																																								
速報・確定	水道関係施設	国土交通省水管理・国土保全局																																								
(略)	(略)	(略)																																								
230	<p>別表2 被害報告処理系系統図(市町→県)</p> <p>(略)</p> <p>水道主管課 保健所 県民生活環境部</p> <p>(略)</p>	<p>別表2 被害報告処理系系統図(市町→県)</p> <p>(略)</p> <p>水道主管課 県民生活環境部 ※保健所を削除</p> <p>(略)</p>																																								

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	国の防災基本計画変更による修正（県地域保健推進課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
257	<p>第3章 地震災害応急対策 第9節 避難活動</p> <p>(4) 避難所における感染症対策 市町は、避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（令和2年6月：長崎県）」に基づくものとする。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第9節 避難活動</p> <p>(4) 避難所における感染症対策 市町は、避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における(削除)感染症対策チェックリスト（令和6年2月：長崎県）」に基づくものとする。</p>
274	<p>第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策</p> <p>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施 (略)</p> <p>(3) 保健医療福祉調整班に統括DHEAT（*3）、災害医療～（略） (略)</p> <p>*3統括DHEATとは</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策</p> <p>2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施 (略)</p> <p>(3) 保健医療福祉調整班に統括DHEAT（*3）、災害医療～（略） (略)</p> <p>*3統括DHEATとは</p>
276	<p>5 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）(追加)等の派遣</p>	<p>5 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース等の派遣</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正（県福祉保健課）。																																															
ページ	現行計画		修正計画(案)																																													
260	<p>第3節 地震災害応急対策 第10節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間について 最終改正 令和4年2月15日施行、令和3年8月1日適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対 象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(略)</td> <td>1 限度額 1人1日当たり 330円以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅 の供与</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>○建設型応急住宅 1 (略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 限度額1戸当たり 6,775,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3 (略) (略)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品 の給与</td> <td>(略)</td> <td>限度額 1人当たり 1,230円以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	避難所の設置	(略)	1 限度額 1人1日当たり 330円以内	(略)	(略)	応急仮設住宅 の供与	(略)	○建設型応急住宅 1 (略)	(略)	(略)	2 限度額1戸当たり 6,775,000円以内	3 (略) (略)	炊き出しその他による食品 の給与	(略)	限度額 1人当たり 1,230円以内	(略)	(略)	<p>第3節 地震災害応急対策 第10節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間について 最終改正 令和6年2月20日施行、令和6年1月1日適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対 象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(略)</td> <td>1 限度額 1人1日当たり 350円以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅 の供与</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>○建設型応急住宅 1 (略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 限度額1戸当たり 6,883,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3 (略) (略)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品 の給与</td> <td>(略)</td> <td>限度額 1人当たり 1,330円以内</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	避難所の設置	(略)	1 限度額 1人1日当たり 350円以内	(略)	(略)	応急仮設住宅 の供与	(略)	○建設型応急住宅 1 (略)	(略)	(略)	2 限度額1戸当たり 6,883,000円以内	3 (略) (略)	炊き出しその他による食品 の給与	(略)	限度額 1人当たり 1,330円以内	(略)	(略)
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																												
避難所の設置	(略)	1 限度額 1人1日当たり 330円以内	(略)	(略)																																												
応急仮設住宅 の供与	(略)	○建設型応急住宅 1 (略)	(略)	(略)																																												
		2 限度額1戸当たり 6,775,000円以内																																														
		3 (略) (略)																																														
炊き出しその他による食品 の給与	(略)	限度額 1人当たり 1,230円以内	(略)	(略)																																												
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																												
避難所の設置	(略)	1 限度額 1人1日当たり 350円以内	(略)	(略)																																												
応急仮設住宅 の供与	(略)	○建設型応急住宅 1 (略)	(略)	(略)																																												
		2 限度額1戸当たり 6,883,000円以内																																														
		3 (略) (略)																																														
炊き出しその他による食品 の給与	(略)	限度額 1人当たり 1,330円以内	(略)	(略)																																												

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画								修正計画(案)									
261	救助の種類	対象	費用の限度額					期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額					期間	備考
	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)					(略)	(略)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)					(略)	(略)
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算			区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算	
		全壊	夏	円以内 19,200	円以内 24,600	円以内 36,500	円以内 43,600	円以内 55,200	円以内 8,000		全壊	夏	円以内 19,800	円以内 25,400	円以内 37,700	円以内 45,000	円以内 57,000	円以内 8,300
		全焼									全焼							
		流失	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600		流失	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		全壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		全壊	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
		全焼									全焼							
		流失	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		流失	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)				
262	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	被災した住宅の応急修理	(略)	限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 <u>706,000円</u> イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>343,000円</u>	(略)	(略)	被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者	1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
						(略)		限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 <u>717,000円</u> イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>348,000円</u>	(略)	(略)

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)				
	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	学用品の給与	(略)	(略) 2 文房具及び通学用品 (ア) 小学校児童 1人当たり <u>4,800 円以内</u> (イ) 中学校生徒 1人当たり <u>5,100 円以内</u> (ウ) 高等学校生徒 1人当たり <u>5,600 円以内</u>	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略) 2 文房具及び通学用品 (ア) 小学校児童 1人当たり <u>5,200 円以内</u> (イ) 中学校生徒 1人当たり <u>5,500 円以内</u> (ウ) 高等学校生徒 1人当たり <u>6,000 円以内</u>	(略)	(略)
	埋 葬	(略)	限度額 1体当たり (ア) 大人(12歳以上) <u>219,100 円以内</u> (イ) 小人(12歳未満) <u>175,200 円以内</u>	(略)	(略)	埋 葬	(略)	限度額 1体当たり (ア) 大人(12歳以上) <u>226,100 円以内</u> (イ) 小人(12歳未満) <u>180,800 円以内</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)				
263	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	死体の処理	(略)	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり <u>3,500円以内</u> 2 死体の一時保存 (略) (イ) 既存建物を利用できない場合 1体あたり <u>5,400円以内</u>	(略)	(略)	死体の処理	(略)	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり <u>3,600円以内</u> 2 死体の一時保存 (略) (イ) 既存建物を利用できない場合 1体あたり <u>5,700円以内</u>	(略)	(略)
	障害物の除去	(略)	1世帯当たりの平均額 <u>138,700円以内</u>	(略)	(略)	障害物の除去	(略)	1世帯当たりの平均額 <u>140,000円以内</u>	(略)	(略)

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	情報伝達手段の修正（県警察本部地域課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
273	<p>第3章 地震災害応急対策 第12節 地域への救援活動 7 県警察による被災者等への情報伝達活動 (3) 多様な手段による情報伝達 地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙や交番速報、ファックスネットワーク等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達する。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第12節 地域への救援活動 7 県警察による被災者等への情報伝達活動 (3) 多様な手段による情報伝達 地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙や交番速報、SNS等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達する。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（震災対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	「長崎災害リハビリテーション推進協議会」が「長崎災害リハビリテーション推進協議会（長崎 JRAT）」へ名称を改めたことによる修正（県長寿社会課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
276	<p>第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策</p> <p>5 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣</p> <p>(2) 県は、市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災地域外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第13節 医療・保健に係る対策</p> <p>5 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣</p> <p>(2) 県は、市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災地域外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会（長崎 JRAT）または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。</p>

長崎県地域防災計画（資料編）

令和6年度修正

令和6年11月

長崎県防災会議

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正等に伴う修正（県政策調整課、総務文書課、文化振興・世界遺産課、県民生活環境課、教育政策課）									
ページ	現行計画				修正計画(案)					
15	1 防災組織 (2) 災害対策本部 ⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌（長崎県災害対策本部規程 別表第1）				1 防災組織 (2) 災害対策本部 ⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌					
	部名	部長・副部長 担 当 職	班 名	班長担当職	事務分掌	部名	部長・副部長 担 当 職	班 名	班長担当職	事務分掌
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 政策調整課長	企画班	政策調整課長 政策企画課長 IR推進課長 デジタル戦略 課長	(略)	企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画部次長	企画班	政策調整課 長 政策企画課 長 IR室長 デジタル戦 略課長	(略)
	総務連 絡部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務文書課長	(略)	(略)	(略)	総務連 絡部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務部次長	(略)	(略)	(略)

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)				
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	文化観光国際部	(部長) 文化観光国際部長 (副部長) 文化振興・世界遺産課長	文化班	文化振興・世界遺産課長 (追加)	1 局 内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 2 所管施設・設備の安全性の 確保 3 県が主催する文化芸術事業（イベント等）の実施についての検討、 連絡調整	文化観光国際部	(部長) 文化観光国際部長 (副部長) 文化観光国際部次長	文化班	文化振興・世界遺産課長 ながさきピース文化祭課長	1 部 内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 2 所管施設・設備の安全性の 確保に関すること 3 県が主催する文化芸術事業（イベント等）の実施 についての検討、 連絡調整に関すること
			観光振興班	観光振興課長 (追加)	1 関係団体や各市町の観光担当部署との連絡調整に関すること及び所管施設の被災状況把握、その対策に関すること。 2 県内観光施設の被災状況についての情報収集および応急対策に関すること。			観光振興班	観光振興課長 国際観光振興室長	1 関係団体や各市町の観光担当部署との連絡調整に関すること及び所管施設の被災状況把握、その対策に関すること。 2 県内観光施設の被災状況についての情報収集および応急対策に関すること。
		物産班	物産ブランド推進課長	1 所管団体及び施設の被災状況の 把握 2 県が主催する物産関係事業の実施についての 検討・連絡調整			物産班	物産ブランド推進課長	1 所管団体及び施設の被災状況の 把握に関すること 2 県が主催する物産関係事業の実施についての 検討・連絡調整に関すること	

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)				
	文化観光国際部	(部長) 文化観光国際部長 (副部長) 文化振興・世界遺産課長	国際班	国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡および調整に関すること。 1 県及び関係団体が主催する大会、試合等における来場者、関係者の被災状況の情報収集及びその対策に関すること	文化観光国際部	(部長) 文化観光国際部長 (副部長) 文化観光国際部次長	国際班	国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡および調整に関すること。 1 県及び関係団体が主催する大会、試合等における来場者、関係者の被災状況の情報収集及びその対策に関すること
	県民生活環境部	(部長) 県民生活環境部長 (副部長) 県民生活環境部次長	生活班	県民生活環境課長 男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生活課長	1 災害時における消費者物価に関すること 2 災害ボランティア救援本部 及び災害ボランティア関係課との連絡調整に関すること 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること 4 男女共同参画の視点での災害対応に関すること	県民生活環境部	(部長) 県民生活環境部長 (副部長) 県民生活環境部次長	生活班	県民生活環境課長 男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生活課長	1 災害時における消費者物価に関すること 2 県災害ボランティア本部 及び災害ボランティア関係課との連絡調整に関すること 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること 4 男女共同参画の視点での災害対応に関すること
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略1)

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画(案)				
19	教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育次長	教育班	総務課長 教育環境整備課長 教職員課長 福利厚生室長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 児童生徒支援課長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長	1 学童及び授業の措置に関すること。 2 学校用教科書のあっせん調達に関すること。 3 教職員の罹災状況調査並びに見舞金等の給付及び貸付けに関すること。 4 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。	教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育次長	教育班	教育政策課長 働きがい推進室長 福利厚生室長 教育環境整備課長 義務教育課長 高校教育課長 教育DX推進室長 特別支援教育課長 児童生徒支援課長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長	1 学童及び授業の措置に関すること。 2 学校用教科書のあっせん調達に関すること。 3 教職員の罹災状況調査並びに見舞金等の給付及び貸付けに関すること。 4 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	変更協定書の締結に伴う、「災害発生時等における医療救護活動に関する協定書」の修正 (公益社団法人長崎県看護協会)	
ページ	現行計画	修正計画(案)
174	<p>3 各種協定等</p> <p>(21) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定書</p> <p>第1条 この協定は、<u>長崎県内</u>で地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「<u>災害発生時等</u>」という。）において、甲が乙に対して救護活動の協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>災害発生時等</u>において、乙は甲からの協力要請に基づき、<u>(追加)</u>看護班を下記の救護活動に派遣するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 各種協定等</p> <p>(21) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定書</p> <p>第1条 この協定は、<u>長崎県内外</u>で地震、風水害その他の災害等が発生した場合、<u>新興感染症等のまん延した場合</u>（以下「<u>発災時等</u>」という。）において、甲が乙に対して救護活動の協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>発災時等</u>において、乙は甲からの協力要請に基づき、<u>医療法(昭和23年法律第205号)第30条の12の2に規定する災害・感染症医療業務従事者である看護師(以下「災害支援ナース」という。)</u>から構成される看護班を下記の救護活動に派遣するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 新興感染症のクラスター発生病院・宿泊療養施設等における看護業務</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(業務の委託)</u></p> <p><u>第9条 災害支援ナースの派遣調整に関しては、発災時に別途委託契約を締結する。</u></p> <p><u>(登録者名簿の管理)</u></p> <p><u>第10条 乙は災害支援ナースの登録者名簿管理を行い、登録内容に変更が生じた時は更新する。</u></p> <p><u>2 乙は、甲の申請により、登録者名簿を提出する。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

<p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>平成28年6月1日</p> <p>甲 長崎市江戸町2番13号 長崎県知事 中村 法道</p> <p>乙 諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵</p>	<p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>第13条 略</p> <p>平成28年6月1日 （令和6年3月22日変更協定）</p> <p>甲 長崎市尾上町3番1号 長崎県知事 大石 賢吾</p> <p>乙 諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 会長 日野出 悦子</p>
---	---

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書を締結したことに伴う追加（県地域環境課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
342	<p>3 各種協定等</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 各種協定等</p> <p><u>(64) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書</u> <u>(県地域環境課：九州・山口9県、(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「協会」という。）とは、災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関し、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>(趣旨)</u> <u>第1条 この協定は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、協会の支援を得て被災建築物等のアスベスト調査を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>(支援の対象地域)</u> <u>第2条 前条に基づく支援の対象となる地域は、被災県の全域とする。</u></p> <p><u>(定義)</u> <u>第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>一 被災建築物等 被災県が保有している情報を基に、被災県又は協会がアスベスト調査を必要と判断した被災した建築物その他の工作物とする。</u> <u>二 調整役 九州・山口9県において、広域的な災害等を想定しあらかじめ選定したもので、被災県及び協会との調整等を担う県をいう。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>(支援の内容)</u></p> <p><u>第4条 協会が被災県に対して行う支援の内容は次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の有無及び露出・破損状況等の調査（以下「被災建築物等調査」という。）</u></p> <p><u>二 その他アスベスト飛散防止のため必要となる助言</u></p> <p><u>2 被災県は、前項各号に定める事項以外の支援を必要とする場合は、協会と協議する。</u></p> <p><u>3 調整役は、広域的な災害の発生や災害の状況等に応じ、協会が被災県に対して行う支援について、第5条第3項に定める調整及び同条第5項に定める協力をを行うものとする。</u></p> <p><u>(支援の要請)</u></p> <p><u>第5条 被災県は、その県内において支援を得て被災建築物等調査を行う必要があると判断する場合は、協会に対して支援を要請することができる。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる支援の要請は、原則として、被災県が直接行う。ただし、広域的な災害の発生その他の事情により、被災県から協会に直接の要請が困難な場合は、調整役を通じて行うものとする。</u></p> <p><u>3 調整役は、前項ただし書により被災県からの支援の要請についての協力依頼があった場合は、協会に対して要請があったことを連絡し、協会及び被災県と支援内容について調整する。</u></p> <p><u>4 協会は、支援の要請を受けたときは、可能な範囲で支援する。</u></p> <p><u>5 調整役は、災害の状況等に応じ、被災県からの第3項による速やかな協力依頼が困難と見込まれるときは、被災県からの協力依頼が行われる前に被災県に対して必要な協力をを行うものとする。</u></p> <p><u>6 被災県において、支援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する支援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。</u></p> <p><u>(被災県における受援体制)</u></p> <p><u>第6条 被災県は、協会に対して、第5条に基づく支援が円滑に行われるよう、被災状況及び被災建築物等の情報の提供並びに調査における職員の同行</u></p>
--	--	---

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>について取り組むものとする。</u></p> <p><u>(経費の負担)</u></p> <p><u>第7条 協会が支援に要した経費（人件費及び機器費を除く。以下同じ。）は、原則として支援を受けた被災県の負担とし、その負担の範囲は被災県と協会</u> <u>で協議して定める。</u></p> <p><u>2 支援を受けた被災県において、その支援を受けた地域に大気汚染防止法政</u> <u>令市を含む場合は、その市の地域で行われた支援に関する経費の負担につい</u> <u>ては、支援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが</u> <u>協議の上、決定する。</u></p> <p><u>(実施報告)</u></p> <p><u>第8条 協会は、第4条第1項第1号及び同条第2項の支援を実施したとき</u> <u>は、時期、場所、調査者氏名（資格）、種類、件数その他必要な事項を文書に</u> <u>より、被災県に報告するものとする。</u></p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p><u>第9条 協会は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を本協定の有効期</u> <u>間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らし、又は本協定の目的以外</u> <u>に利用してはならない。ただし、あらかじめ書面により被災県の承諾を得た</u> <u>ときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(平常時の連携)</u></p> <p><u>第10条 協会と九州・山口9県は、本協定の効果的な運用を図るため、平常</u> <u>時から情報交換等を行うものとする。</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第11条 この協定は、協定の締結日から有効とし、特別の定めをする場合を</u> <u>除き、その効力を持続するものとする。</u></p> <p><u>(補足)</u></p> <p><u>第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項に</u></p>
--	--	---

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>については、協会及び九州・山口9県で協議して定める。</u></p> <p><u>2 この協定は、協会及び九州・山口9県が個別に又は共同で他者と締結する災害時の協定又は個別計画に基づく取組を妨げるものではない。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この協定は、令和4年（2022年）6月13日から適用する。</u></p> <p><u>この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、各県知事及び協会それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。</u></p> <p><u>令和4年（2022年）6月13日</u></p> <p><u>福岡県知事 服部 誠太郎</u> <u>宮崎県知事 河野 俊嗣</u></p> <p><u>佐賀県知事 山口 祥義</u> <u>鹿児島県知事 塩田 康一</u></p> <p><u>長崎県知事 大石 賢吾</u> <u>沖縄県知事 玉城 康裕</u></p> <p><u>熊本県知事 蒲島 郁夫</u> <u>山口県知事 村岡 嗣政</u></p> <p><u>大分県知事 広瀬 勝貞</u></p> <p><u>東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号田辺ビル4階</u> <u>一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会</u> <u>代表理事 貴田 晶子</u></p>
--	--	--

<p>345</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(65) 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書</u></p> <p><u>(県地域環境課：九州・山口9県、(一社)日本アスベスト調査診断協会)福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）と一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（以下「協会」という。）とは、災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関し、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この協定は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、協会の支援を得て被災建築物等のアスベスト調査を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>(支援の対象地域)</u></p> <p><u>第2条 前条に基づく支援の対象となる地域は、被災県の全域とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 被災建築物等 被災県が保有している情報を基に、被災県又は協会がアスベスト調査を必要と判断した被災した建築物その他の工作物とする。</u> <u>二 調整役 九州・山口9県において、広域的な災害等を想定しあらかじめ選定したもので、被災県及び協会との調整等を担う県をいう。</u> <p><u>(支援の内容)</u></p> <p><u>第4条 協会が被災県に対して行う支援の内容は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の有無及び露出・破損状況等の調査（以下「被災建築物等調査」という。）</u> <u>二 その他アスベスト飛散防止のため必要となる助言</u>
------------	--------------------	---

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

2 被災県は、前項各号に定める事項以外の支援を必要とする場合は、協会と協議する。

3 調整役は、広域的な災害の発生や災害の状況等に応じ、協会が被災県に対して行う支援について、第5条第3項に定める調整及び同条第5項に定める協力をを行うものとする。

(支援の要請)

第5条 被災県は、その県内において支援を得て被災建築物等調査を行う必要があると判断する場合は、協会に対して支援を要請することができる。

2 前項に掲げる支援の要請は、原則として、被災県が直接行う。ただし、広域的な災害の発生その他の事情により、被災県から協会に直接の要請が困難な場合は、調整役を通じて行うものとする。

3 調整役は、前項ただし書により被災県からの支援の要請についての協力依頼があった場合は、協会に対して要請があったことを連絡し、協会及び被災県と支援内容について調整する。

4 協会は、支援の要請を受けたときは、可能な範囲で支援する。

5 調整役は、災害の状況等に応じ、被災県からの第3項による速やかな協力依頼が困難と見込まれるときは、被災県からの協力依頼が行われる前に被災県に対して必要な協力をを行うものとする。

6 被災県において、支援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する支援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

(被災県における受援体制)

第6条 被災県は、協会に対して、第5条に基づく支援が円滑に行われるよう、被災状況及び被災建築物等の情報の提供並びに調査における職員の同行について取り組むものとする。

(経費の負担)

第7条 協会が支援に要した経費（人件費及び機器費を除く。以下同じ。）は、原則として支援を受けた被災県の負担とし、その負担の範囲は被災県と協会

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>で協議して定める。</u></p> <p><u>2 支援を受けた被災県において、その支援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた支援に関する経費の負担については、支援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。</u></p> <p><u>(実施報告)</u></p> <p><u>第8条 協会は、第4条第1項第1号及び同条第2項の支援を実施したときは、時期、場所、調査者氏名（資格）、種類、件数その他必要な事項を文書により、被災県に報告するものとする。</u></p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p><u>第9条 協会は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ書面により被災県の承諾を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(平常時の連携)</u></p> <p><u>第10条 協会と九州・山口9県は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から情報交換等を行うものとする。</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第11条 この協定は、協定の締結日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。</u></p> <p><u>(補足)</u></p> <p><u>第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項については、協会及び九州・山口9県で協議して定める。</u></p> <p><u>2 この協定は、協会及び九州・山口9県が個別に又は共同で他者と締結する災害時の協定又は個別計画に基づく取組を妨げるものではない。</u></p> <p><u>附則</u></p>
--	--	--

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>この協定は、令和4年（2022年）6月13日から適用する。</u></p> <p><u>この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、各県知事及び協会それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。</u></p> <p><u>令和4年（2022年）6月13日</u></p> <p><u>福岡県知事 服部 誠太郎</u> <u>宮崎県知事 河野 俊嗣</u></p> <p><u>佐賀県知事 山口 祥義</u> <u>鹿児島県知事 塩田 康一</u></p> <p><u>長崎県知事 大石 賢吾</u> <u>沖縄県知事 玉城 康裕</u></p> <p><u>熊本県知事 蒲島 郁夫</u> <u>山口県知事 村岡 嗣政</u></p> <p><u>大分県知事 広瀬 勝貞</u></p> <p><u>東京都港区芝5-26-30専売ビル5F2B</u> <u>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会</u> <u>代表理事 本山 幸嘉</u></p>
--	--	--

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	有事における庁舎の相互利用に関する協定書の締結に伴う追加（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
342	<p>3 各種協定等</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 各種協定等</p> <p><u>(66)有事における庁舎の相互利用に関する協定書</u></p> <p><u>長崎県（以下「甲」という。）と佐世保市（以下「乙」という。）は、災害時における庁舎の相互利用に関し、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この協定は、長崎県内において地震、風水害及びその他の原因による災害等（以下「災害」という。）が発生し、甲及び乙が、県庁や市役所に帰庁することが困難になった場合、甲及び乙が災害対応の指揮を迅速に、かつ的確に行うため、甲及び乙が所有する庁舎等の会議室及び設備を相互に利用することについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(協力の要請)</u></p> <p><u>第2条 甲及び乙は、県内で災害が発生した場合、甲においては乙の庁舎の、乙においては甲の庁舎の会議室及び設備を使用したい旨の申し出があった場合には、それぞれの業務の支障のない範囲で、協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申し出は、原則として文書によるものとするが、これよりがたい場合には、口頭で行い、後刻、文書を提出するものとする。</u></p> <p><u>3 会議室及び設備の使用は無償とする。</u></p> <p><u>4 甲及び乙は、協定締結後すみやかに、会議室等を使用する場合における連絡窓口を定め、甲においては乙に、乙においては甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>(相互利用の対象とする施設)</u></p> <p><u>第3条 相互利用の対象とする施設は、甲及び乙が、あらかじめ、別に定める。</u></p> <p><u>(会議室等の使用にあたっての守るべき事項)</u></p> <p><u>第4条 甲及び乙は、借り受けた会議室については、善良なる管理者の注意義務</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

をもって、使用することとし、会議室や設備を破損した場合には、弁償しなければならない。

（使用実績の報告）

第5条 甲及び乙は、会議室及び設備の使用終了後、使用した期間、会議室、設備等について、文書で報告しなければならない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年2月15日

甲 長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 大石 賢吾

乙 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市長 宮島 大典

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定書の締結に伴う追加（県防災企画課）	
ページ	現行計画	修正計画(案)
342	<p>3 各種協定等</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 各種協定等</p> <p><u>(67) 災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定書</u></p> <p><u>長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協定を締結する。</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、物資等の緊急輸送や、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌きが迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。</u></p> <p><u>(協力の要請)</u></p> <p><u>第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し協力を要請する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。</u></p> <p><u>(協力の実施)</u></p> <p><u>第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り協力を行うものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>(協力の内容)</u></p> <p><u>第4条 この協定により、甲が乙に対して、協力を要請する業務は次のとおりとする。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>(1) 物資等の緊急輸送</u> <u>(2) 物資の調達及び供給</u> <u>(3) 荷捌き業務に関する荷役の提供及び統括する指導者の派遣</u> <u>(4) 荷捌き業務に必要となる機器の貸与と操作者の派遣</u> <u>(5) 救援物資集積拠点の提供</u> <u>(6) その他、甲が必要と認める事項</u></p> <p><u>(車両の運行への配慮)</u> 第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。 2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して、安全確保に努め、必要に応じて乙へ報告するものとする。</p> <p><u>(費用負担)</u> 第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担する。 2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における物資の輸送及び救援物資の荷捌き等にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。</p> <p><u>(費用の請求及び支払い)</u> 第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。 2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。</p> <p><u>(損害賠償責任)</u> 第8条 乙は、甲の要請による業務の実施中に、乙の責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。</p> <p><u>(従事者の損害補償)</u> 第9条 甲の要請により、乙が実施した業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、乙の責任において行うものとする。</p> <p><u>(市町による支援物資輸送に係る要請)</u></p>
--	--	--

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

		<p><u>第10条</u> 甲は、被災市町から物資等の緊急輸送及び救援物資の荷捌き等に関する協力依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により甲が乙から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは、「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結した場合には、前2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(連絡体制の整備)</u></p> <p><u>第11条</u> 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者等届(様式第3号)により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。</p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第12条</u> この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。</p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第13条</u> この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。</p> <p><u>以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。</u></p> <p>令和6年11月18日 甲 長崎市尾上町3番1号 長崎県知事 大石 賢吾 乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 理事長 和佐見 勝</p>
--	--	--

令和6年度「長崎県地域防災計画（資料編）」修正案（新旧対照）

長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）

令和6年度修正

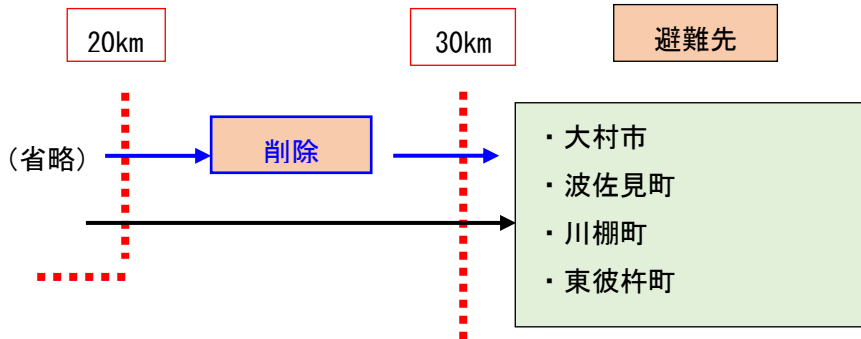
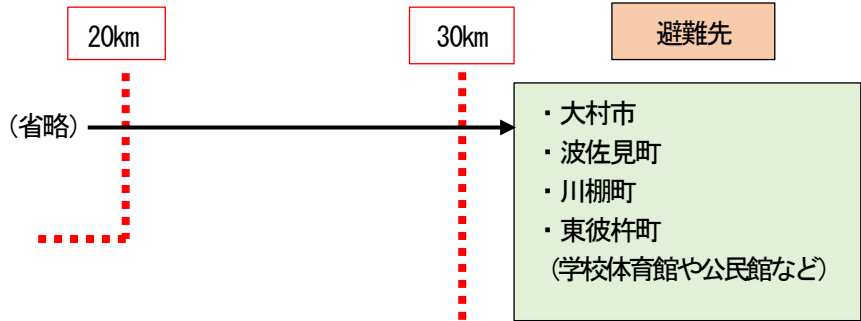
令和6年11月

長崎県防災会議

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	中央防災会議『防災基本計画』（R6.6）273頁の安定ヨウ素剤にかかる加筆改定及び長崎県の特性に合わせた修正（玄海原子力規制事務所、県業務行政室）	
ページ	現行計画	修正計画
1 4 18	<p>長崎県地域防災計画 原子力災害対策編</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</p> <p>2. 緊急防護措置を準備する区域</p> <p>UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、避難等の緊急防護措置を準備する区域であるが、本県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から 30km の円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区をUPZの対象とし、避難計画の策定等必要な対策を講じることとする。</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>(3) 通信手段、経路の多様化</p> <p>⑨ 電源喪失時の対応</p> <p>県及び避難対象市は、庁舎が停電した場合に備え、(追加) バッテリー内蔵の衛星携帯電話や、黒電話（電源不要） の活用が円滑に図られるよう努める。</p>	<p>(削除)</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</p> <p>2. 緊急防護措置を準備する区域</p> <p>UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、避難等の緊急防護措置を準備する区域であるが、本県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から おおむね30km の円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区をUPZの対象とし、避難計画の策定等必要な対策を講じることとする。</p> <p>3. 通信手段の確保</p> <p>(3) 通信手段、経路の多様化</p> <p>⑨ 電源喪失時の対応</p> <p>県及び避難対象市は、庁舎が停電した場合に備え、予備電源の確保やバッテリー内蔵の衛星携帯電話 (削除) の活用が円滑に図られるよう努める。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	適切な記載への修正（松浦市）	
ページ	現行計画	修正計画
24	<p>第2章 災害予防対策 第9節 避難受入れ体制の整備 2. 避難計画における避難先</p> <p>■ 避難計画対象地域別避難先の概要</p>  <p>(省略) → 20km → [削除] → 30km → 避難先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大村市 ・波佐見町 ・川棚町 ・東彼杵町 	<p>第2章 災害予防対策 第9節 避難受入れ体制の整備 2. 避難計画における避難先</p> <p>■ 避難計画対象地域別避難先の概要</p>  <p>(省略) → 20km → 30km → 避難先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大村市 ・波佐見町 ・川棚町 ・東彼杵町 (学校体育館や公民館など)

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	中央防災会議『防災基本計画』（R6.6）273頁の安定ヨウ素剤にかかる加筆改定及び長崎県の特性に合わせた修正（玄海原子力規制事務所、県業務行政室）	
ページ	現行計画	修正計画
32	<p>第2章 災害予防対策 第13節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>6. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象市、医療機関等と連携して、PAZ 内及びPAZ 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにUPZ 内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておく。</p> <p><u>なお、事前配布を行う地域は、PAZ に準じた避難を行う地区（松浦市鷹島・黒島）とする。</u></p>	<p>第2章 災害予防対策 第13節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>6. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象市、医療機関等と連携して、<u>PAZ に準じた避難を行う地区（松浦市鷹島・黒島）及び、指定された配布場所で受取ることが困難な場合で、市町が事前配布を必要と認める</u>住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに UPZ 内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくとともに、<u>日頃から安定ヨウ素剤の効果等について住民等への周知徹底に努める。</u></p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	中央防災会議『防災基本計画』（R6.6）273頁の安定ヨウ素剤にかかる加筆改定及び長崎県の特性に合わせた修正（玄海原子力規制事務所、県業務行政室）	
ページ	現行計画	修正計画
87	<p>第4節 避難等</p> <p>県、避難対象市及び受入市町は、道路の寸断や障害物による道路幅の現象等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。</p>	<p>第4節 避難等</p> <p>県、避難対象市及び受入市町は、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	適切な記載への修正（松浦市）					
ページ	現行計画			修正計画		
117	原子力災害対策医療保健班マニュアル			原子力災害対策医療保健班マニュアル		
	◎関係機関連絡先			◎関係機関連絡先		
	所属名	電話番号	FAX 番号	所属名	電話番号	FAX 番号
	(略)			(略)		
	北松浦医師会	0950-72-1110	0950-72-1117	北松浦医師会	0956-72-1110	0956-72-1117
	(略)			(略)		

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	中央防災会議『原子力艦の原子力災害対策マニュアル』（R4.6）に示される組織名称の誤記修正（玄海原子力規制事務所）	
ページ	現行計画	修正計画
146	<p>原子力艦の原子力災害対策 第3章 災害応急対策 第8節 救急・救助及び医療活動 2. 医療活動等</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の服用指示 県は、国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。 関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、予防服用を指示する。</p>	<p>原子力艦の原子力災害対策 第3章 災害応急対策 第8節 救急・救助及び医療活動 2. 医療活動等</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の服用指示 県は、国の(削除)現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。 関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、予防服用を指示する。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	安定ヨウ素剤の数量の増減などの時点修正等（松浦市）																																																																																																																													
ページ	現行計画	修正計画																																																																																																																												
161	<p>原子力災害対策編（資料編）</p> <p>10. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>表 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量</th> <th>ヨウ化カリウム量 (mg)</th> <th>ヨウ化カリウム製剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>生後1ヶ月以上 3歳未満</td> <td>25</td> <td>32.5※</td> <td>ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (35.2 mg) 1包</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>安定ヨウ素剤備蓄一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>施設名</th> <th>安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)</th> <th>安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)</th> <th>新生児用ゼリー剤 (包)</th> <th>乳幼児用ゼリー剤 (包)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">松浦市</td> <td>鷹島診療所</td> <td>5</td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>鷹島支所</td> <td>5</td> <td></td> <td><u>80</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鷹島保育園</td> <td>1</td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養源保育所</td> <td>1</td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ひかりヶ丘保育園</td> <td>1</td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	生後1ヶ月以上 3歳未満	25	32.5※	ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (35.2 mg) 1包	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)	松浦市	鷹島診療所	5		<u>(追加)</u>	100	鷹島支所	5		<u>80</u>	<u>(追加)</u>	(省略)	(省略)				鷹島保育園	1		<u>(追加)</u>	100	(省略)	(省略)				養源保育所	1		<u>(追加)</u>	100	ひかりヶ丘保育園	1		<u>(追加)</u>	100	<p>原子力災害対策編（資料編）</p> <p>10. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>表 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量</th> <th>ヨウ化カリウム量 (mg)</th> <th>ヨウ化カリウム製剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>生後1ヶ月以上 3歳未満</td> <td>25</td> <td>32.5※</td> <td>ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (32.5 mg) 1包</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>安定ヨウ素剤備蓄一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>施設名</th> <th>安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)</th> <th>安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)</th> <th>新生児用ゼリー剤 (包)</th> <th>乳幼児用ゼリー剤 (包)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">松浦市</td> <td>鷹島診療所</td> <td><u>10</u></td> <td></td> <td><u>80</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>鷹島支所</td> <td>5</td> <td></td> <td><u>60</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鷹島保育園</td> <td>1</td> <td></td> <td><u>20</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養源保育所</td> <td>1</td> <td></td> <td><u>20</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ひかりヶ丘保育園</td> <td>1</td> <td></td> <td><u>20</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	生後1ヶ月以上 3歳未満	25	32.5※	ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (32.5 mg) 1包	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)	松浦市	鷹島診療所	<u>10</u>		<u>80</u>	100	鷹島支所	5		<u>60</u>	<u>100</u>	(省略)	(省略)				鷹島保育園	1		<u>20</u>	100	(省略)	(省略)				養源保育所	1		<u>20</u>	100	ひかりヶ丘保育園	1		<u>20</u>	100
対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤																																																																																																																											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																																																											
生後1ヶ月以上 3歳未満	25	32.5※	ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (35.2 mg) 1包																																																																																																																											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																																																											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																																																											
市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)																																																																																																																									
松浦市	鷹島診療所	5		<u>(追加)</u>	100																																																																																																																									
	鷹島支所	5		<u>80</u>	<u>(追加)</u>																																																																																																																									
	(省略)	(省略)																																																																																																																												
	鷹島保育園	1		<u>(追加)</u>	100																																																																																																																									
	(省略)	(省略)																																																																																																																												
	養源保育所	1		<u>(追加)</u>	100																																																																																																																									
	ひかりヶ丘保育園	1		<u>(追加)</u>	100																																																																																																																									
対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤																																																																																																																											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																																																											
生後1ヶ月以上 3歳未満	25	32.5※	ゼリー剤 (16.3 mg) 2包 又は ゼリー剤 (32.5 mg) 1包																																																																																																																											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																																																											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																																																											
市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)																																																																																																																									
松浦市	鷹島診療所	<u>10</u>		<u>80</u>	100																																																																																																																									
	鷹島支所	5		<u>60</u>	<u>100</u>																																																																																																																									
	(省略)	(省略)																																																																																																																												
	鷹島保育園	1		<u>20</u>	100																																																																																																																									
	(省略)	(省略)																																																																																																																												
	養源保育所	1		<u>20</u>	100																																																																																																																									
	ひかりヶ丘保育園	1		<u>20</u>	100																																																																																																																									
162																																																																																																																														

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画（案）						
162	安定ヨウ素剤備蓄一覧					安定ヨウ素剤備蓄一覧						
	市町名	施設名	安定ヨウ素剤（丸剤）（箱）	安定ヨウ素剤（散剤）（瓶）	新生児用ゼリー剤（包）	乳幼児用ゼリー剤（包）	市町名	施設名	安定ヨウ素剤（丸剤）（箱）	安定ヨウ素剤（散剤）（瓶）	新生児用ゼリー剤（包）	乳幼児用ゼリー剤（包）
	松浦市	青島診療所	1		<u>（追加）</u>	100	松浦市	青島診療所	1		<u>20</u>	100
		はまゆう園	1		<u>（追加）</u>	100		はまゆう園	1		<u>20</u>	100
		（省略）	（省略）					（省略）	（省略）			
		飛島公民館	1					飛島放射線防護施設	1			
		松浦市役所	<u>40</u>		<u>380</u>	300		松浦市役所	<u>39</u>		<u>160</u>	300
		JCHO 松浦中央病院	39		<u>（追加）</u>	<u>300</u>		JCHO 松浦中央病院	39		<u>40</u>	<u>100</u>
		（省略）	（省略）					（省略）	（省略）			
		つきっこ保育園	1		<u>（追加）</u>	100		つきっこ保育園	1		<u>20</u>	100
		（省略）	（省略）					（省略）	（省略）			
		<u>曙保育園</u>	<u>1</u>					<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			
		（省略）	（省略）					（省略）	（省略）			
		波佐見町役場	<u>10</u>		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>		波佐見町役場	<u>5</u>		<u>20</u>	<u>100</u>
		川棚町役場	<u>6</u>		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>		川棚町役場	<u>3</u>		<u>20</u>	<u>100</u>
		東彼杵町役場	<u>14</u>		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>		東彼杵町役場	<u>7</u>		<u>20</u>	<u>100</u>
	住民（3歳以上）	<u>5</u>				住民（3歳以上）	<u>1</u>					
	松浦市計	<u>170</u>		<u>540</u>	<u>1,500</u>	松浦市計	<u>154</u>		<u>600</u>	<u>1,700</u>		

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	人口等の時点修正（松浦市） 施設の名称などの時点修正（県障害福祉課、佐世保市、松浦市）																																																																																									
ページ	現行計画					修正計画（案）																																																																																				
164	<p>11. 避難対象地区の人口・年齢分布</p> <p>－人口－</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10km 圏内</th> <th>20km 圏内</th> <th>30km 圏内</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松浦市</td> <td>820</td> <td>6,894</td> <td>21,182</td> <td>30km 圏内には市全域が 含まれる。 全人口 21,182 人 (R5. 4. 1 現在)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>820</td> <td>6,894</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>－避難行動要支援者－</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10km 圏内</th> <th>20km 圏内</th> <th>30km 圏内</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松浦市</td> <td>34</td> <td>461</td> <td>1,311</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34</td> <td>461</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考	松浦市	820	6,894	21,182	30km 圏内には市全域が 含まれる。 全人口 21,182 人 (R5. 4. 1 現在)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合計	820	6,894				10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考	松浦市	34	461	1,311		(略)	(略)	(略)	(略)		合計	34	461			<p>11. 避難対象地区の人口・年齢分布</p> <p>－人口－</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10km 圏内</th> <th>20km 圏内</th> <th>30km 圏内</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松浦市</td> <td>799</td> <td>6,704</td> <td>20,722</td> <td>30km 圏内には市全域が 含まれる。 全人口 20,722 人 (R6. 4. 1 現在)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>799</td> <td>6,704</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>－避難行動要支援者－</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10km 圏内</th> <th>20km 圏内</th> <th>30km 圏内</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松浦市</td> <td>28</td> <td>412</td> <td>1,190</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28</td> <td>412</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考	松浦市	799	6,704	20,722	30km 圏内には市全域が 含まれる。 全人口 20,722 人 (R6. 4. 1 現在)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合計	799	6,704				10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考	松浦市	28	412	1,190		(略)	(略)	(略)	(略)		合計	28	412		
	10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考																																																																																						
松浦市	820	6,894	21,182	30km 圏内には市全域が 含まれる。 全人口 21,182 人 (R5. 4. 1 現在)																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
合計	820	6,894																																																																																								
	10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考																																																																																						
松浦市	34	461	1,311																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
合計	34	461																																																																																								
	10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考																																																																																						
松浦市	799	6,704	20,722	30km 圏内には市全域が 含まれる。 全人口 20,722 人 (R6. 4. 1 現在)																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																						
合計	799	6,704																																																																																								
	10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考																																																																																						
松浦市	28	412	1,190																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
合計	28	412																																																																																								
165	<p>12. 避難者収容施設 (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>避難対象地区</th> <th>名称</th> <th>市町名</th> <th>所在地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>福島</td> <td>波佐見町立波佐見中学校 体育館</td> <td>波佐見町</td> <td>折敷瀬郷 1999 番地</td> <td>1,004</td> </tr> <tr> <td>11～30 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>志佐</td> <td>長崎県立大村工業高校</td> <td>大村市</td> <td>森園町 1079 番地 3</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)	1～9 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		10	福島	波佐見町立波佐見中学校 体育館	波佐見町	折敷瀬郷 1999 番地	1,004	11～30 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		31	志佐	長崎県立大村工業 高校	大村市	森園町 1079 番地 3	1,000	32		(省略)	(省略)	(省略)		<p>12. 避難者収容施設 (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>避難対象地区</th> <th>名称</th> <th>市町名</th> <th>所在地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>福島</td> <td>波佐見町立波佐見中学校 (削除)</td> <td>波佐見町</td> <td>折敷瀬郷 1999 番地</td> <td>1,004</td> </tr> <tr> <td>11～30 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>志佐</td> <td>長崎県立大村工業高等学校</td> <td>大村市</td> <td>森園町 1079 番地 3</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)	1～9 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		10	福島	波佐見町立波佐見中学校 (削除)	波佐見町	折敷瀬郷 1999 番地	1,004	11～30 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		31	志佐	長崎県立大村工業 高等学校	大村市	森園町 1079 番地 3	1,000	32		(省略)	(省略)	(省略)									
	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)																																																																																					
1～9 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																						
10	福島	波佐見町立波佐見中学校 体育館	波佐見町	折敷瀬郷 1999 番地	1,004																																																																																					
11～30 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																						
31	志佐	長崎県立大村工業 高校	大村市	森園町 1079 番地 3	1,000																																																																																					
32		(省略)	(省略)	(省略)																																																																																						
	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)																																																																																					
1～9 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																						
10	福島	波佐見町立波佐見中学校 (削除)	波佐見町	折敷瀬郷 1999 番地	1,004																																																																																					
11～30 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																																																																																						
31	志佐	長崎県立大村工業 高等学校	大村市	森園町 1079 番地 3	1,000																																																																																					
32		(省略)	(省略)	(省略)																																																																																						

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画（案）				
165	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (㎡)
	御厨 (追加) (追加)	川棚町勤労青少年ホーム	川棚町	中組郷 1506 番地	436	33	川棚町勤労青少年ホーム	川棚町	中組郷 1506 番地	436
		川棚町柔剣道場	川棚町	中組郷 1533 番地 1	373	34	川棚町柔剣道場	川棚町	中組郷 1533 番地 1	373
		川棚町立石木小学校 体育館、 教室	川棚町	石木郷 120 番地 2	540	35	川棚町立石木小学校 (削除)	川棚町	石木郷 120 番地 2	540
		川棚町立川棚小学校 体育館、 教室	川棚町	中組郷 1555 番地	535	36	川棚町立川棚小学校 (削除)	川棚町	中組郷 1555 番地	535
		川棚町中央公園体育館	川棚町	下組郷 344 番地 1	1,254	37	川棚町中央公園体育館	川棚町	下組郷 344 番地 1	1,254
		東部地区コミュニティセンター	東彼杵町	瀬戸郷 726 番地	105	38	東部地区コミュニティセンター	川棚町	石木郷 204 番地	127
		川棚町中央公民館	川棚町	中組郷 1506 番地	445	39	川棚町中央公民館	川棚町	中組郷 1506 番地	445
		川棚町立川棚中学校 体育館、 教室	川棚町	中組郷 1370 番地 3	986	40	川棚町立川棚中学校 (削除)	川棚町	中組郷 1370 番地 3	986
		川棚町いきがいセンター	川棚町	下組郷 338 番地 57	594	41	川棚町いきがいセンター	川棚町	下組郷 338 番地 57	594
		川棚町立小串小学校 体育館、 教室	川棚町	小串郷 1207 番地	540	42	川棚町立小串小学校 (削除)	川棚町	小串郷 1207 番地	540
		波佐見町農村環境改善センター	波佐見町	長野郷 173 番地 2 号	528	43	波佐見町農村環境改善センター	波佐見町	長野郷 173 番地 2 号	528
		内海産業会館	波佐見町	湯無田郷 1240 番地 2	209	44	内海産業会館	波佐見町	湯無田郷 1240 番地 2	209
		金屋コミュニティセンター	波佐見町	金屋郷 1165 番地 1 号	143	45	金屋コミュニティセンター	波佐見町	金屋郷 1165 番地 1 号	143
		星鹿	長崎県立川棚高等学校 体育館、教室	川棚町	白石郷 64 番_1 号	1,400	46	長崎県立川棚高等学校 (削除)	川棚町	白石郷 64 番地 1 号
	川棚町公会堂		川棚町	中組郷 1506 番地	836	47	川棚町公会堂	川棚町	中組郷 1506 番地	836
	青島	千綿児童体育館	東彼杵町	駄地郷 182 番地	550	48	千綿児童体育館	東彼杵町	駄地郷 182 番地	550

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画（案）																																																																																																																																																																																																								
168	<p>13. 避難対象範囲にある施設</p> <p>(1) 学校</p> <p>—小学校— (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>校名</th> <th>所在地</th> <th>児童数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>御厨小学校</td> <td>御厨町前田免 10</td> <td><u>181</u></td> <td><u>21</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>星鹿小学校</td> <td>星鹿町下田免 700</td> <td><u>68</u></td> <td><u>19</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>志佐小学校</td> <td>志佐町浦免 1590</td> <td><u>390</u></td> <td><u>35</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上志佐小学校</td> <td>志佐町笛吹免 901</td> <td><u>51</u></td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>調川小学校</td> <td>調川町下免 986</td> <td><u>82</u></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>今福小学校</td> <td>今福町東免 16</td> <td><u>100</u></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>福島養源小学校</td> <td>福島町塩浜免 2950</td> <td><u>114</u></td> <td><u>22</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鷹島小学校</td> <td>鷹島町中通免 <u>1833</u></td> <td><u>72</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>青島小学校 (併)</td> <td>星鹿町青島免 701</td> <td><u>7</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>—中学校— (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>校名</th> <th>所在地</th> <th>生徒数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>御厨中学校</td> <td>御厨町里免 577</td> <td><u>148</u></td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>青島中学校 (併)</td> <td>星鹿町青島免 701</td> <td>2</td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>志佐中学校</td> <td>志佐町浦免 808</td> <td><u>231</u></td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調川中学校</td> <td>調川町下免 1009</td> <td><u>51</u></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>今福中学校</td> <td>今福町浦免 431-5</td> <td><u>56</u></td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>福島中学校</td> <td>福島町塩浜免 2953-1</td> <td>59</td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鷹島中学校</td> <td>鷹島町中通免 1914-2</td> <td><u>49</u></td> <td><u>19</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>—高等学校— (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>校名</th> <th>所在地</th> <th>生徒数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>松浦高等学校</td> <td>志佐町浦免 738-1</td> <td><u>189</u></td> <td><u>37</u></td> </tr> </tbody> </table>		校名	所在地	児童数	職員数	1	御厨小学校	御厨町前田免 10	<u>181</u>	<u>21</u>	2	星鹿小学校	星鹿町下田免 700	<u>68</u>	<u>19</u>	3	志佐小学校	志佐町浦免 1590	<u>390</u>	<u>35</u>	4	上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	<u>51</u>	<u>13</u>	5	調川小学校	調川町下免 986	<u>82</u>	20	6	今福小学校	今福町東免 16	<u>100</u>	18	7	福島養源小学校	福島町塩浜免 2950	<u>114</u>	<u>22</u>	8	鷹島小学校	鷹島町中通免 <u>1833</u>	<u>72</u>	<u>17</u>	9	青島小学校 (併)	星鹿町青島免 701	<u>7</u>	<u>11</u>		校名	所在地	生徒数	職員数	1	御厨中学校	御厨町里免 577	<u>148</u>	<u>24</u>	2	青島中学校 (併)	星鹿町青島免 701	2	<u>12</u>	3	志佐中学校	志佐町浦免 808	<u>231</u>	26	4	調川中学校	調川町下免 1009	<u>51</u>	18	5	今福中学校	今福町浦免 431-5	<u>56</u>	<u>18</u>	6	福島中学校	福島町塩浜免 2953-1	59	<u>17</u>	7	鷹島中学校	鷹島町中通免 1914-2	<u>49</u>	<u>19</u>		校名	所在地	生徒数	職員数	1	松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	<u>189</u>	<u>37</u>	<p>13. 避難対象範囲にある施設</p> <p>(1) 学校</p> <p>—小学校— (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>校名</th> <th>所在地</th> <th>児童数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>御厨小学校</td> <td>御厨町前田免 10</td> <td><u>185</u></td> <td><u>23</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>星鹿小学校</td> <td>星鹿町下田免 700</td> <td><u>70</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>志佐小学校</td> <td>志佐町浦免 1590</td> <td><u>367</u></td> <td><u>37</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上志佐小学校</td> <td>志佐町笛吹免 901</td> <td><u>45</u></td> <td><u>14</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>調川小学校</td> <td>調川町下免 986</td> <td><u>72</u></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>今福小学校</td> <td>今福町東免 16</td> <td><u>95</u></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>福島養源小学校</td> <td>福島町塩浜免 2950</td> <td><u>112</u></td> <td><u>21</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>鷹島小学校</td> <td>鷹島町中通免 <u>1914-2</u></td> <td><u>65</u></td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>青島小学校 (併)</td> <td>星鹿町青島免 701</td> <td><u>5</u></td> <td><u>10</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>—中学校— (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>校名</th> <th>所在地</th> <th>生徒数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>御厨中学校</td> <td>御厨町里免 577</td> <td><u>127</u></td> <td><u>22</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>青島中学校 (併)</td> <td>星鹿町青島免 701</td> <td>2</td> <td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>志佐中学校</td> <td>志佐町浦免 808</td> <td><u>220</u></td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>調川中学校</td> <td>調川町下免 1009</td> <td><u>47</u></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>今福中学校</td> <td>今福町浦免 431-5</td> <td><u>59</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>福島中学校</td> <td>福島町塩浜免 2953-1</td> <td>59</td> <td><u>19</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鷹島中学校</td> <td>鷹島町中通免 1914-2</td> <td><u>48</u></td> <td><u>18</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>—高等学校— (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>校名</th> <th>所在地</th> <th>生徒数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>松浦高等学校</td> <td>志佐町浦免 738-1</td> <td><u>182</u></td> <td><u>38</u></td> </tr> </tbody> </table>		校名	所在地	児童数	職員数	1	御厨小学校	御厨町前田免 10	<u>185</u>	<u>23</u>	2	星鹿小学校	星鹿町下田免 700	<u>70</u>	<u>17</u>	3	志佐小学校	志佐町浦免 1590	<u>367</u>	<u>37</u>	4	上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	<u>45</u>	<u>14</u>	5	調川小学校	調川町下免 986	<u>72</u>	20	6	今福小学校	今福町東免 16	<u>95</u>	18	7	福島養源小学校	福島町塩浜免 2950	<u>112</u>	<u>21</u>	8	鷹島小学校	鷹島町中通免 <u>1914-2</u>	<u>65</u>	<u>18</u>	9	青島小学校 (併)	星鹿町青島免 701	<u>5</u>	<u>10</u>		校名	所在地	生徒数	職員数	1	御厨中学校	御厨町里免 577	<u>127</u>	<u>22</u>	2	青島中学校 (併)	星鹿町青島免 701	2	<u>13</u>	3	志佐中学校	志佐町浦免 808	<u>220</u>	26	4	調川中学校	調川町下免 1009	<u>47</u>	18	5	今福中学校	今福町浦免 431-5	<u>59</u>	<u>17</u>	6	福島中学校	福島町塩浜免 2953-1	59	<u>19</u>	7	鷹島中学校	鷹島町中通免 1914-2	<u>48</u>	<u>18</u>		校名	所在地	生徒数	職員数	1	松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	<u>182</u>	<u>38</u>
	校名	所在地	児童数	職員数																																																																																																																																																																																																						
1	御厨小学校	御厨町前田免 10	<u>181</u>	<u>21</u>																																																																																																																																																																																																						
2	星鹿小学校	星鹿町下田免 700	<u>68</u>	<u>19</u>																																																																																																																																																																																																						
3	志佐小学校	志佐町浦免 1590	<u>390</u>	<u>35</u>																																																																																																																																																																																																						
4	上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	<u>51</u>	<u>13</u>																																																																																																																																																																																																						
5	調川小学校	調川町下免 986	<u>82</u>	20																																																																																																																																																																																																						
6	今福小学校	今福町東免 16	<u>100</u>	18																																																																																																																																																																																																						
7	福島養源小学校	福島町塩浜免 2950	<u>114</u>	<u>22</u>																																																																																																																																																																																																						
8	鷹島小学校	鷹島町中通免 <u>1833</u>	<u>72</u>	<u>17</u>																																																																																																																																																																																																						
9	青島小学校 (併)	星鹿町青島免 701	<u>7</u>	<u>11</u>																																																																																																																																																																																																						
	校名	所在地	生徒数	職員数																																																																																																																																																																																																						
1	御厨中学校	御厨町里免 577	<u>148</u>	<u>24</u>																																																																																																																																																																																																						
2	青島中学校 (併)	星鹿町青島免 701	2	<u>12</u>																																																																																																																																																																																																						
3	志佐中学校	志佐町浦免 808	<u>231</u>	26																																																																																																																																																																																																						
4	調川中学校	調川町下免 1009	<u>51</u>	18																																																																																																																																																																																																						
5	今福中学校	今福町浦免 431-5	<u>56</u>	<u>18</u>																																																																																																																																																																																																						
6	福島中学校	福島町塩浜免 2953-1	59	<u>17</u>																																																																																																																																																																																																						
7	鷹島中学校	鷹島町中通免 1914-2	<u>49</u>	<u>19</u>																																																																																																																																																																																																						
	校名	所在地	生徒数	職員数																																																																																																																																																																																																						
1	松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	<u>189</u>	<u>37</u>																																																																																																																																																																																																						
	校名	所在地	児童数	職員数																																																																																																																																																																																																						
1	御厨小学校	御厨町前田免 10	<u>185</u>	<u>23</u>																																																																																																																																																																																																						
2	星鹿小学校	星鹿町下田免 700	<u>70</u>	<u>17</u>																																																																																																																																																																																																						
3	志佐小学校	志佐町浦免 1590	<u>367</u>	<u>37</u>																																																																																																																																																																																																						
4	上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	<u>45</u>	<u>14</u>																																																																																																																																																																																																						
5	調川小学校	調川町下免 986	<u>72</u>	20																																																																																																																																																																																																						
6	今福小学校	今福町東免 16	<u>95</u>	18																																																																																																																																																																																																						
7	福島養源小学校	福島町塩浜免 2950	<u>112</u>	<u>21</u>																																																																																																																																																																																																						
8	鷹島小学校	鷹島町中通免 <u>1914-2</u>	<u>65</u>	<u>18</u>																																																																																																																																																																																																						
9	青島小学校 (併)	星鹿町青島免 701	<u>5</u>	<u>10</u>																																																																																																																																																																																																						
	校名	所在地	生徒数	職員数																																																																																																																																																																																																						
1	御厨中学校	御厨町里免 577	<u>127</u>	<u>22</u>																																																																																																																																																																																																						
2	青島中学校 (併)	星鹿町青島免 701	2	<u>13</u>																																																																																																																																																																																																						
3	志佐中学校	志佐町浦免 808	<u>220</u>	26																																																																																																																																																																																																						
4	調川中学校	調川町下免 1009	<u>47</u>	18																																																																																																																																																																																																						
5	今福中学校	今福町浦免 431-5	<u>59</u>	<u>17</u>																																																																																																																																																																																																						
6	福島中学校	福島町塩浜免 2953-1	59	<u>19</u>																																																																																																																																																																																																						
7	鷹島中学校	鷹島町中通免 1914-2	<u>48</u>	<u>18</u>																																																																																																																																																																																																						
	校名	所在地	生徒数	職員数																																																																																																																																																																																																						
1	松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	<u>182</u>	<u>38</u>																																																																																																																																																																																																						

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画（案）																																																																																																																																
170	<p>(2) 保育所・幼稚園 (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>みくりや双葉園</td><td>御厨町前田免 541-1</td><td><u>57</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>じこう保育園・慈光幼稚園</td><td>御厨町中野免 13-1</td><td><u>39</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td><u>曙保育園</u></td><td><u>御厨町米ノ山免 209</u></td><td><u>18</u></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td>今福保育園</td><td>今福町東免 2681-1</td><td><u>99</u></td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td>志佐保育園</td><td>志佐町浦免 1459-1</td><td><u>58</u></td></tr> <tr><td><u>6</u></td><td>松浦幼稚園</td><td>志佐町浦免 1567-1</td><td><u>85</u></td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td>たのしかこども園</td><td>志佐町栢木免 1725</td><td><u>52</u></td></tr> <tr><td><u>8</u></td><td>うつみ乳児保育園</td><td>志佐町庄野免 50</td><td><u>25</u></td></tr> <tr><td><u>9</u></td><td>上志佐保育所</td><td>志佐町笛吹免 920-2</td><td><u>39</u></td></tr> <tr><td><u>10</u></td><td>ほしか保育園</td><td>星鹿町下田免 193-1</td><td><u>58</u></td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td>はまゆう園</td><td>星鹿町青島免 483-1</td><td>3</td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td>鷹島保育園</td><td>鷹島町神崎免 139</td><td><u>32</u></td></tr> <tr><td><u>13</u></td><td>つきっこ保育園</td><td>調川町下免 591-1</td><td><u>26</u></td></tr> <tr><td><u>14</u></td><td>ひかりヶ丘保育園</td><td>福島町塩浜免 2449-35</td><td><u>46</u></td></tr> <tr><td><u>15</u></td><td>養源保育園</td><td>福島町原免 1771</td><td><u>14</u></td></tr> </tbody> </table>		名称	所在地	児童数	1	みくりや双葉園	御厨町前田免 541-1	<u>57</u>	2	じこう保育園・慈光幼稚園	御厨町中野免 13-1	<u>39</u>	<u>3</u>	<u>曙保育園</u>	<u>御厨町米ノ山免 209</u>	<u>18</u>	<u>4</u>	今福保育園	今福町東免 2681-1	<u>99</u>	<u>5</u>	志佐保育園	志佐町浦免 1459-1	<u>58</u>	<u>6</u>	松浦幼稚園	志佐町浦免 1567-1	<u>85</u>	<u>7</u>	たのしかこども園	志佐町栢木免 1725	<u>52</u>	<u>8</u>	うつみ乳児保育園	志佐町庄野免 50	<u>25</u>	<u>9</u>	上志佐保育所	志佐町笛吹免 920-2	<u>39</u>	<u>10</u>	ほしか保育園	星鹿町下田免 193-1	<u>58</u>	<u>11</u>	はまゆう園	星鹿町青島免 483-1	3	<u>12</u>	鷹島保育園	鷹島町神崎免 139	<u>32</u>	<u>13</u>	つきっこ保育園	調川町下免 591-1	<u>26</u>	<u>14</u>	ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免 2449-35	<u>46</u>	<u>15</u>	養源保育園	福島町原免 1771	<u>14</u>	<p>(2) 保育所・幼稚園 (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>みくりや双葉園</td><td>御厨町前田免 541-1</td><td><u>72</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>じこう保育園・慈光幼稚園</td><td>御厨町中野免 13-1</td><td><u>37</u></td></tr> <tr><td></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td>今福保育園</td><td>今福町東免 2681-1</td><td><u>102</u></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td>志佐保育園</td><td>志佐町浦免 1459-1</td><td><u>41</u></td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td>松浦幼稚園</td><td>志佐町浦免 1567-1</td><td><u>71</u></td></tr> <tr><td><u>6</u></td><td>たのしかこども園</td><td>志佐町栢木免 1725</td><td><u>50</u></td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td>うつみ乳児保育園</td><td>志佐町庄野免 50</td><td><u>26</u></td></tr> <tr><td><u>8</u></td><td>上志佐保育所</td><td>志佐町笛吹免 920-2</td><td><u>41</u></td></tr> <tr><td><u>9</u></td><td>ほしか保育園</td><td>星鹿町下田免 193-1</td><td><u>47</u></td></tr> <tr><td><u>10</u></td><td>はまゆう園</td><td>星鹿町青島免 483-1</td><td>3</td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td>鷹島保育園</td><td>鷹島町神崎免 139</td><td><u>27</u></td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td>つきっこ保育園</td><td>調川町下免 591-1</td><td><u>24</u></td></tr> <tr><td><u>13</u></td><td>ひかりヶ丘保育園</td><td>福島町塩浜免 2449-35</td><td><u>42</u></td></tr> <tr><td><u>14</u></td><td>養源保育園</td><td>福島町原免 1771</td><td><u>13</u></td></tr> </tbody> </table>		名称	所在地	児童数	1	みくりや双葉園	御厨町前田免 541-1	<u>72</u>	2	じこう保育園・慈光幼稚園	御厨町中野免 13-1	<u>37</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>3</u>	今福保育園	今福町東免 2681-1	<u>102</u>	<u>4</u>	志佐保育園	志佐町浦免 1459-1	<u>41</u>	<u>5</u>	松浦幼稚園	志佐町浦免 1567-1	<u>71</u>	<u>6</u>	たのしかこども園	志佐町栢木免 1725	<u>50</u>	<u>7</u>	うつみ乳児保育園	志佐町庄野免 50	<u>26</u>	<u>8</u>	上志佐保育所	志佐町笛吹免 920-2	<u>41</u>	<u>9</u>	ほしか保育園	星鹿町下田免 193-1	<u>47</u>	<u>10</u>	はまゆう園	星鹿町青島免 483-1	3	<u>11</u>	鷹島保育園	鷹島町神崎免 139	<u>27</u>	<u>12</u>	つきっこ保育園	調川町下免 591-1	<u>24</u>	<u>13</u>	ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免 2449-35	<u>42</u>	<u>14</u>	養源保育園	福島町原免 1771	<u>13</u>
	名称	所在地	児童数																																																																																																																															
1	みくりや双葉園	御厨町前田免 541-1	<u>57</u>																																																																																																																															
2	じこう保育園・慈光幼稚園	御厨町中野免 13-1	<u>39</u>																																																																																																																															
<u>3</u>	<u>曙保育園</u>	<u>御厨町米ノ山免 209</u>	<u>18</u>																																																																																																																															
<u>4</u>	今福保育園	今福町東免 2681-1	<u>99</u>																																																																																																																															
<u>5</u>	志佐保育園	志佐町浦免 1459-1	<u>58</u>																																																																																																																															
<u>6</u>	松浦幼稚園	志佐町浦免 1567-1	<u>85</u>																																																																																																																															
<u>7</u>	たのしかこども園	志佐町栢木免 1725	<u>52</u>																																																																																																																															
<u>8</u>	うつみ乳児保育園	志佐町庄野免 50	<u>25</u>																																																																																																																															
<u>9</u>	上志佐保育所	志佐町笛吹免 920-2	<u>39</u>																																																																																																																															
<u>10</u>	ほしか保育園	星鹿町下田免 193-1	<u>58</u>																																																																																																																															
<u>11</u>	はまゆう園	星鹿町青島免 483-1	3																																																																																																																															
<u>12</u>	鷹島保育園	鷹島町神崎免 139	<u>32</u>																																																																																																																															
<u>13</u>	つきっこ保育園	調川町下免 591-1	<u>26</u>																																																																																																																															
<u>14</u>	ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免 2449-35	<u>46</u>																																																																																																																															
<u>15</u>	養源保育園	福島町原免 1771	<u>14</u>																																																																																																																															
	名称	所在地	児童数																																																																																																																															
1	みくりや双葉園	御厨町前田免 541-1	<u>72</u>																																																																																																																															
2	じこう保育園・慈光幼稚園	御厨町中野免 13-1	<u>37</u>																																																																																																																															
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																																																																															
<u>3</u>	今福保育園	今福町東免 2681-1	<u>102</u>																																																																																																																															
<u>4</u>	志佐保育園	志佐町浦免 1459-1	<u>41</u>																																																																																																																															
<u>5</u>	松浦幼稚園	志佐町浦免 1567-1	<u>71</u>																																																																																																																															
<u>6</u>	たのしかこども園	志佐町栢木免 1725	<u>50</u>																																																																																																																															
<u>7</u>	うつみ乳児保育園	志佐町庄野免 50	<u>26</u>																																																																																																																															
<u>8</u>	上志佐保育所	志佐町笛吹免 920-2	<u>41</u>																																																																																																																															
<u>9</u>	ほしか保育園	星鹿町下田免 193-1	<u>47</u>																																																																																																																															
<u>10</u>	はまゆう園	星鹿町青島免 483-1	3																																																																																																																															
<u>11</u>	鷹島保育園	鷹島町神崎免 139	<u>27</u>																																																																																																																															
<u>12</u>	つきっこ保育園	調川町下免 591-1	<u>24</u>																																																																																																																															
<u>13</u>	ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免 2449-35	<u>42</u>																																																																																																																															
<u>14</u>	養源保育園	福島町原免 1771	<u>13</u>																																																																																																																															
171	<p>(3) 病院・診療所 (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>医療法人長愛会 菊地病院</td><td>志佐町浦免 1765-4</td><td><u>93</u></td></tr> <tr><td colspan="4">2~4 (省略)</td></tr> <tr><td>5</td><td>医療法人社団昌徳会 田中病院</td><td>御厨町里免 871</td><td><u>90</u></td></tr> <tr><td colspan="4">6・7 (省略)</td></tr> </tbody> </table>		名称	所在地	病床数	1	医療法人長愛会 菊地病院	志佐町浦免 1765-4	<u>93</u>	2~4 (省略)				5	医療法人社団昌徳会 田中病院	御厨町里免 871	<u>90</u>	6・7 (省略)				<p>(3) 病院・診療所 (松浦市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>医療法人長愛会 菊地病院</td><td>志佐町浦免 1765-4</td><td><u>92</u></td></tr> <tr><td colspan="4">2~4 (省略)</td></tr> <tr><td>5</td><td>医療法人社団昌徳会 田中病院</td><td>御厨町里免 871</td><td><u>79</u></td></tr> <tr><td colspan="4">6・7 (省略)</td></tr> </tbody> </table>		名称	所在地	病床数	1	医療法人長愛会 菊地病院	志佐町浦免 1765-4	<u>92</u>	2~4 (省略)				5	医療法人社団昌徳会 田中病院	御厨町里免 871	<u>79</u>	6・7 (省略)																																																																																											
	名称	所在地	病床数																																																																																																																															
1	医療法人長愛会 菊地病院	志佐町浦免 1765-4	<u>93</u>																																																																																																																															
2~4 (省略)																																																																																																																																		
5	医療法人社団昌徳会 田中病院	御厨町里免 871	<u>90</u>																																																																																																																															
6・7 (省略)																																																																																																																																		
	名称	所在地	病床数																																																																																																																															
1	医療法人長愛会 菊地病院	志佐町浦免 1765-4	<u>92</u>																																																																																																																															
2~4 (省略)																																																																																																																																		
5	医療法人社団昌徳会 田中病院	御厨町里免 871	<u>79</u>																																																																																																																															
6・7 (省略)																																																																																																																																		

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画				修正計画（案）					
174	(6) 障害者支援施設 (平戸市)				(6) 障害者支援施設 (平戸市)					
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	1	草笛が丘	施設入所支援	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	56	1	草笛が丘	施設入所支援	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	47
	2	平戸祐生園	施設入所支援	大久保町 2188 番地	50	2	平戸祐生園	施設入所支援	大久保町 2188 番地	50
	(7) 障害者グループホーム (佐世保市)				(7) 障害者グループホーム等 (佐世保市)					
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	1	グループホーム せちばる	共同生活 援助	世知原町栗迎 1 番地	18	1	グループホーム せちばる	共同生活 援助	世知原町栗迎 1 番地	18
	2	グループホーム みらい	共同生活 援助	世知原町筥瀬 777-4	24	2	グループホーム みらい	共同生活 援助	世知原町筥瀬 777-4	24
	3	アシタバ	共同生活 援助	吉井町直谷 1249-4	17	3	グループホーム やなせ	共同生活 援助	世知原町筥瀬 778-3	18
	4	北松事業所	共同生活 援助	江迎町小川内 15-3	72	4	アシタバ	共同生活 援助	吉井町直谷 368-6	16
	5	グループホーム やなせ	共同生活 援助	世知原町筥瀬 778-3	18	5	北松事業所	共同生活 援助	江迎町小川内 21	72
	6	ダイバーズホーム	共同生活 援助	江迎町長坂 164-29	7	6	ダイバーズホーム	共同生活 援助	江迎町長坂 164-29	7
	7	サンライフ長坂	共同生活 援助	江迎町長坂 189-1	7	7	サンライフ長坂	共同生活 援助	江迎町長坂 189-1	17
						8	指定共同生活援助事業所サン	共同生活 援助	江迎町北田 544-3	19

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画					修正計画（案）				
175	(平戸市)					(平戸市)				
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	1	共同生活援助「椿崎」	共同生活援助	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	18	1	共同生活援助「椿崎」	共同生活援助	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	19
	2	ワークハウス	共同生活援助	田平町小崎免 739	11	2	ワークハウス	共同生活援助	田平町小崎免 739	19
	3	椿の会	共同生活援助	田平町 小崎免 1133	10	3	椿の会	共同生活援助	田平町 大亀免 1133	9
	(壱岐市)					(壱岐市)				
		名称	種別	所在地	定員		名称	種別	所在地	定員
	1	ケアホーム壱岐	共同生活援助	郷ノ浦町 東触字市山 424-4	10	1	ともいき	共同生活援助	郷ノ浦町 郷ノ浦 598	16
	2	壱岐地域生活ホームひまわりの家	共同生活援助	郷ノ浦町 本村触 562	18	2	壱岐地域生活ホームひまわりの家	共同生活援助	郷ノ浦町 片原触 2510	18
	3	はーとふるらいふ飛翔	宿泊型自立訓練	郷ノ浦町坪触 3151-4	10	3	グループホームラクラ	共同生活援助	石田町石田西触 1048-1	5
					4	はーとふるらいふ飛翔	宿泊型自立訓練	郷ノ浦町坪触 3151-4	10	

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

ページ	現行計画	修正計画（案）																																										
176	<p>15. 車両及び船舶の状況 （1）乗合自動車、貸切旅客自動車 （松浦市）</p> <table border="1" data-bbox="264 371 1173 614"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>営業所等所在地</th> <th>種別</th> <th>台数</th> <th>定員</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">松浦観光バス（株）</td> <td rowspan="4">松浦市志佐町 栢木免 1744-8</td> <td>大型</td> <td>3</td> <td><u>164</u></td> <td rowspan="4">0956-72-2525</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td><u>2</u></td> <td><u>81</u></td> </tr> <tr> <td>マイクロ</td> <td>7</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>マイクロ （ハイエース）</td> <td>2</td> <td><u>28</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先	松浦観光バス（株）	松浦市志佐町 栢木免 1744-8	大型	3	<u>164</u>	0956-72-2525	中型	<u>2</u>	<u>81</u>	マイクロ	7	147	マイクロ （ハイエース）	2	<u>28</u>	<p>15. 車両及び船舶の状況 （1）乗合自動車、貸切旅客自動車 （松浦市）</p> <table border="1" data-bbox="1205 371 2098 614"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>営業所等所在地</th> <th>種別</th> <th>台数</th> <th>定員</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">松浦観光バス（株）</td> <td rowspan="4">松浦市志佐町 栢木免 1744-8</td> <td>大型</td> <td>3</td> <td><u>162</u></td> <td rowspan="4">0956-72-2525</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td><u>1</u></td> <td><u>40</u></td> </tr> <tr> <td>マイクロ</td> <td>7</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>マイクロ （ハイエース）</td> <td>2</td> <td><u>24</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先	松浦観光バス（株）	松浦市志佐町 栢木免 1744-8	大型	3	<u>162</u>	0956-72-2525	中型	<u>1</u>	<u>40</u>	マイクロ	7	147	マイクロ （ハイエース）	2	<u>24</u>
事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先																																							
松浦観光バス（株）	松浦市志佐町 栢木免 1744-8	大型	3	<u>164</u>	0956-72-2525																																							
		中型	<u>2</u>	<u>81</u>																																								
		マイクロ	7	147																																								
		マイクロ （ハイエース）	2	<u>28</u>																																								
事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先																																							
松浦観光バス（株）	松浦市志佐町 栢木免 1744-8	大型	3	<u>162</u>	0956-72-2525																																							
		中型	<u>1</u>	<u>40</u>																																								
		マイクロ	7	147																																								
		マイクロ （ハイエース）	2	<u>24</u>																																								

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正に伴う修正（九州電力株式会社 長崎支店）																													
ページ	現行計画	修正計画																												
187	<p>18. 通報様式等</p> <p style="text-align: right;">様式7</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警戒事態該当事象連絡</p> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____</p> <p style="text-align: right;">連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>玄海原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/>外的事象 地震・津波以外の自然災害 </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.) </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1	警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p>18. 通報様式等</p> <p style="text-align: right;">様式7</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警戒事態該当事象連絡</p> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____</p> <p style="text-align: right;">連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>玄海原子力発電所 第 号炉</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/>外的事象 地震・津波以外の自然災害 </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.) </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td> (玄海町において、震度6弱以上*の地震が発生した場合) ※当該警戒事態該当事象の発生に際して、以下に示す場合は、震度による観測地階層による観測地階層を追加する。 観測地階層による観測地階層 (地震応答観測装置 (3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部)) 【発生日時: 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平(X): 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【鉛直(Z): 年 月 日 時 分】 </td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (参考) 観測地階層とは異なる原子炉保護用地階層により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 玄海3号機 EL=3.7m:310gal以下(水平)、EL=18m:170gal以下(水平)、80gal以下(鉛直) 玄海4号機 EL=3.7m:220gal以下(水平)、EL=18m:170gal以下(水平)、80gal以下(鉛直)</p>	原子力事業所の名称及び場所	九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1	警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(玄海町において、震度6弱以上*の地震が発生した場合) ※当該警戒事態該当事象の発生に際して、以下に示す場合は、震度による観測地階層による観測地階層を追加する。 観測地階層による観測地階層 (地震応答観測装置 (3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部)) 【発生日時: 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平(X): 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【鉛直(Z): 年 月 日 時 分】
原子力事業所の名称及び場所	九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1																													
警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉																													
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)																													
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害																													
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()																													
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)																													
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																														
原子力事業所の名称及び場所	九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1																													
警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉																													
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)																													
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害																													
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()																													
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)																													
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(玄海町において、震度6弱以上*の地震が発生した場合) ※当該警戒事態該当事象の発生に際して、以下に示す場合は、震度による観測地階層による観測地階層を追加する。 観測地階層による観測地階層 (地震応答観測装置 (3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部)) 【発生日時: 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平(X): 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【鉛直(Z): 年 月 日 時 分】																													

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	佐賀県地域防災計画の修正に伴う修正（九州電力株式会社 長崎支店）	
ページ	現行計画	修正計画
188	<p style="text-align: center;">別図2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 --- : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">別図2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 --- : 電話による連絡 * : 災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正に伴う修正 (九州電力株式会社 長崎支店)					
ページ	現行計画	修正計画				
189	<p style="text-align: center;">様式9 特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">第10条通報</p> <p style="text-align: right;">通報者名 連絡先</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅瀬 4112-1</p> <p>特定事象の発生箇所 玄海原子力発電所 第 号炉</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基幹</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置の一部注水不能</p> <p>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>*□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基幹</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </td> </tr> </table> <p>特定事象の種類</p> <p>想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等</p> <p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状況 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値(玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値(玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基幹</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置の一部注水不能</p> <p>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>*□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基幹</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	<p style="text-align: center;">様式9 特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">第10条通報</p> <p style="text-align: right;">通報者名 連絡先</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 九州電力株式会社玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅瀬 4112-1</p> <p>特定事象の発生箇所 玄海原子力発電所 第 号炉</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基幹</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置の一部注水不能</p> <p>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>*□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基幹</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </td> </tr> </table> <p>特定事象の種類</p> <p>想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等</p> <p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、燃料取出後) 発生後(運転中、停止中、燃料取出後) ECCSの作動状況 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値(玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値(玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>【玄海町において、震度6弱以上の地震が発生した場合】 当該特定事象の発生に備えていると思われる場合は、既述による観測用地震計による観測値に加えて記入する。 観測用地震計による観測値(地震災害観測装置(3号炉原子炉建屋基礎コンクリート上部部)) 【発生日時】 年 月 日 時 分 【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【発生位置】 座標(経緯度) 緯度 経度</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基幹</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置の一部注水不能</p> <p>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>*□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基幹</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>
<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基幹</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置の一部注水不能</p> <p>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>*□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基幹</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>					
<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基幹</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置の一部注水不能</p> <p>□SE24 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>*□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基幹</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい等における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>					

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	佐賀県地域防災計画の修正に伴う修正（九州電力株式会社 長崎支店）	
ページ	現行計画	修正計画
190	<p>別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p> <p> 発電所対策本部長 <small>(原子力防災管理者)</small> </p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室(原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課(佐賀県知事) 玄海町 防災安全課(玄海町長) 長崎県 防災企画課(長崎県知事) 福岡県 防災企画課(福岡県知事) 唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市(防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 老岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 警察本部(佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署(唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、老岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 内閣府(政策統括官付) 玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官) オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部) 災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県)* <p> 本店対策本部 総括班長 </p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 <p> Legend: : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●→ : 電話による通報文書の着信確認 ---→ : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p> <p> 発電所対策本部長 <small>(原子力防災管理者)</small> </p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室(原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課(佐賀県知事) 玄海町 防災安全課(玄海町長) 長崎県 防災企画課(長崎県知事) 福岡県 防災企画課(福岡県知事) 唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市(防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 老岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課 警察本部(佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署(唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、老岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 内閣府(政策統括官付) 玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官) オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部) 災害警戒対策本部 (佐賀県)* 災害警戒本部 (削除) 玄海町、長崎県、福岡県)* <p> 本店対策本部 総括班長 </p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 <p> Legend: : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●→ : 電話による通報文書の着信確認 ---→ : 電話による連絡 * : 災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。 </p>

令和6年度「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」修正案（新旧対照）

改正理由 (機関)	組織改正に伴う修正（長崎地方気象台）									
ページ	現行計画				修正計画					
193	20. 防災関係機関及び連絡窓口				20. 防災関係機関及び連絡窓口					
	指定地方行政機関等				指定地方行政機関等					
	機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	FAX	機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	FAX
	(略)				(略)					
	長崎地方気象台	観測予報課	長崎市南山 手町 11-51	095-811-4861	095-822-4285	長崎地方気象台	(削除)	長崎市南山 手町 11-51	095-811-4861	095-822-4285
(略)				(略)						